

会報

第93号

国立大学協会

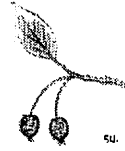
昭和56年8月

(第31卷第3号 通卷第93号)

会報

第93号

8
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

さらば共通一次試験よ	第2常置委員会委員長 東京工業大学長	齋藤 進六	7
〈窓〉	早魃の生態	伊谷純一郎	116
	まるごとつかむ生体作用	松原 純子	128

事業報告

●諸会議事要録 (5月～6月)

理 事 会 (5.29)	-----	13
	会務報告 協 議 理事候補者について 常置委員会委員 (教員) の選任について 常置委員会委員 (代表者) の選考について 昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算について 第68回総会の日程について 特別委員会委員の交代について 各委員会委員長報告と協議	
理 事 会 (6.16)	-----	22
	会長, 副会長の互選について 常置委員会委員 (代表者) 候補者の確認について 監事候補者の選考について 第69回総会の日時・場所等について	
委員等選考役員会 (5.29)	-----	23
	常置委員会委員 (教員) 候補者の選考について 常置委員会委員 (代表者) 候補者の選考について	
第68回総会 [第1日目] (6.16)	-----	25
	会務報告 協議事項 昭和55年度国立大学協会歳入歳出追加予算 (案) について 昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算について 昭和56年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について 学長委員の常置委員会出席旅費の支給について 理事の選任について 各委員会の委員長報告と協議 (第6常置委員会関係) 会長, 副会長の選任について 常置委員会の委員 (代表者) の選任について	

	常置委員会の委員（教員）の選任について 各委員会の委員長報告と協議	
第68回総会〔第2日目〕(6.17)	-----	39
	各常置委員会委員長および大学運営協議会地区委員 の選出結果について 大学運営協議会臨時委員（教員）の選任について 監事の選任について 臨時行政調査会に関する報告について 各委員会委員長報告 その他（次回（第69回）総会の日程について／大学の 当面する諸問題について）	
第35回事務連絡会議(6.19)	-----	43
	総会状況報告 大学入試センター連絡事項 文部省事務連絡事項	
第1常置委員会・教養課程に関する特別委員会合同会議(5.19)	-----	47
	放送大学学園法案について	
第1常置委員会(5.19)	-----	53
	放送大学学園法案について 次期委員長の選任について	
第1常置委員会(6.17)	-----	54
	委員長の選任について 放送大学について 今後の検討課題について	
第2常置委員会(5.11)	-----	56
	昭和57年度共通第1次学力試験に関する検討事項に ついて（昭和57年度共通第1次学力試験の実施につ いて／共通第1次学力試験の教科間の配点比率につ いて／その他） 入試教科目改訂の検討状況について	
第2常置委員会(6.15)	-----	60
	昭和60年度以降の入試教科目改訂について 直轄研・附置研等における大学院生の配分等につ いて その他（身体障害者の事前協議に係る措置について）	
第2常置委員会(6.17)	-----	63
	委員長の選任について 留学生の受け入れについて	

研究所における大学院生の確保について
身体障害者の大学入学について
推薦入学制度について
専門委員の補充について

入試教科目改訂専門委員会 (5.28) _____ 67

入試教科目の改訂について (昭和60年度以降の共通
第1次学力試験の出題教科・科目等についてのアン
ケート調査について / 「昭和60年度以降の共通第1
次学力試験のあり方について」の一部修正について
/ 共通第1次学力試験の成績の利用について)

第3常置委員会 (6.15) _____ 68

要望書の提出について
留年問題に関する第2次アンケートについて

第3常置委員会 (6.17) _____ 73

委員長の選任について
留年問題に関する調査について
今後の審議事項について

第4常置委員会 (6.15) _____ 75

要望書の提出について

第4常置委員会 (6.17) _____ 78

委員長の選任について
今後の審議事項について

第5常置委員会 (5.28) _____ 80

昭和56年度の国際交流関係予算について
マレーシア国パータニアン大学からの日本での研修
の協力要請について
カナダ国大学学長の招致について

第5常置委員会 (6.17) _____ 84

委員長の選任について
今後の審議事項について

第6常置委員会 (5.8) _____ 86

昭和56年度予算について
昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針
案について
「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」
について

第6常置委員会 (6.17)	90
委員長の選任について	
今後の審議事項について	
医学教育に関する特別委員会 (5.29)	93
医学教育の改善方策について	
次期委員長の選任について	
委員の補充について	
教養課程に関する特別委員会 (5.19)	97
今後の検討課題について	
大学格差問題特別委員会 (6.15)	99
「人文・社会系学部の拡充整備についての要望(案)」 について	
格差是正の問題について	
図書館特別委員会 (6.15)	100
大学図書館の昭和57年度予算に関する要望書 今後の審議事項について	
特別会計制度協議会 (5.11)	103
昭和56年度予算について	
昭和57年度国立学校特別会計予算の概算要求につい て	
特別会計制度協議会 (6.13)	105
昭和57年度概算要求について	
●第68回総会国立大学協会事業報告 (第67回総会以降第68回 総会前まで)	107
諸会合 (各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各国立大学 への意見照会等/資料・連絡強化等)	
要望書等の受理	
刊行物	
●諸会合 (昭和56年5月～6月末までの開催会議)	115

要 望 書

国立大学の定員要求について	117
---------------	-----

昭和57年度予算に関する要望書について	117
臨時行政調査会に対する要望書	119
課外活動施設・設備の整備に関する要望書	120
国立大学共同利用研修施設設置・充実に 関する要望書	121
大学及び大学院の奨学制度について の要望書	122
学生部関係職員の待遇改善に 関する要望書	123
国立大学教官等の待遇改善に 関する要望書について	123
教員養成の改善充実に 関する要望書	125
学術情報センターの設置に 関する要望書について	126
人文社会系学部の拡充整備に 関する要望書	127

資 料

共通第1次学力試験の成績の利用について (通知)	129
学長委員の常置委員会出席旅費について	131
大学設置審議会(大学設置分科会)委員について	131

名 簿

理 事 会	132
常置委員会(6委員会)	132
特別委員会(8委員会)	135
大学運営協議会	137
特別会計制度協議会	137

そ の 他

学長等の異動	139
寄贈図書	141

さらば共通一次試験よ

第2常置委員会委員長 齋藤進六
東京工業大学長

*

早いもので、もう4年になる。東工大は4年一期を限って学長の任期としているから、この小文が出る頃には私の退官も間近に迫っていることになる。生来我儘な私が、難しい共通一次試験担当の委員長になってしまったのだから、振り返れば今更身の縮む思いであるが、とにかく皆さんの支援を得てここまでやって来られたのを感謝したい。

本誌を借りてお別れの言葉を述べさせてもらいたいと思うが、何ととっても私にとっては、多くの批判はあるものの国公立の大学の心が結集してとにかくここまで歩んで来た共通一次試験を、この上とも大切に育てて行って戴きたいという願いが先に立つ。勿論これまでやってきた共通一次にも多くの欠点がある。

先ず一月初頭に試験をやるのは、現場の教官からは決して歓迎されることではないし、試験内容にしても高校の第三年次をカバー出来ない。すなわち三年間の学習到達度を完全には試験し得ないので、これが第二次試験を複雑なものにしている。

また、この時期において大雪が降った場合の対策については、殆ど確実な見通しがない。経験上から言えば、むしろ雪害が予想される地方の方が対策が行き届いていて、日頃雪に縁のない都市の方が大きな混乱を起こしがちであるということである。幸いにして東京、大阪、名古屋、京都などの大都会が雪害をこの時期に被ったことはなかったが、東京などは5センチ雪が降ったならばどういうことになるのか皆目見当がつかない。しかし、この時期に共通一次をやらなくてはならないということは、一期校、二期校がなくなって、同じ日に入学試験をやるにしても、一期校、二期校に分かれていた頃と同様な機会を受験者のために保留してやろうという相反する矛盾を前提として、共通一次では第3志望まで認め、そ

の成績の自己診断によって第2次試験校をそのうちのどれか一つに決めることが出来るという方法をとったからであって、この前提がくずれない以上、高等学校の教育の年次計画の具合からいっても、私立大学の入学試験とぶつかるという制限からいっても、今の時期をはずすということはなかなか難しいであろう。

また、共通一次に五教科を課すことは、高等学校における教育の約半分の単位数をその試験の中でカバーして高校教育の独立性を乱さないように、逆に言えば、入学試験ということで高等学校の教育内容を乱さないようにという気持から、このような方法がとられたのであるけれども、この結果はオールラウンド・プレーヤーにとっては有利であるが、ある特殊な才能を持った者に対しては不利であるという結果が生ずることは止むを得なかった。

しかしそれで、ある大学においては一斉に入学者のレベルが下がって来たということは大変重要な問題であって、恐らく共通一次を始める当初においてこのようなことは予想していなかったのではないかと思う。と同時に、共通一次の偏差値の分布がそれぞれの大学の格付けをする輪切り現象ということで、受験産業に利用されたのは極めて遺憾なことであるが、これを解消するためにも、また大学がそれぞれの独自性を主張されるためにも、第2常置委員会は共通一次の試験成績を利用するに当って傾斜配点という考え方を強く主張したが、今年はその発表がやや遅すぎたために、7月いっぱいまでには予想した程多くの学校がそれを採用するには至らなかった。しかし、短期日としては充分満足する程多くの学校が参加したと私が考えているのは我田引水の^{ひがめ}僻目であろうか。

それから、私の任期中にひとつのイベントがあった。それはたった1校の参加であったが、産業医科大学が私立学校として最初の名乗りをあげてきたことで、これについては私は、単に国大協がやってきた組織の中に迎えることばかりでなく、さらに私立大学一般にこのような共通試験が普及するためにはどうあるべきかということを深く考えさせられた。それは、大学入試センター設置法では国立大学のみならずその他公私立全ての大学がこのセンターを利用出来るようになって



ているにもかかわらず、実施規則として共通一次だけがあげられているとしたならば、ここにあげられている共通一次と、今我々がやっている共通一次とはどのような内容の差がなくてはならないであろうか、という問題である。

産業医科大学は現行の共通一次の中にその利用を申し込んで来たために、国大協としては我々が現在やっていると同一条件を持つことを望み、またそのために多くの審査に議論をたたかわせなければならなかった。しかし本来、全国的な統一試験の意味を持つものとしたならば、新たなる参加に対してこのような議論自身はおかしいことである。とするならば現在の共通一次の在り方では、とても全私学を包含するような方向に向かうことは出来ないと思わなければならない。しかしながら、共通一次が単に国公立大学とそれに賛成するいくつかの私学のためであって良いであろうか。また、それに限ることによって起こる社会的な影響の良し悪しを考える時に、やはりこの制度は現行の方法を持続させる努力と同時に、全く別の場所で、国公立全体が行える統一試験について新たなる構想を練り直さなければならない時期に来ていると思う訳である。そしてそれが十分に練られ、実行に移された時、恐らく大学入試センターも機構を拡充し、そして新たな使命に適応する形に改変されるということが起こるのではないか。

また、共通一次試験の在り方に関連して、第二次試験及び推薦入学についてし

ばしば考えさせられることが多くあったけれども、特に推薦入学に対しては6月の総会の折に申し上げたように、入学定員の1割程度の推薦入学ならば、その大学が設置してある都道府県別にその居住地の学生を対象としても、今日のように国立大学が全国的な組織を持って分布している場合においては決して公共性を損わないと思うし、それを現実に裏付けるかのように、大学のその地方地方へのデペンデンシーが増し、少くとも30%位はその地方からの入学者でカバーされているというのが現状である。従って、この現状をも踏まえた上で、10%程度はその地方からの学生の推薦に門を開いたら地方と大学との結び付きも改善されるし、また高等学校との連絡も大変良くなって、お互いに忌憚なく語り合える場が沢山出来るであろう。

共通一次の良し悪しの批判はさて置くとしても、共通一次で特に良かったと言われている事は全国高等学校校長会議の荒川会長も言っているように、今までお互いに交渉のなかった大学と高校とが、兎も角も共通の場で語り合う機会をこれによってつくることが出来たことで、これは非常に大きな進歩である。この話合いの場を持続することによって、推薦入学も円滑に進展するのではないだろうか。

さて、限られた紙面で共通一次の全てを語ることは出来ないの、私の思い出と共に、これらを私は、別れの言葉として本誌に残して、今後国大協の皆さんのたたき台として、何らかのお役に立てば幸いだと願っている訳であるが、退官まであと2ヶ月余残して、滅法体は忙しいが、時間が経つのが遅々としているという変な気持のジレンマに置かれているのは、こういう場合全ての人を感じることであるか。或いは、特に私だけのことであるのか、私は皆さんに質問したい気持である。しかし、よくよく考えてみれば、これもすでに述べたごとく私の我儘なせいであって、学長という窮屈な立場から早く解放されて、一介の研究者に戻りたいと願う心が、時間の経過を極めて遅く感じさせているのであろう。

最後に、先に述べた受験産業の動向について感想を述べさせてもらえるなら、国大協のメンバーとしては、これに単に反駁するだけでなく、一種の反面教師と

して受け取って見たらどうであろうかということである。何故ならば、輪切り現象と言われる格差付けも、それが世間の批判の一部を代表するものであるとしたら、国大協も文部省もこの批判に、謙虚にそして勇敢に立ち向うべきであって、大学教育の充実のための足掛りとして考えて見たらどうであろうか。大学は自由の学府である。批判は大学の内からも外からも受けなくてはならない。

今年の初め、自民党文教部会で、極めて偏見と独断に満ちた自説を披露したが、職業高校が戦前、戦中の水準にくらべ格段に低下したといわれるのも、普通高校にのみ接続している大学の低学年教育の在り方に大きく負の影響を受けたものであって、職業高校レベルの英語・数学などで入学させた学生を、専門教育につける期間までに、普通高校までにレベル・アップし得る機能を大学が持ち合わせていないからである。これは、1945年のハーバード大学の *general and liberal education* の考え方も大変に異なったもので、旧制を廃止して折角取り入れた新制大学の制度が、誤って運用されているとしか考えようがない。こう書けば忽ち反論があって、職業高校はそれ自身自己完結の教育であるといわれるのは目に見えているが、その意味では普通高校も自己完結でなければならないし、進学が目的であってはならないのである。州ごとの教育指導要領にバラエティのある米国で生れた、この新制大学の教育は *general and liberal education* を設けることによって、多様性に基づく格差を是正しようとしたのであるが、我が国では入学前の多様性格差が一般教育で是正され得ないのは、*general* に傾きすぎて、*liberal* を等閑に附したからである。これこそ、共通一次試験に要望される基本的問題の提起であるが、最早私にはこれに深く立ち入る時間はなさそうである。特に、初等中等教育の学習指導要領改正に伴う大学進学者の質の変化に対応して、大学が如何なる教育を展開しなくてはならないか、既に低学年教育は別の方面からも火がついているのではないかと、心配し出すと限りがないが、全ては賢明なる国大協の大学諸兄に期待してお別れの筆を置くこととする。皆さん、さようなら、大変お世話になりました。

事業報告

諸会議議事要録

日時 昭和56年5月29日(金) 14:00~19:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 香月会長代理

沢田副会長

有江, 大池, 前田, 畑, 須甲, 平野, 斎藤, 猪, 丸山, 石塚, 井沢, 山村, 堯天, 綾部, 頼実, 山岡, 神田, 松山, 井上各理事

小坂(第1), 広根(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長

福田, 吉田各監事

(大学入試センター)加藤所長, 中村管理部長

理事会

香月会長代理主宰のもとに開会。

初めに会長代理から、本日は本協会の決算関係事項および来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項その他についてご審議を願うためにお集まりいただいた、と挨拶が述べられたのち、理事の交代について次のように紹介があった。

(大学)	(前任)	(新任)
北海道大学	今村 成和	有江 幹男
広島大学	竹山 晴夫	頼実 正弘

ついで委員長の交代について次のように報告があった。

第6常置委員会と図書館特別委員会の委員長を務められた今村北海道大学長が4月30日に退任されたのに伴い、第6常置委員会の委員長には畑群馬大学長が、図書館特別委員会の委員長には広根山形大学長が、それぞれ就任された。また第1常置委員会の委員長である小坂岡山大学長および「医学教育に関する特別委員会」の委員長である石塚名古屋大学長には近々退任される関係から、それぞれの委員会で後任委員長

の選出が行われた結果、第1常置委員会委員長には前田東北大学長が、また医学教育に関する特別委員会委員長には猪新潟大学長が選任されたのでご報告する。

なお、共通入試関係事項に関する説明のため、加藤入試センター所長が出席されるので、ご了承いただきたい。

以上の挨拶ならびに報告があったのち、竹下事務局次長より配付資料の説明があり、議事に入った。

I 会務報告

会長代理より以下のことについて報告があった。

(1) 高知医科大学長の逝去について

高知医科大学平木潔学長の急逝(2月17日)については前回理事会(2月18日)の際ご報告したが、去る3月7日に大学葬が行われたので、山岡高知大学長にお願いして会長の弔辞を代読していただき、また花輪をお供えした。こ

こに慎んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(2) 要望書の提出について

① 各省庁職員の非常勤講師併任に関する要望書について

昨年6月の総会で提起され、第6常置委員会に検討を委託された「各省庁職員の非常勤講師任用の円滑化の問題」については、その後第6常置委員会でこれの対応について検討を重ねた結果、関係各省庁に対し協力を要請することになり、去る3月31日、関係22省庁の大臣・長官に対し、会長名をもって要請書を送付した。なお、その中の主要な省庁に対しては、今後折を見て面談して要望する予定としている。

② 「国立学校設置法の一部改正案」に対する要望書について

国立大学の 신설や学部・学科又は大学院の増設等の規制を目的とする議員立法によるこの法律改正案提案の動きに対し、緊急の措置として去る4月10日、慎重な配慮を求める趣旨の要望書を文部大臣宛提出したことについては、前回の臨時理事会の際ご報告したが、ここに改めてご報告する。

なお、この問題に関し去る5月8日衆議院文教委員会において関係団体代表者からの意見聴取が行われ、私が本協会を代表して意見を述べたのでご報告する。

(3) 中央教育審議会生涯教育に関する小委員会報告に対する意見開陳について

このたび中教審の「生涯教育に関する小委員会」の報告がまとまり、これについて各団体等の意見を聴取する会が去る4月20日に開かれ、本協会に対しても出席者の依頼があり、私が出席して意見を述べたので、ご報告する。

(4) 共通入試関係事項について

① 産業医科大学の共通第1次学力試験参加について

予て私立医科大学協会より要望されていた産業医科大学の共通1次試験参加の問題については、第2常置委員会で慎重な検討が重ねられてきたが、その検討結果を承けて去る2月18日の理事会において審議の結果、57年度より産業医科大学の共通1次試験参加が了承されたので、去る3月9日付会長名をもって私立医科大学協会に対しこの旨回答するとともに、関係方面（文部省大学局長、大学入試センター所長、公立大学協会会長）に対しこの旨通知した。

なお、その際本件の正式決定は6月総会で行い、公表する旨を伝えた。

② 共通第1次学力試験の試験場の「地域割り」について

予て一部の地区の大学からの要望にもとづき、第2常置委員会で検討を進めてきたこの「共通1次試験の試験場の地域割りの問題」については、この問題の処理の基準となる「試験場問題に関するガイドライン」がまとめられ、これが前回の理事会で承認された。これに伴い、予て大阪大学および神戸大学から提起されていた大阪府と京都府、兵庫県と鳥取県の間の試験場の地域割り設定については、57年度よりこれを実施することが了承されたので、去る3月30日付会長名をもって当該大学にこの旨回答するとともに、文部省大学局長および大学入試センター所長に対しこの旨通知した。

③ 共通1次試験に関する記者会見について

昭和56年度の共通1次試験が終了した段階で、去る5月11日、第2常置委員会ではその結果を基に問題点の検討を行い、来年度の共通1次試験の実施方針について協議した。当日は大学入試センター所長も出席され隔意のない意見

交換が行われたが、そのあと文部省記者クラブからの申し入れに応じ記者会見を行い、齋藤委員長が委員会の審議経過について報告された。

以上の三点についての詳細は後刻第2常置委員長より報告があると思うが、取敢えず以上のことをご報告する。

(5) 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和56年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、3月中旬に大学団体側及び企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画策定期間等を勘案し、56年度(57年3月卒業者)においても、昨年度と同様に10月—11月の線〔求人(求職)のための企業と学生との接触(いわゆる会社訪問等)は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては去る4月13日付会長代理名をもって各国立大学学長宛に連絡し、趣旨の徹底方について配慮をお願いした。また、その際学生が就職にあたって、本人の資質・能力に関係のない形式的理由による差別を受けることのないよう(特に同和地区卒業者に対し)適切な就職指導および就職事務を行われるよう、併せて依頼した。

(6) 特別会計制度協議会について

去る5月11日、第45回特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和56年度予算についての説明を伺うとともに「昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき隔意のない意見交換を行った。

その詳細については、後刻第6常置委員長より報告があると思うので、ご了承いただきたい。

なお、向坊会長の退任に伴う同協議会の委員

に平野東京大学長を委嘱したのでご了承いただきたい。

(7) 大学入試センター評議員候補者の推薦について

本協会の近畿地区理事代表として大学入試センター評議員を委嘱されていた須田神戸大学長が去る2月17日をもって退任されたため、その後任について同地区理事の間で協議の結果、山村大阪大学長が選出されたので、大学入試センター所長に対し同学長の評議員発令方を依頼した。

なお、北海道・東北地区理事代表として同センター評議員を委嘱されていた今村北海道大学長も4月30日をもって退任されたため、その後任の推薦を行うことになるが、このことについて今村(前)学長より退任に際し、入試センターの地区選出評議員については北海道地区と東北地区のそれぞれから評議員を出すことについて考慮されたい旨要望があったが、いかが取り計らったらよろしいか。

(このことについては、明日開催の入試センターの評議員会に諮り、決定することとした。)

(8) 日教組との会見について

日教組ならびに日高教の両委員長より「共通1次および2次試験について」という要請書(3月19日付)が本協会および公立大学協会ならびに国公立大学学長、各学部長、各教授会に提出されたが、このことに関し、日教組学部長より第2常置委員会委員長と会談したい旨の申し入れがあったので、去る3月28日齋藤委員長が畠山学部長ほか2名と会見し意見交換を行った。

また、目下人事院において検討が進められている「公務員制度の見直し」の問題について、第6常置委員会委員長と会談したいとの申し入

れがあったので、去る5月8日畑委員長および高梨委員が島山大学部長ほか4名と会見し意見交換を行った。

そのほか、去る4月20日には島山大学部長、副島副部長の両名が来訪し、石塚事務局長と会見して「国立学校設置法の一部改正案」の撤回について協力されたい趣旨の要望書の提出があった。

(9) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料17」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終わり、引続き協議に移った。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長代理から次のとおり述べられた。

各地区世話大学から、各地区において互選された新理事候補者について「資料5」のとおり報告があったので、この名簿を6月の総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについて、とくに異議なくこれを総会に提案することを承認した。

2. 常置委員会（教員）委員の選任について

会長代理から次のとおり述べられた。

常置委員会の教員委員については、去る2月18日の理事会の際、各常置委員会の審議事項との関係もあり、特別の事情のない限り、従来の取扱いどおり現任者を再任することとされたので、その旨を関係各大学に照会したところ、いずれも「了承」の回答があったので、「資料6」のとおり認めてよろしいかお諮りする。

これについて、とくに異議なく承認されたので、直ちに委嘱の手续をとることとした。

3. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

会長代理から次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、本日開催の「委員等選考役員会」において「資料8」の選考方針にもとづき選考の結果、「資料9」の案を得たのでお諮りする。

ついで、竹下事務局次長より資料について詳細な説明があり、審議の結果異議なく承認されたので、これを総会の際、新理事会に諮ったうえ総会に付議することとした。

4. 昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長代理から、昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局よりその資料について説明があった。

以上の説明があったのち審議に入り、福田監事（筑波大）より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認されたので、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

なお、関連して、前理事会で承認を得た「学長委員の常置委員会出席旅費について」の規定新設の件も総会に提案し追認を得ることとした。

5. 第68回総会の日程について

会長代理から、来る6月開催の第68回総会の日程を「資料12」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、ついで竹下事務局次長よ

り資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

なお、会長代理より、総会第1日の正午から開催の新理事会で会長・副会長の選任が行われるが、新会長・副会長は6月総会終了後から執務するという前例になっているのでご了承いただきたい、と述べられた。

6. 特別委員会委員の交代について

会長代理から、学長の交代による特別委員会委員の選任について「資料13」のとおりお諮りすると述べられ、異議なく原案どおり承認された。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（小坂委員長）

① 放送大学について

この問題については、去る1月30日の小委員会での検討に引続き5月19日に「教養課程に関する特別委員会」と合同で会議を開催し、放送大学学園法案の審議経過ならびに問題点について文部省青柳視学官より説明をきき意見交換を行った。その際論議された主要な論点は次のようなことである。

- 1) 放送大学と既設の教養課程との関わりについて。
- 2) 放送大学が既設大学に及ぼす影響（例えば、教官、施設、予算等に関わる問題）について。
- 3) 放送大学の位置づけ（既設の国・公・私立大学とは異なる特殊の形態のものであるが、どういう所に位置づけられるか）につ

いて。

4) 放送大学の組織と大学自治の問題について。

その他種々な問題が論議されたが、本委員会としてはこれまでの議論を踏まえたうえ放送大学の実施面、運用面についての要望書をまとめて文部省に提出したいと考えている。

② 委員長の交代について

会務報告で会長代理から既に紹介があったように次期委員長に前田委員（東北大学長）を選任した。

(2) 第2常置委員会（斎藤委員長）

① 昭和57年度共通第1次学力試験の実施についてこれについて配付資料を基に、次の事項について説明があった。

- 実施期日については、本試験は昭和57年1月16日（土）～17日（日）、追試験は1月23日（土）～24日（日）とする。
- 追試験の試験場は昨年度の4地区を2地区（東日本・西日本）に変更する。
- 社会の科目の選択方法に関し、「倫理・社会」及び「政治・経済」の2科目を同時に選択できないように変更する。
- 私立大学である産業医科大学の共通第1次学力試験の参加が認められたが、同大学の共通1次試験の利用については、公立大学の場合と同様の方式によるものとし、主管大学は九州工業大学とする。
- 受験の地域割りの変更が行われることになり、大阪府と京都府及び兵庫県と鳥取県について、試験場の一部を次のように改める。
大阪府枚方市、寝屋川市、交野市→京都府兵庫県美方郡村岡町、浜坂町、美方町、温泉町、城崎郡香住町→鳥取県

なお、関東地区の横浜地区、埼玉地区については、昨年度同様両地区へは東京の大学から教職員を外向させる協力援助の方式とする。

- その他としては、兵庫教育大学が来年度から共通第1次学力試験に新たに参加する、国立大学の第2次試験の出願受付期間が2月9日から2月15日まで（前年度は16日まで）に変更される、などがある。

ついで、加藤入試センター所長より、次のような補足説明があった。

- 追試験の申請について

追試験の申請の場合、従来の受験票に「実施大学」と指定していたところを「問い合わせ大学」と改める。これは受験生が追試験受験の申請をする際混乱を来たさないようにとの配慮からの措置である。

これにより、57年度より追試験申請は公立大学においても受け付けることができることにする。

- 国公立大学ガイドブックの刊行について

ガイドブックについては、本年も引続き刊行するが、57年度分には新たに産業医科大学の紹介も加える。

- 身障者の事前協議の問題について

身障者が共通1次試験の出願をする際には、志望大学との間で協議した「協議書」を提出することになっているが、その協議が早急に整わない場合には「協議中」という文書でもよいことになっている。しかし、その協議の結論を出すタイムリミットが従来指定されていなかったため、来年度からはこの期限を11月末日ということにしたいので、よろしくお願ひしたい。ただし、受験案内には従来どおり原則だけを記載することにする。

なお、これに関連することであるが、身障者の事前協議に関する事項が12月段階の募集要項に記載されている例が多いが、これでは時期遅れになるので7月段階の各大学の入学者選抜実施要項に記載するようにしていただきたい。

以上の説明に関して、次のような質疑があった。

- 身障者の事前協議についてであるが、協議の結果が「ノー」の場合にも協議書は出すことになるのか。

- 協議の結果が「ノー」の場合には出願できないのであるから、協議書は出す必要はない。しかし、そのことをよく本人に納得させる必要がある。

- 出身高等学校の提示する調査書のことであるが、従来からその信憑性が云々されているが、これについて大学入試センターから高等学校側に何らかの意思表示をしているのであろうか。

- これについては、大学入試センターの連絡協議会の際に教育長や高校長の代表が集まるので、そこで話すことにする。

- ② 共通第1次学力試験の成績の利用について

このことについて委員長より、配付資料「共通第1次学力試験の成績の利用について(案)」を基に次のように説明があった。

この案の趣旨は、入学者選抜に際して、共通1次試験の成績と第2次試験の成績の双方を有機的に組み合わせ、総合判定をするという共通入試の制度の趣旨に鑑み、各大学の学部・学科の特色に応じ共通1次試験の成績を教科ごとに軽重をつけることによって適性を持った学生を受け入れることに資しようとするものである。ついで、この案をご審議のうえ承認が得られた

なら、7月発表の各大学の入試実施要項にその旨を記載する関係もあり、直ちにこれを第2常置委員長名をもって、各大学長宛にこれの実施を勧奨する通知を出したいと思うので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上のような提案について種々論議が交されたのち、この提案を了承した。

最後に、加藤入試センター所長から、配付資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」の内容について詳細な説明があった。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

○留年問題について

この留年問題は、新制大学になってから生じた問題で、最近とくに留年者の増加の傾向がみられるので、大学の教育および管理運営に種々支障を及ぼすこの問題の対策を考えるため、昨年7月より検討を始めた。この問題の検討に当たっては、まずその実態を把握する必要があるため、取敢えず当委員会の所属大学(20大学)を対象に第1次調査を行った。しかし、この問題は意外に複雑な点があり、十分な資料を得るに至らなかった。そこで「資料14」のような設問形式によって、今回は全国立大学に対して調査を行うことにしたいと考えているので、ご了承いただきたい。(了承)

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

① 学生の厚生に関する諸要望書について

当委員会では例年、厚生補導施設の整備拡充、共同利用研修施設の設置・充実、奨学制度の拡充等に関する要望書を提出しているが、本年度のこれの取扱いに関し、来る6月15日に開催する委員会において、現下の情勢も勘案しな

がら、検討することになっている。

② 今後の検討事項について

本委員会としての今後の検討課題については、6月の総会で委員会メンバーの交代がある点を考慮し、新委員会設置後に協議したいと考えている。

(5) 第5常置委員会(石塚委員長)

① カナダ国大学学長の招致について

例年行っている外国学長の招待については、今年度はカナダより学長3名を招待することになっている。これについての日程及び来日者の氏名・略歴等は「資料15」のとおりである。

なお、これについては、訪問大学の学長の了承を得たのち、「招待準備委員会」を構成して、具体的な打合せをする予定である。

② マレーシア国パータニアン大学からの学生研修依頼について

お手許に配付したパータニアン大学からの依頼文書は国大協会長宛のものであるが、その内容は、パータニアン大学の学生35名が本年10月に10日間くらい日本の国立大学で研修したいので、その世話をお願いしたいというものである。この件について、昨日の委員会で協議したが、パータニアン大学は農学系の大学であるから、農学系の国立大学の方でこの趣旨に協力してもよいという意向があれば、その受入れ大学を先方へ紹介してもよいのではないかということになり、昨年このパータニアン大学の学生を世話した経験のある鹿児島大学から2、3の農学系大学に対して、受入れの意向を聴取してもらうことにした。

(6) 第6常置委員会(畑委員長)

本委員会は種々な問題を抱えており、4月21

日には給与問題小委員会、5月8日には常置委員会、5月25日には大学財政小委員会を開催したので、その審議状況の概要をご報告する。

① 給与問題について

現在人事院においては、国家公務員給与の全面見直し作業が進められているということである。このような情報に対処し、国大協としては国立大学の特殊事情に基づき、教官、事務職員の処遇改善の構想を取りまとめ、人事院と折衝したいと考えている。

② 昭和56年度予算および57年度予算概算要求について

去る5月8日に開催した常置委員会で、文部省関係官出席の下にこの問題について審議した。その際の文部省側の説明によると、56年度の予算については非常に厳しい財政情勢下ではあったが、学年進行に伴う病院の新設、教職員の増員、学生の定員増等は予定の進捗を見たものと言ってよいのではないかということである。また、57年度の予算については、現在のところ概算要求の方針が立たない状況にあるとのことであり、その理由として次の3つの点が挙げられた。

- 1) 57年度概算要求のシーリングがゼロ査定であるということ。
- 2) 臨時行政調査会において国立大学の予算・定員の圧縮が取り上げられているということ。
- 3) 今回の国会に提出された議員立法「私立学校法および国立学校設置法の一部を改正する法律案」において、国立大学の学部・学科の新増設、学生の定員増等を抑制する方針が打ち出されているということ。

以上のように、財政再建という至上命令の下で57年度予算は極めて苦しい状況におかれてい

るようである。

③ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これは、例年人事院の給与勧告前に提出する例になっているので、本年も「資料16」のとおりその案をまとめた。その内容は、若干文言の変更を加えたが大筋は例年のものと変りない。これについて承認が得られれば総会に提案することにしたい。(承認)

④ 昭和57年度予算に関する要望書について

例年、提出している来年度予算に関する要望書については、前述したような厳しい財政事情にある点を考慮し、今回は従来のような要求項目を羅列した総花的な要望をやめ、緊要な事項に絞ってこれを強調する形の要望書とした。ついでには、この要望書案についてよろしくご審議をお願いしたい。なお、この要望書の取扱いについては、タイミングの問題もあり、会長代理にその取扱いを一任することにしたのでご了承願いたい。

以上のことに関連し、沢田副会長より臨時行政調査会の審議の模様について報告があったのち、この提案を了承した。

⑤ 各省庁職員の非常勤講師任用の問題について

これについては会務報告で説明があったとおりであるが、各省庁に協力方を要望したところ、通産省からはこれに賛意を表する反応があったことをご報告する。

なお、その他の省庁についても今後随時折衝するつもりである。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

① 医師国家試験制度の改善について

本日午前中に委員会を開催し、医学教育の改

善方策（医師国家試験の改善を含む）について審議した。医師国家試験制度については、いろいろな問題があるが、そのうちの一つの問題として、毎年2回（春・秋）行われている医師国家試験を年1回にすることにはどうかという厚生省からの提案がある。これについて文部省医学教育課長も交え論議したが、医師国家試験の改善については各方面より意見が出されており、全国医学部長・病院長会議からも答申が出されているので、当委員会としては独自の意見を出さず、この答申を尊重し慎重に対処されるよう厚生省に回答することとした。

② 臨時行政調査会における国立大学附属病院に関する論議の対応について

仄聞するところによれば、臨時行政調査会においては国立大学の附属病院不要論が出ている由であるが、もし、そのような動きがあるのであれば、国大協としてはこれに応じて適切な対策をする必要があると思われるので、その点ご配慮をお願いしたい。

（8）教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

当委員会は、55年11月に調査報告書「大学における教員養成」をまとめたが、教員養成制度の問題については、なお、今後に残されている問題（教員免許制度・資格制度、免許の基準としてのカリキュラム、教職課程センター、1年課程の教員養成等）もあるので、これらについて今後検討することにしたい。

（9）教養課程に関する特別委員会

（神田委員長）

当委員会は、55年11月に「教養課程教育の実状」についての報告書をまとめて発表しているが、この報告書は教養課程の実情を紹介したも

のであって、そのあり方についての提言はしていない。それで、この報告書の内容を検討し、問題点を拾い上げて、それについて更に突っ込んだ検討をしたいと考えている。

それから、本委員会では最近多くの委員の交代があり、新委員が加わったので、この機会に各委員の教養課程に関する意見を伺い、今後の検討の資料としたいと思い、各委員に「教養課程教育の問題点」というテーマの宿題を課することにした。そして近いうちに委員会を開きこの宿題案を持ち寄って、今後の検討課題の整理をしたいと考えている。

なお、放送大学問題は、既設大学の教養課程に重大な影響を及ぼすものであるので、これへの取り組みを考えているが、それには、教養課程教育をどう考えるかということが前提となるので、その基礎となる議論を十分に重ねたうえで取り組みたいと考えている。

（10）大学格差問題特別委員会

（丸山委員長）

本委員会では大学格差の是正の問題を取扱っているが、その一環として、いわゆる新設大学の人文社会系学部の拡充整備の問題を取り上げている。新設大学においては、理科系学部に対して人文・社会系学部の基盤の整備はるかに遅れているという実情なので、大学の質的向上を図り、また社会の要請に応えるため、「人文・社会系学部の拡充整備についての要望書」を提出し、これの推進を図りたいと考えている。については別紙「要望書案」についてご審議をお願いしたい。（承認）

以上をもって、本日の議事を終了し、最後に会長代理より、来る6月13日をもって学長の任

期満了により学長を退任される小坂第1常置委員会委員長（岡山大学長）に対し謝辞が述べら

れ、これに対して小坂理事より退任の挨拶があった。

理 事 会

日 時 昭和56年6月16日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 香月会長代理

沢田副会長

有江, 大池, 前田, 畑, 平野, 斎藤, 宮沢, 猪,

金子, 館, 石塚, 山村, 堯天, 小西, 岡, 幡,

神田, 福見, 中村各理事

広根(第3), 野村(第4)各常置委員長

福田, 吉田各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、慣例に従い香月会長代理を議長に選出して議事に入った。

【議 事】

1. 会長、副会長の互選について

初めに香月議長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として会長、副会長の互選をお諮りする。

本日の理事会は構成員の総数の過半数が出席されているので成立している。なお、互選の結果、会長、副会長の交代があった場合には、新任の会長、副会長は今回の総会関係の行事が終了した時点から執務するという前例となっているのでお含みおき願いたい。

ついで、これの選出方法について協議の結果、投票によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席理事21名により単記無記名投票（大学名を記載）を行った結果、平野理事（東京大学）が得票過半数をもって会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

香月議長より次のことが述べられた。

副会長1名はいわゆる旧帝大、1名はその他の大学からという慣例があるが、この慣例に従うことにするかどうか。また、選出方法を投票によるとする場合に2名連記によるか、あるいは1名毎に行うかにつきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は、予め旧帝大とその他の大学というように区別して選ぶことはせず、開票の結果2名共旧帝大となった場合には、1名はその他の大学に当てるよう措置することにし、投票は2名連記の方法によって行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、沢田理事（京都大学）、香月理事（千葉大学）の両理事が得票多数をもって副会長に選任された。

このあと新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確

かめられたので、前回（5月29日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することにした。（なおこの確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

香月議長より次のことが述べられた。

監事はこれまで筑波大学長と東京医科歯科大学長を煩わしていたが、引続きお願いしたいと思うがいかがであろうか。なお、以上の2名の学長が明日開催される新常置委員会において委員長に選任された場合には、次の監事候補として東京学芸大学長と東京農工大学長にお願いすることにしたい。（監事は規定により、常置委

員会委員長を兼ねることができない。）

以上について審議した結果、提案どおりこれを了承した。

4. 第69回総会の日時・場所等について

来る11月総会の日時・場所を次のとおりとすることが了承された。

日 時：昭和56年11月11日（水）、12日（木）

なお、事務連絡会議は13日（金）とする。

場 所：学生会館

5. その他

科学研究費について、科学技術庁と文部省との間の関係について若干の論議が交されたのち、閉会した。

委員等選考役員会

日 時 昭和56年5月29日(金) 13:00~14:00

場 所 学生会分館1号室

出席者 香月会長代理

平野, 畑, 斎藤各理事

香月会長代理主宰のもとに開会。

初めに会長代理より次のように挨拶があった。

本日は、去る2月18日開催された理事会の申合せにより設置された「委員等選考役員会」を開いて、(1)常置委員会委員（教員）候補者の選考、および(2)常置委員会委員（代表者）候補者の選考、についてご審議いただくことにしているのでよろしく願いたい。

【議 事】

1. 常置委員会委員（教員）候補者の選考について

このことについて会長代理より次のとおり説明があった。

常置委員会委員（教員）については、去る2月18日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情のない限り現任者の再任を願うこととされ、その旨関係各大学に照会したところ全員了承の旨回答があったのでご報告する。

ついで事務局より補足説明があり、「資料3」の原案どおり了承された。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

このことについて、会長代理より次のとおり説明があった。

常置委員会委員（代表者）候補者については、去る2月18日の理事会後、各大学長に照会して3月31日までにその所属する常置委員会の希望を「第1順位から第3順位まで」提出を願った。

その希望回答を基に、各委員会の委員定数、委員構成（大学種別・地区別の配分）および教員委員との関係等を勘案して調整を施し、一応「別紙7」のような委員候補者名簿案を作成したので、これについてご審議願いたい。

ついで事務局より原案作成に至るまでの経過について次のとおり説明があった。

来る6月総会における常置委員会委員（代表者）の改選に当たって、各大学長に所属委員会についての希望照会を行ったが、その結果は「資料4」のとおりである。

これによると第1希望として従来所属していた委員会を挙げたものは73大学、変更を希望したものは14大学となっており、そのほかに「特に希望なし」が3大学あった。これを各委員会別に整理すると「資料5」のようになり委員会相互の間に人数のアンバランスがみられる。

それで、これを各委員会の定数に合わせるための調整が必要となったが、その調整に当たっては「資料6」に示した諸条件（大学種別・地区別の配分、教員委員との関係等）を勘案して処理することとした。なお、その際現会長代理、副会長および現委員長については特別な配

慮を払うほか、特に今回所属変更の希望があったものは、できるだけその意向に添うように取り計らうこととした。

その結果、まとめられたのが「資料7」の委員候補者名簿案であり、これによると、第1希望どおりのもの65大学、第2希望によるもの15大学、第3希望7大学となっている。そのほかに「特に希望なし」が3大学あり、これについては適宜処理した。また、これによる各委員会の新旧交代数は同表に記載のとおりで、全体の平均では約4割が入れ替ったことになる。

次に、この地区別配置の状況は「資料8」のとおりで、一応各委員会にそれぞれの地区の大学が均等に配分されている。なお、大学種別による各委員会への配分については、種別に関する一定の基準というものが特にないが、便宜上「資料9」のような分類——総合大学、複合大学、単科大学、教育大学、医科大学等——を行ってみた。その結果、このような観点からみた限りでは各委員会の間に余り著しいアンバランスは現れていない。

以上、回答の結果と調整の方法等について略述したが、よろしくご審議をお願いしたい。

以上の説明ののち、資料に基づいて検討が行われ原案のとおり了承された。

最後に会長代理より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

1.と2.の議題についてご了承が得られたので、1.については本日これから開催される理事会に附議して決定し、また2.については理事会の了承を得たうえ6月の総会に附議することにしたので、お含み願いたい。

第88回 総 会 (第 1 日)

日 時 昭和56年 6月16日(火) 10:00~17:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

初めに香月会長代理から開会の挨拶があり、
ついで次のように述べられた。

向坊会長退任(56.3.31)に伴う後任会長に
ついては、今総会で役員改選が行われる関係か
ら、4月1日以降今総会までの約2カ月半の期
間は暫定的に会長代理を置いて会務の運営に当
たることとしたので、ご報告する。

次に、本日正午から開催の新理事会で会長・
副会長の互選が行われるが、新会長・副会長は
今総会終了後から執務するという前例となっ
ているので、ご了承いただきたい。なお、今総会
の主要議題は、ご案内のように「役員・委員等
の改選」、「本協会の予算・決算の承認」、そ
の他「各委員会の審議状況報告と協議」などであ
るが、「昭和60年度以降の大学入試改訂の問
題」と「第2次臨時行政調査会の審議に関連す
る国立大学の予算・定員等に関わる問題」は当
面の重要問題であるので十分な審議を尽してい
ただきたい。

以上の挨拶ののち、代理出席者について、東
京外国語大学から鈴木幸寿学長事務代理、愛媛
大学から伊藤猛夫理学部長が出席された旨の報
告があった。

(1) 会議資料について

事務局から今回総会の配付資料について説明
があった。

(2) 総会の日程について

会長代理から、今回総会の日程については去
る5月29日開催の理事会において協議した結
果、別紙(資料3)により取り運ぶことになっ
た旨の説明があり了承された。

I 会務報告

会長代理から、以下の事項についてそれぞれ
次のとおり報告があった。

1. 前総会以後における学長の交代について

会長代理から、前回総会以後における学長の
交代について次のとおり紹介があった。

(大 学)	(前 任)	(新 任)
北海道大学	今村 成和	有江 幹男
秋 田 大学	九嶋 勝司	梅津 良之
福 島 大学	渡辺源次郎	伊藤巳喜夫
東 京 大学	向坊 隆	平野 龍一
山 梨 大学	古屋 直臣	町田 正治
神 戸 大学	須田 勇	堯天 義久
奈良女子大学	川村 徹	後藤 和夫
島 根 大学	三谷 健次	山田 一郎
岡 山 大学	小坂 淳夫	大藤 真
広 島 大学	竹山 晴夫	頼實 正弘
高知医科大学	平木 潔	事務取扱 森本 正紀
熊 本 大学	岳中 典男	松山 公一
鹿児島大学	蟹江 松雄	石神 兼文

2. 委員長の交代について

会長代理から、前回の総会以後における常置
委員会、特別委員会の委員長の交代について、
次のとおり報告があった。

第1常置委員会委員長

(前任) 小坂 淳夫(岡山大)

(新任) 前田 四郎(東北大)

第6常置委員会委員長

(前任) 今村 成和(北海道大)

(新任) 畑 敏雄(群馬大)

図書館特別委員会委員長

(前任) 今村 成和(北海道大)

(新任) 広根徳太郎(山形大)

医学教育に関する特別委員会委員長

(前任) 石塚 直隆(名古屋大)

(新任) 猪 初男(新潟大)

教養課程に関する特別委員会委員長

(前任) 岳中 典男(熊本大)

(新任) 神田 慶也(九州大)

教員養成制度特別委員会委員長

(前任) 須田 勇(神戸大)

(新任) 井沢 道(三重大)

3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 高知医科大学長の逝去について

高知医科大学平木潔学長には、去る2月17日前立腺がんのため逝去された。その大学葬が去る3月7日に行われたので、山岡高知大学長にお願いして会長の弔辞を代読していただき、また花輪をお供えした。ここに慎んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(2) 要望書の提出について

① 医学教育の充実振興についての要望書について
去る11月総会において決議された「医学教育の充実振興についての要望書」については、総会終了の翌日(11月13日)香月副会長と石塚医学教育に関する特別委員会委員長が行政管理庁事務次官ならびに大蔵省関係官にこれを提出し要望懇談した。

② 各省庁職員の非常勤講師併任に関する要望書について

昨年6月の総会で提起され、第6常置委員会に検討を委託された「各省庁職員の非常勤講師任用の円滑化の問題」については、その後第6常置委員会でこれの対応について検討を重ねた結果、関係各省庁に対し協力を要請することになり、去る3月31日、関係22省庁の大臣・長官に対し、会長名をもって要望書を送付した。なお、その中の主要な省庁に対しては、今後折をみて面談する予定としている。

③ 「国立学校設置法の一部改正案」に対する要望書について

国立大学の新設や学部・学科又は大学院の増設等の規制を目的とする議員立法によるこの法律改正案提案の動きに対し、緊急の措置として去る4月10日、慎重な配慮を求める趣旨の要望書を文部大臣あて提出したことについては各国立大学長あてにご報告したが、問題の重要性に鑑み、去る4月21日に臨時理事会を開催し、今後の対応について協議した。

なお、この問題に関し、去る5月8日衆議院文教委員会において関係団体代表者からの意見聴取が行われ、私が本協会を代表して意見を述べたのでご報告する。

なお、この改正案は、衆議院は通過したが廃案となった。

④ 国立大学の定員要求に関する要望書について

行政改革構想の一環として国家公務員の定員要求抑制が強力に進められる由仄聞したので、これの国立大学の研究教育に及ぼす影響の甚大なるに鑑み、急遽関係方面に要望を行うこととし、去る6月3日畑第6常置委員会委員長と石塚事務局長が同道して行政管理庁行政管理局長に面会し、国立大学の実情を説明のうえ要望書を提出し配慮方を要請した。

(3) 共通入試関係事項について

① 共通第1次学力試験に関する記者会見について
第3回目を迎えた国立大学共通第1次学力試験が去る1月10日・11日の両日無事遂行され、それに続く第2次試験も恙なく終って、56年度の大学入試も完了したので、その段階で去る5月11日、第2常置委員会ではその結果をもとに問題点の検討を行い、来年度の共通第1次学力試験の実施方針について協議した。当日は大学入試センター所長も出席され隔意のない意見交換が行われたが、そのあと文部省記者クラブからの申し入れに応じて記者会見を行い、齋藤委員長が委員会の審議経過について報告された。

② 共通第1次学力試験の「地域割り」について
予て一部の地区の大学からの要望にもとづき、第2常置委員会で検討を進めてきたこの「共通第1次試験の受験の地域割りの問題」については、この問題の処理の基準となる「試験場問題に関するガイドライン」がまとめられ、これが2月18日の理事会で承認された。これに伴い、予て大阪大学及び神戸大学から提起されていた大阪府と京都府、兵庫県と鳥取県の間の受験の地域割り設定については、57年度からこれを実施することが了承されたので、去る3月30日付会長名をもって当該大学にこの旨回答するとともに、文部省大学局長及び大学入試センター所長に対しこの旨通知した。

③ 産業医科大学の共通第1次学力試験参加について
予て私立医科大学協会から要望されていた産業医科大学の共通第1次試験参加の問題については、第2常置委員会で慎重な検討が重ねられてきたが、その検討結果を承けて去る2月18日の理事会において審議の結果、57年度から産業医科大学の共通第1次試験参加が了承されたので、去る3月9日付会長名をもって私立医科大

学協会に対しこの旨回答するとともに、関係方面（文部省大学局長、大学入試センター所長、公立大学協会会長）に対しこの旨通知した。

なお、その際、本件の正式決定は6月総会でを行い、公表する旨を伝えた。

以上の3点についての詳細は後刻第2常置委員長から報告があると思うが、取敢えず以上のことをご報告する。

（4）中央教育審議会の「生涯教育に関する小委員会報告」に対する意見開陳について

このたび中教審の「生涯教育に関する小委員会」の報告がまとまり、これについて各団体等の意見を聴取する会が去る4月20日に開かれ、本協会に対しても出席方の依頼があり、私が出席して意見を述べたので、ご報告する。

（5）大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和56年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大・高専11団体の申合せについては、3月中旬に大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画策定時期等を勘案し、56年度（57年3月卒業者）においても昨年度と同様に10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（いわゆる会社訪問等）は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては去る4月13日付会長代理名をもって各国立大学長宛に連絡し、趣旨の徹底方について配慮をお願いしたが、その際、学生が就職にあたって、本人の資質・能力に関係のない形式的理由による差別を受けることのないよう（特に同和地区卒業者に対し）、適切な就職指導及び就職事務を行われるよう、併せて依頼した。

(6) 特別会計制度協議会について

去る5月11日、第45回特別会計制度協議会が開催され文部省から昭和56年度予算についての説明を伺うとともに「昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針」について協議した。

また、6月13日には第46回会議が開催され、同じく57年度概算要求に関して協議した。

その詳細については、後刻第6常置委員長から報告があると思うので、ご了承願いたい。

(7) 日教組との会見について

日教組との会見は前後数回行われたが、詳細については配付の「第68回総会会長会務報告」に記載されているので説明を省略する。

なお、以上のほか、その他の事項については配付の「第68回総会国立大学協会事業報告」をご参照いただきたい。

II 協議事項

1. 昭和55年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和55年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料6)について説明があったのち、会長代理から、本案は理事会に事前に諮り承認を得ているが、総会には従来のご慣行により事後承認をお願いすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨述べられ、異議なく追認された。

2. 昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から、「昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料7)について説明があったの

ち、福田監事から、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和56年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から、「昭和56年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)について説明があったのち、会長代理から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には従来のご慣行により、6月総会の際お諮りすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨説明があり、異議なく追認された。

4. 学長委員の常置委員会出席旅費の支給について

事務局長から、「学長委員の常置委員会出席旅費の支給について」(資料9)につき説明があった。(承認)

5. 理事の選任について

会長代理から、このたびの総会では理事の改選を行うことになっているが、先般来各地区で互選願った理事候補者は別紙(資料10)のとおりであるので、これについて選任願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

6. 各委員会の委員長報告と協議

各委員会の報告に入るに先だち、会長代理より、臨時行政調査会の審議に関連し、同調査会会長宛に「昭和57年度予算に関する要望書」を緊急に提出する関係もあり、この要望書案を審議された第6常置委員会の報告から先議したい旨の発言があり、了承された。

(1) 第6常置委員会(畑委員長)

- ① 人事院における「国家公務員制度の見直し」の問題について

昨年来人事院において国家公務員制度の見直し(国家公務員の給与体系の抜本的改正)の作業が行われている。現在の給与制度は、昭和32年制定以来何回か部分的な改正はされてきたが、既に23年を経過している。公務員の高齢化や頭打ちの問題などに加えて最近では定年制の問題などがあり、制度の全面的な見直しが行われているものである。その日程としては、今年が政府部内と民間の調査・分析を行い、来年度中に素案を作成し、昭和58~59年度に法制化の準備を行って遅くとも昭和60年度には新しい制度を実施する予定ですすめられていると聞くが、臨時行政調査会の動きに関連して、このテンポは早められるともいわれている。

国大協としては、この対応に遅れることのないよう国立大学の立場から言うべきことは言う必要があるので、その準備を進めたいと考えている。その内容については今後検討してまいりたいが、研究教育に携わる国立大学の特殊性ということを基調として見解を取りまとめたいと考えている。例えば、国立大学には、専門職員が多いと言う事情があり、これについて先般専門官制度導入の要望を行ったが、人事院全体の動きからみて、必ずしも単独でこれが実現する状況には至っていない。そこで、この機会に図書館司書、施設関係の技官等の専門職についても、これをどう位置づけるか研究し、意見を述べるようにしたい。そのほか、予て懸案の助手の位置づけの問題や行政職については、係長ポストとの関連で、5、6等級への集中現象が生じている問題など、国立大学の特殊事情を訴えて改善を要望したいと考えている。

② 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

前述のような状況を踏まえつつ、例年提出し

ている「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(資料31)を取りまとめた。その内容は前年とほぼ同様であるが、主な事項は、1)国立大学教官の処遇改善のため、俸給体系の是正を図りながら俸給水準の引上げを行うこと、2)大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること、3)部局長(学生部長を含む)のすべてについて指定職の適用を図ること、その他管理職手当の適用範囲の拡大、研究教育関係職員等の待遇改善となっている。これは現下の厳しい財政事情からみるといささか的是ずれの感じもあるが、言うべきことは言う必要があると考えるのでよろしくご承認願いたい。(承認)

③ 「国立学校設置法の一部改正(案)」について

国立大学の学部・学科、大学院等の新增設を、特別の場合を除いて今後3年間規制する内容の「国立学校設置法の一部改正(案)」が、3月末に議員立法として国会に提案される情勢となった。そこで、国大協としてはこれに対し速やかに対処する必要があるため、会長代理からの要請を承け、国立大学の拡充・整備に支障のないよう特別の配慮を願いたい旨の要望書を取りまとめ、文部省に提出した。

幸いこの法案は廃案となったが、過日開催された特別会計制度協議会の席上、文部省から、廃案とはなったものの、衆議院を通過している実績もあるので、なおその動向に留意したいとの説明もあり、国立大学としては極めて重大な問題であるので、今後の情勢に対応し適切な処置を講ずることにしたい。

④ 来年度の予算・定員に関する問題について

去る6月5日の閣議において、来年度予算編成に関し、人件費の当然増と年金関係、防衛費など一部を別枠とするほかは、伸び率を0%と

する政府の基本方針が決定された。

これに先立ち、定員増について、従前は前年度概算要求の80～85%以下という枠が設けられていたが、今年は、これが前年度の50%以下とすることとされ、しかもその中には従前は別枠とされていた学年進行に伴う増加分も含むものとされることなどが伝えられた。そこで国大協としては、速やかにこれに対処する必要があるため、急速関係者で協議して、「国立大学の定員要求についての要望書」（資料33）を取りまとめ、閣議決定前の6月3日に行政管理庁長官宛に提出した。

また、特別会計制度協議会が5月11日と6月13日の2回開催された。例年であれば5月の会議において、概算要求の基本方針が書面で示されるが、今年は臨時行政調査会の動向などとの関連からそれが示されなかった。なお、この会議において文部省側から、科学技術の振興などは政府の方針であり引き続き推進をはかりたいこと、また国立大学においても基礎研究の推進が必要であり、そのためには大学院の拡充整備も必要であることなどの意見が述べられた。

⑥ 臨時行政調査会の状況について

昨日（15日）同調査会の第一特別部会の結論が出され、本日（16日）は第二特別部会の結論が出される見通しである。第一特別部会においては、財政面からの検討が行われており、その中では、現在国立学校特別会計の収入面では授業料増額や附属病院等の収入の見直し、特に、授業料についてはいわゆる学部間格差の導入、奨学金については有利子化の導入や返還免除の廃止あるいは返還期間の短縮などの措置が必要であることなどの意見が出されていると聞いている。

第二特別部会においては、機構、定員などの

問題について検討が行われており、ここでは国立大学の学部・学科等の新增設の規制や学生定員増を行わないことなどのほか、定員削減について現在進行中の第5次定員削減を本年度で打ち切り、来年度からは第6次として削減率を上乗せして、次の5年間に5%削減を実施することにするとともに、従来枠外とされてきた教官、医師、看護婦などもこの中に含めることなどの意見が出されていると聞いている。

また、事務機構については、大学本部と各学部それぞれ置かれている事務機構を効率的に整理統合すべきではないか、或いは、教官・学生数に比較して事務職員数が多すぎるなどの意見も出されていると聞いている。

臨時行政調査会は、当面は昭和57年度政府予算編成に合わせるための議論をしているが、財政再建の見地から今後も引き続き検討が進められることになっている。

ここで香月会長代理から次のように補足説明があった。

本日、沢田副会長が欠席しているため臨時行政調査会の審議の様態等について直接お聞きすることができないが、仄聞するところによれば次のようなことが論議されている模様である。

定員問題については委員長の報告に述べられたように厳しい状況であり、従来枠外とされていた教官、医師、看護婦のほか沖縄関係についても削減の対象に含めることや、欠員についてはこれを凍結し、欠員不補充に類した形で措置する方向で検討されているようである。

さらに、既設の学部・学科・講座等についても必要性の低下したものなどの整理統廃合などの検討もすすめられており、附属の幼稚園・小・中学校の廃止の可能性なども話題となっている

ようである。

そのほか、青年の家、自然の家などの新增設規制や既設のものについても民間や公共団体などへの移管が話題となっていると聞いており、7月に出される中間答申の中に触れられることが予想される。

また、新設医科大学のうち山梨、福井、香川の3医科大学の附属病院の計画については、これを中止して、臨床研修は、関連教育病院を利用して行くことなどの意見も出されていたと聞いている。

⑥ 昭和57年度予算に関する要望書について

以上のような臨時行政調査会の厳しい中間答申が予想される状況のもとでは、例年の要望書のように要求事項を羅列したようなものでは実情に即しないものとなる恐れがある。そこで、本年は内容を改めて今日的な課題に対する要望とし、緊急の問題として必要不可欠と思われる事項に絞り、「資料32」のように取りまとめた。なお、例年要望してきた各事項についても今後引き続き要望し、推進を図ってゆくことには変りない。

なお、本日、第二特別部会の開催が予定されているので、その前に速やかに対応する必要があるため、ここで承認が得られればこの要望書を本日の昼までに土光会長に面会のうえ提出することにしたい。なお、文部大臣、行政管理庁長官には総会終了直後にそれぞれ提出することにした。 (承認)

⑦ その他

1) 国立大学における勤務時間のあり方について

昨年6月の総会において、国立大学の職員の勤務時間について、必要な場合に勤務時間の振替えができるようにすること等の問題について提案があった。

そこで、差し当たり共通第1次試験のために休日に勤務する職員に対して、代休制度を導入する問題に関し、全国国立大学に対しアンケートを行った。その結果、賛否両論があり結論を得ることができなかったため、この問題は一応見送りとすることとした。

2) 各省庁職員の非常勤講師任用の問題について

公務員の綱紀肅正が言われて以来、公務員が勤務時間中に他の機関等で仕事に従事し手当を得ることなどのことが問題とされ、そのため従来行われていた各省庁職員を大学の非常勤講師として招くことがむずかしくなってきた。そこで国大協としても各省庁の理解と協力を求めるため、去る3月会長名で各省庁に直接依頼文書を送付してお願いした。この結果、現在までのところ、通産省から好意的な返事をいただいた。その他の省庁についても引き続き折をみて個別に面談要望したいと考えている。

(正午より午後1時まで昼食休憩)

この間、中会議室において新理事会を開催、午後1時より総会開催。

7. 会長、副会長の選任について

会長代理から、本日昼食時に行われた新理事会において会長、副会長の互選を行った結果、会長には平野東京大学長、副会長には沢田京都大学長および香月千葉大学長が選任された旨の報告があり、新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

8. 常置委員会の委員(代表者)の選任について

会長代理から次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会の委員(代表者)候補者の選考につ

いては、去る2月18日の理事会の決定に基づき、各大学の代表者（学長）に希望する委員会（今後2年間所属）について意向照会を行った。その結果を基に5月29日に「委員等選考役員会」を開催し、別紙「常置委員会委員候補者選考方針」（資料12）に沿って委員候補者を選考し、これを同日開催された理事会に諮り、「資料13」のとおり委員候補者を決定した。ついては、本案のとおり選任してよろしいかお諮りする。

9. 常置委員会の委員（教員）の選任について

会長代理から次のとおり報告があった。

常置委員会の教員委員については理事会が選任することになっているが、2月18日開催の理事会において現任者を再任するとの方針を決定し、所属大学の学長ならびに本人の意向を照会のうえ、5月29日開催の「委員等選考役員会」および理事会において選考の結果、別紙「資料14」のとおり、選任したのでご報告する。

10. 各委員会委員長報告と協議（午前の続き）

（1）第1常置委員会（前田委員長）

本委員会は前總會以後、小坂（前）委員長の時代に、小委員会と常置委員会をそれぞれ1回開いているので、同委員長からの引継ぎ文書を基にその状況についてご報告する。

① 小委員会について

昭和56年度における第1常置委員会の検討課題について検討するため、56年1月30日専門委員を中心とする小委員会を開催した。当日は、当面問題となっている放送大学学園法案について、文部省から井上企画官に出席願ひ、国会における審議経過等について説明を受けた。この法案については、既に昭和54年4月に向坊会長

名をもって文部大臣ならびに衆・参両院の文教委員会委員長あてに「要望書」を提出しているが、小委員会においても、今後の問題点等について意見交換を行った。その結果、第1常置委員会としては、放送大学学園法案が成立した段階で、あらためて、放送大学の実施面、運用面について、国立大学側として希望すべき事項があればそれらを取りまとめ、文部省に要望することとした。

次に、今後の検討課題としては、今年は国際障害者年に当たる関係で、大学教育における身障者の問題を取り上げることについて検討したが、この問題については既に50年3月に、第2常置委員会から調査報告書が出されている関係もあり、一応見送ることとした。またこれまで関係委員会（第1常置委、教養課程特別委）と共に検討を続けてきた「高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方」の問題については今後とも検討を進めることとした。

② 常置委員会（教養課程に関する特別委員会との合同会議）について

放送大学の問題は、大学の教養課程教育と密接な関係があるので、この問題の審議に当たり教養課程特別委員会と合同で開催することにし、去る5月19日文部省から青柳視学官の出席を得て、審議を行った。

その審議においては、放送大学について、①既設大学の教養部ないし教養課程との関係（単位互換等の問題）、②既設大学におよぼす影響（教官の派遣、予算、施設等の問題）、③実習センター（スクーリング）の整備、④国・公・私立大学との組織上（法人）の関係、⑤教授会と評議会との関係および大学の自治の問題、⑥放送大学における学問の自由、教授の自由について、などの問題が提起され協議が行われた

が、第1常置委員会としては、今後、教養課程特別委員会と連絡を密にしながら、法案成立後あらためて具体的事項について要望書を提出することとした。

また、同日に開催された常置委員会において、これまで検討されてきた「高等教育の計画的整備に対する見解のまとめ」、「学部改組に伴う事務組織の問題」、「大学院の拡充整備に関する調査・研究」等の問題については一応棚上げとし、新たに「大学教育を考える」というテーマを取り上げ、各大学において生じている種々な教育上、研究上の問題を持ち寄って、検討してゆくことにした。

(2) 第2常置委員会(斎藤委員長)

① 57年度の共通1次試験実施方針について

56年度共通第1次試験終了の結果を基に問題点の検討を行って、57年度の実施方針を定め、これを記者会見で公表したことについては、冒頭の会務報告で紹介があったので省略する。

なお、その記者会見に関する翌日の新聞記事に、いわゆる「傾斜配点」(共通1次試験の教科間の配点に軽重をつける)のことが大々的に報道されたが、これについては、この措置により各大学の特色を生かすという利点が考えられるので、理事会の承認を経て、これを推進されるよう各大学に検討願いたい旨通知した。この傾斜配点の通知は、第2常置委員会としての決定ではなく全国の各ブロックにおいて検討願うための“働きかけ”であるが、これを採用することにした大学は、その旨を7月末までに公表する各大学の57年度入学者選抜実施要項に公表していただきたい。

さらに、予て一部地区の大学より要望のあった「共通1次試験の受験の地域割りの問題」に

ついて検討し、「試験場問題に関するガイドライン」をまとめ、これに該当する大阪府と京都府、兵庫県と鳥取県間の「行政区域を越えた試験場設定」を57年度より実施する方針とした。なお、受験生が過密なため試験場問題で難渋している横浜国立大学と埼玉大学に対しては、東京地区の大学から教職員を応援に派遣する措置で処理する方針である。

② 昭和60年度以降の共通1次試験のあり方について

本委員会は「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入試改訂」の問題を、昭和54年12月以来、本委員会の下部組織である「入試教科目改訂専門委員会」を中心に検討を続け、このたび基本的事項について、「資料19」(昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について)のとおり一応の見解をとりまとめた。本委員会としては、本年11月の総会を目的に「試験教科目についての中間報告」を取りまとめることになっているので、そのためこの「資料19」を各大学に送付し、意見を求めることにした。なお、このアンケートについて各大学に十分ご理解いただくため、7月中旬頃までに各ブロックの連絡協議会を開催し、この資料の作成の経過とその内容について、本委員会の関係者より説明することになっている。

今回取りまとめた資料の主な内容は、(i)現行制度の趣旨、新高等学校学習指導要領の特色など、昭和60年度以降の問題を考えるに当たって必要な基本的事項の解説、(ii)昭和60年度以降の共通1次試験の具体的な出題教科目案、(iii)共通1次試験の試験形式について等である。本委員会としては、この資料に対する各大学の意見を基にさらに審議を重ね、本年秋の総会において

は、出題教科目についての中間報告を決定し、さらに1年後の来年秋には最終的な結論を得たいと考えている。

以上の報告に関連して入試センター加藤所長から、「資料19」について詳細な説明があり、この案に対する高等学校側の意見についても十分尊重してゆく考えであり、また現時点では、新しい教科書が出来ていないということから、この案は指導要領を基に作成したものであって、今後教科書が出来上り次第その内容をよく検討し、この案に示されている考え方と合致しているか否か、さらに専門委員会等において本年秋頃を目途に検討してゆきたい旨述べられた。

③ 私立大学の共通1次試験参加について

本委員会では、予てからの検討課題であった私立大学の共通1次試験参加の問題について慎重に検討し、「私立大学の共通1次試験参加に関する原則」として、次の3点を挙げることにした。(i)過去のデータで90%以上の学生が共通1次試験を受験している実績があること、(ii)入学定員が守られていること、(iii)第2次試験の発表を3月20日までに行えること。これに基づいて産業医科大学について検討した結果、いずれの要件も満たされていることが明らかになったので、その旨を理事会に報告して、同大学の共通1次試験参加の可否の判断を求めた結果、了承が得られた。

ついで会長代理から、第2常置委員会の検討結果を受けて去る2月18日の理事会において、57年度より産業医科大学の共通1次試験参加の問題を審議した結果、これが了承されたが、私立大学としては最初の参加となることから、慎重に取り扱いたいのので総会でご承認願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

④ 身体障害者の共通1次試験の受験について

身障者が受験する場合、受験志望大学とその受入れの可否について協議し、許可を受ける必要がある。この許可を貰う期限は、現在は共通1次試験の出願前までとなっているが、身障者が大学と協議する際には、教諭が付き添うことが多く、しかもこれが短期間に集中することから、学校に教諭が不在がちになり、学校の授業に支障を来たすという苦情が訴えられている。それで、この志望大学との協議結果の提出期限を11月末日とするようにしたいので、よろしくご承りいただきたい。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

① 就職問題について

昭和56年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関し、中央雇用対策協議会および大学側(国公立大学・高専)の就職問題懇談会で検討してきた結果、過去数年の実情や企業側の採用計画策定期等を勘案し、就職協定として、56年度(57年3月卒業者)においても昨年度と同様に10月—11月の線で実施することになった。また、事務協定として、8月1日以降に企業側からの求人票等の提供を受け9月10日以降にこれを学生に提示することになった。この両協定とも、当分の間の措置として、中央雇用対策協議会と大学側が合意した。

② 留年問題について

本委員会の予てからの懸案事項であり、これまでも度々審議されてきた「留年問題」について集中的に審議することとし、まずその実情を調査するため、昨年10月本委員会所属の各大学に対し予備的な第1次調査を行った。この予備調査は、設問内容および設問形式に不備な点があって、量的に何らかの結論を導くには至らな

かったが、各大学の実情が異なり、留年の様相も大学によってかなり相違することが判明した。また、留年学生が存在そのものが沈滞モードを生じ、学生経費を圧迫し、指導・連絡等に教職員の負担が増大し、年次進行が一様でないためカリキュラムの編成に支障を生じ、年度によって学生数が定員を大きく超過するため実験・実習をはじめ施設・設備・指導に障害が多い等、留年問題が大学の教育・研究・管理運営上の支障となっていることが強く指摘された。

こうしたことから、より広範に実態を調査し、より詳しく問題点を摘出する必要を感じ、第2次調査として、全国立大学を対象とした「留年問題に関する調査」(資料24)の実施を計画した。なお、これがご了承願えれば、本年秋頃までに取りまとめたいと考えている。

③ 要望書の提出について

1) 課外活動施設・設備の整備に関する要望書について

昨年も同様な要望書を提出しているが、課外活動施設については未だ「40年基準」に達していない大学や、プレハブ建物や老朽建物の転用で有効健全といえない施設をかかえている大学が多いのが現状であり、今年も「資料25」のような要望書を重ねて提出したい。(承認)

2) 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書について

これは第4常置委員会と共同提案のものであるが、昨年もほぼ同様な要望書を提出しており、また、今回第6常置委員会から提出された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中にも、学生部長を含む部局長の指定職適用が要望されているので、学生の厚生補導という重責を担う学生部関係職員の職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、特に学生部長の指定

職適用について重ねて要望することにした。

(承認)

なお、昨年第4常置委員会と共同で提出した「厚生補導に関する施設の基準面積の改正について」の要望に関しては、現在の厳しい情勢に鑑み、今回は一応見送ることとした。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

① 要望書の提出について

1) 大学及び大学院の奨学制度についての要望書

従来、奨学金制度については、より一層の拡充を図られるよう要望してきたが、行財政改革の構想を審議中の臨時行政調査会において育英奨学事業に対する厳しい見直し——外部資金の導入による有利子化への転換、教員就職者に対する返還免除制度の廃止、返還期間の短縮等——が論議されている状況に鑑み、従来の要望書とは趣を変え、現在の育英奨学制度の維持、存続を図られるよう強く要望することとした。

その内容を要約すると、前半において現在の育英奨学制度の制定の経緯とその功績について述べ、後半において今回の改革案がこの奨学制度の根幹に関わる点を指摘し、この問題については関係各界の意見を十二分に徴し、慎重に配慮されたい旨を要望した。このような形のものでして要望することにしたのでご承認を得たい。(承認)

2) 国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書について

本委員会は、学生の厚生補導の重要性に鑑み、予てより教官と学生のコミュニケーションを図るため、また各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流を図る目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきた。この施設は昭和47年以降逐次設置されてきているが、東北

ブロックには1施設のみであり、近畿ブロックには未だ設置されていない。本委員会としては、200名程度を収容できる施設を各地区に少なくとも2ヶ所は設置したい意向であるので、今後もこれの設置の促進を図ってゆきたい。なお、これの管理要員については、現在、世話大学(特定大学)の定員を充てている現状でその負担が重いので、必要な管理要員の定員化も併せて要望することになっている。(承認)

② 今後の検討課題について

本協会の推進により実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」の制度が発足してから今年で4年を経過したので、1ラウンドした時点でその実情を調査し、制度の見直し等について検討し、運営の改善に資することを当面の課題としたいと考えている。

(5) 第5常置委員会(石塚委員長)

① 外国学長の招致について

例年実施している外国学長の招致について、文部省とも協議し、本年度はカナダより大学長3名を10月14日より2週間に亘り招待する予定で準備を進めていたが、最近になって、先方の都合により、日程を約1カ月後にずらし、11月16日から2週間滞在ということに変更した。その他については「資料29」のとおりとし、訪問先として、文部省、東京大学、慶応大学、京都大学、大阪大学、国立民族学博物館、広島大学、筑波大学を予定している。この日程案について、ご了承いただければさらに具体的な計画を進めてゆきたい。また、訪問先として予定されている関係大学には、種々お世話になるが、よろしくご協力をお願いしたい。

② マレーシア国大学からの学生の海外研修依頼について

マレーシアのパータニアン大学(農科系の大学)から、国立大学協会会長あて、日本の大学で勉強したい学生(約30名、10日間位)のために便宜を図ってくれる大学の斡旋及びこのための全体的計画について、お世話願いたい旨の依頼があった。このことについて文部省留学生課とも協議したが、協力していただける大学があれば前向きに検討願いたいという意向であった。国大協としては、初めてのケースではあるが、ご了承が得られれば、発展途上国への国際的協力ということからも、国大協としてお世話してみてもどうかと考えている。

なお、このパータニアン大学は、昨年鹿児島大学とセクションを設けディスカッションをしたこともあり、今回の申し入れについては専攻分野で関係のある東京農工大、東京水産大の3大学にお世話いただけるか否か、検討していただいてはどうかと考えている。

ついで会長代理から、それぞれの関係大学に対し、意向の打診があり、鹿児島大学および東京農工大学としては前向きに検討したい、東京水産大学としては受け入れ条件が確認できた上で検討したい、との意向が示された。そのあと、これの受入れに関し若干意見の交換があり、今後の取扱いについては、鹿児島大学を中心として3大学で協議することとなったが、この種の問題の今後の取扱いについては、国大協よりも国際教育協会等を窓口とする方が適当ではないかとの意見も述べられた。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

○医師国家試験改正の問題について

この問題については去る3月頃、医学部を持つ各大学に厚生省より意見照会があったが、目

下関係機関において検討が進められている医師国家試験改正の問題について、去る5月29日委員会を開催し、文部省医学教育課長から見解を伺い意見交換を行った。

厚生省としては、医師国家試験が、社会の要請にこたえつつ、真に医師として具有すべき基本的知識、技能を問う試験内容となるよう改善を図るとの見地から、当面の具体的改善事項として次の6つのことを提起している。1)医師国家試験改善のための常設の機関の設置。2)試験問題のプール制を導入し、適切な問題は再出題できるようにすること。3)試験委員による事前の準備と事後の評価を十分に行うこと。4)臨床実地問題の増加(60問→100問)。5)プライマリーケア重視の見地から、全科目に亘る知識、技能を問う問題の出題。6)思考過程の重視のため、解答時間数及び試験日数の延長。

また、現在国家試験は年2回(春・秋)実施されているが、厚生省としては、以上のような改善を進めて行くにはどうしても日程上の問題が出てくること、さらに、秋の試験の必要性の低下の現状等から、秋の国家試験を取りやめたい意向のようである。

この問題に関し、各方面での検討結果を踏まえ、本委員会で検討したが、この問題については既に全国の医学部長、病院長会議で結論が出されているので、それを尊重することにし、秋の国家試験を廃止することについては慎重に取り扱うべきであるということになったので、この旨を厚生省に伝えることにした。

その他、最近生じた医学部・病院関係の諸事件に関連する医学教育の改善に関する諸問題についての討議も行われ、また臨時行政調査会で取り上げられた附属病院のあり方についても協議した。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(神田委員長)

① 教養課程のあり方について

本委員会では昨年11月、「教養課程に関する調査報告書」を取りまとめたが、この報告書は教養課程の実情分析はしているが、どうあるべきかの提言はされていない。それで、この報告書の中に提起されている問題について各大学にアンケートして意見を求め、また本委員会の委員からも意見を徴し、それらの資料を基に教養課程のあり方についての見解の取りまとめをしたいと考えている。

② 放送大学について

放送大学の設置は既設大学に種々な影響を及ぼすが、とくに教養課程に関わる問題が多いと思われるので、第1常置委員会とともにこの問題についてさらに検討を続けることとした。

③ 高等学校学習指導要領改訂に伴う教養課程教育のあり方について

このことについては、引続き第1常置委員会、第2常置委員会との連携の下に審議を行うこととしている。

(8) 大学格差問題特別委員会(丸山委員長)

① 人文社会系学部の拡充整備についての要望書について

昨日開催の委員会において、いわゆる新設大学の拡充を図る立場から、人文社会系学部の拡充整備に関する要望書を提出することとした。この要望書の趣旨は、理科系学部にして人文社会系学部の基盤の整備は遙かに遅れており、修士課程については、いまだに設置されていない学部が多数あり、また、大学によっては人文社会系学部の設置を期待しながら実現をみていない大学もかなり存在していることから、これ

の整備を速やかに図りたいということである。

今や、地方国立大学における人文社会系学部の新設、整備並びに修士課程の設置は、地域的にも学問分野の上でも均衡のとれた国立大学の質的向上を図り、国民の高等教育に対する要望に応えるために緊急の課題であると思われるので、この要望書の提出についてご承認を得たい。(承認)

② 今後の検討課題について

いわゆる新設大学と旧設大学との間の格差は次第に縮小されてきてはいるが、まだ十分でない点がある。それで、合理的理由のない格差については、今後ともこれを解消してゆく努力を続けてゆきたい。そして、秋の総会にはその結果を報告したいと思う。

(9) 図書館特別委員会(広根委員長)

① 学術情報センターの設置に関する要望書について

本委員会はこれまでも、大学図書館の整備充実に関わる種々な事項を列挙する形で予算に関する要望書を提出してきたが、来年度予算は0シーリングという厳しい状況にあり、また臨時行政調査会において行財政改革の審議が進められている状況でもあるので、従来のような総花的な要求は適当ではないと思われた。それで、昨日の委員会でその内容について協議した。

その結果、学術情報センターの設置促進ということに絞られることになったが、この学術情報センターの構想というのは、大学図書館を全国的学術情報システムの構成要素として位置づけるとともに、同システムの中核的機関を新たに設置することにより、効率的なシステムを形成するというものである。このシステムの中核

機関としての学術情報センターの設置は、学術情報システム形成の成否を制するものであり、大学図書館の果たすべき機能の拡充に寄与するところ極めて大であると考え。よって、国の財政逼迫の今日ではあるが、このセンター設置の早期実現のため、要望書を提出することにしたのでご承認願いたい。(承認)

② 今後の検討課題について

大学図書館は一般図書館とは異なり、教育的な意味をもつ図書館でなければならない。本特別委員会としては、このような大学図書館の性格・使命をどのように考えどう実現してゆくかを今後の課題として取り上げてゆきたいと考えている。

(10) 教員養成制度特別委員会(井沢委員長)

① 教員養成の改善充実に関する要望書

昨年11月に取りまとめた調査研究報告書「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」に基づき、教員養成の改善充実に関し、1)教職課程の整備・充実、2)教育実習諸経費の充実、3)教育系大学・学部の大学院の設置促進、を内容とする要望書を提出したいと思うのでご承認願いたい。(承認)

② 今後の検討課題について

前回の調査研究報告書に残された問題となっている教員免許制度・資格制度の問題について検討し、これの取りまとめを行いたいと考えている。

以上をもって本日の協議を終わり、会長代理から、本日の議事を閉じる旨の挨拶があって、第1日目の総会を閉会した。

第68回総会（第2日）

日時 昭和56年6月17日(水) 12:50~15:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

香月会長代理主宰のもとに開会。

総会開催に先立ち、大学運営協議会の地区委員の選出が行われ、引続き総会が開催された。

1. 各常置委員会委員長および大学運営協議会地区委員の選出結果について

事務局長から、本日午前中に開催された各常置委員会において行われた各常置委員会の委員長の互選の結果および正午の休憩時間中に各地区大学毎に行われた大学運営協議会の地区委員選出の結果について、次のとおり報告があった。

○常置委員会委員長

- | | |
|---------|-----------|
| 第1常置委員会 | 前田東北大学長 |
| 第2常置委員会 | 斎藤東京工業大学長 |
| 第3常置委員会 | 広根山形大学長 |
| 第4常置委員会 | 野村横浜国立大学長 |
| 第5常置委員会 | 西川帯広畜産大学長 |
| 第6常置委員会 | 畑群馬大学長 |

○大学運営協議会地区選出委員

- | | |
|----------|-------------|
| 北海道・東北地区 | 梅津秋田大学長 |
| 関東・甲信越地区 | 松田図書館情報大学長 |
| 〃 | 山本東京芸術大学長 |
| 中部地区 | 吉利浜松医科大学長 |
| 近畿地区 | 伊地智大阪外国語大学長 |
| 中国・四国地区 | 深瀬島根医科大学長 |
| 九州地区 | 吉武九州芸術工科大学長 |

2. 大学運営協議会臨時委員（教員）の選任について

会長代理から次のとおり発言があり異議なく

承認された。

大学運営協議会の臨時委員の選任については、本来、別途大学運営協議会を開いてお諮りすべきところであるが、便宜この席を借りて委員の方々のご承認を得たい。

大学運営協議会の臨時委員の任期が今回満了となるが、この際、現在の山田敏郎（京都大学教授）、林良平（京都大学教授）の各臨時委員に再任をお願いしたいと思う。（承認）

3. 監事の選任について

会長代理から、昨日の理事会で監事の候補者を選考した結果、福田筑波大学長、吉田東京医科歯科大学長の両学長にお願いしたいということになったので、そのように監事の選任を行ってよろしいか、と諮られ、異議なく承認された。

4. 臨時行政調査会に関する報告について

会長代理より、行政改革に関する政府への答申の取りまとめを行っている臨時行政調査会において、国立大学に関係する事項が論議の対象となっている関係もあり、同調査会に關与されている沢田副会長より、その状況についてお話を伺うことにしたい、と述べられ、ついで沢田副会長より同調査会の審議事項についての報告がなされた。

以上の説明に対して、教官の定員削減と欠員との関係、授業料値上げ問題、国立大学農学部部の抑制論、現在整備中の新設大学の整備の問題等について活発な意見の交換が行われたの

ち、会長代理から、国立大学協会としては昨日承認願った要望書の趣旨にのっとり、今後とも教官、医師、看護婦等の定員削減には反対していくことを確認したい旨の発言があり、了承された。

5. 各委員会委員長報告

本日午前中に開催された新メンバーによる各常置委員会の審議状況について各委員長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(前田委員長)

第1常置委員会としては、今後とり上げるべき問題について、これまでの審議事項を参照しつつ自由討議を行い、概ね次のような方針とした。

- ① 今般国会においてその設置が承認された放送大学については、国立大学との関連性等について種々問題があるので、文部省よりその後の進展状況や将来の展望等について説明をきき、問題点の検討を行うことにする。
- ② これまで検討を続けてきた大学院問題、助手の問題については、しばらく静観し、新たに問題が出てきた時点で再び取り上げることにする。
- ③ 大学教育のあり方を見直す問題については、社会の変化に対応し大学の組織・制度の面について今後、検討していきたい。

(2) 第2常置委員会(斎藤委員長)

第2常置委員会では、目下、共通第1次学力試験の問題を中心に審議しているが、今後の検討課題についてこれまでの審議事項を参照しつつ自由討議を行った結果、次のような問題が出された。

- ① 学科課程に関する問題
- ② 外国人学生の受入れ体制整備の問題
- ③ 学術研究のための文部省の直轄研究所、大学の共同利用研究所・附置研究所等への大学院生の配分の問題(これらの研究所等では研究のスタッフとして大学院学生を必要としているが、研究所は学生の定員を持っていないので、その確保のため苦勞している。これらの解決方法について検討の要がある。)
- ④ 共通第1次学力試験における身障者の扱いの問題(身障者は共通1次試験出願に際し、入学志望大学と入学の可否について打合せた「協議書」を提出することになっているが、入学の可否が未決定の「協議中」という協議書でも差支えないことになっている。その場合、第2次試験の最後に行われる健康診断によって失格するケースも出てくるが、それでは身障者に気の毒である。それで、第2次試験の実施前に健康診断を実施する方策について検討する必要がある。)
- ⑤ 高校からの推薦入学の問題(国立大学としてはその公共性の立場から、特定の高校を指定して推薦入学を行うことはできないが、全国の高校を対象とすると選考上むずかしい点がある。それで、地域毎に各大学が地元の高専から推薦入学者を採るという方法も考えられるので検討してみたい。)

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

第3常置委員会としては、今後とり上げるべき問題について、これまでの審議事項を参照しつつ自由討議を行い、概ね次のような方針とした。

- ① 目下検討中の留年者については、今後調査を各大学に依頼して問題点を整理して

いきたい。

- ② 最近、自主的に結成された学生部長会議で話題となった事項を第3常置委員会に連絡願って、国立大学協会として検討する事項があればとり上げていきたい。
- ③ 課外活動施設の拡充問題については、昨日も要望書を採択願ったが、短期的には解決しない問題であるので、今後とも検討を継続していきたい。
- ④ 大学の総合体育大会が各地区で行われているが、その運営に種々苦勞している点があるようなので、そのあり方について研究してみたい。
- ⑤ 学生による交通事故に対する大学の対応策を総合的に検討したい。
- ⑥ 入学辞退者の問題は、学生の補導とどのように関連するか必ずしも明確でないが、補導との関連性があれば改善策を検討したい。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

第4常置委員会は、今後どのような問題を取り上げるかについて自由討議し、概ね次のような方針とした。

- ① 学寮問題、共同利用研修施設の問題については、今後とも継続して検討していきたい。
- ② 日本人学生の学寮と、留学生会館を比べると、その施設・設備の点で大きな差がある。日本人学生の学寮の個室の面積は1人当たり10㎡であるのに対し、留学生会館は17㎡の面積を有している。これは、文部省の所管課が違うことにもよろうが、留学生の中には日本人学生と交歓したいという希望の者も多く、また、外国の関係者が留学生会館を参観しての感想として、できれば日本人学生と居を共にさせたらどうかとの意見もあるので、こ

のような区別をなくした学寮のあり方を考えたい。

- ③ 4年前から学徒援護会の所管の下に行っている学生の教育研究災害傷害保険は、現在90%を超す学生が加入している。そして、最近ではこれの給付の対象も正課以外の課外活動における事故まで含まれるようになってきている。このように、この傷害保険は学生との関わりが深く、かつ、この制度発足後4年を経過しワンランドしたので、この機会にその正確な実態を把握するとともに、問題点がどこにあるかを探るため、アンケート等を行い各大学の協力を得て、どのように運営すれば効果的か研究したい。

(5) 第5常置委員会(西川委員長)

第5常置委員会は、今後と上げるべき問題について自由討議し、概ね次のような方針とした。

- ① カナダの大学長の日本招へいは、昨日ご了承願った線に沿って受け準備をしたい。さらに、来年度招へいする国は、メキシコを第一候補として考えていきたい。
- ② マレーシアの大学からの学生の海外研修依頼については、マレーシア側の経費負担の問題等、明確でない点があるので、それらの点をはっきりさせたい。受入れるべきかどうか検討したい。なお、このような問題は、国大協が取扱うべき問題かどうか疑問もあるので、国際教育協会などにその窓口を移してはどうかとも考えている。
- ③ 国大協のお世話で昨年9名の学長が訪中したが、その際最初の参加希望者は20名あった。それで、中国視察を希望される方がまだおられることと思うので、第2次訪中国の実

現を積極的に推進したい。

- ④ 従来、第5常置委員会は、国際交流に力点を置いてきたが、今後国内大学間の交流も積極的に考えていきたい。

(6) 第6常置委員会(畑委員長)

第6常置委員会は、従来検討した事項を基に今後の検討課題について自由討議を行い、概ね次のような方針とした。

- ① 大学財政の問題については、今回の「予算に関する要望書」では例年のような項目別な要求を止めたが、今後は基準経費の増額を要望していきたい。もし、この基準経費の増額が他省庁との関連でむずかしいようなら、特別教育研究経費の増額を図りたい。それと、教育研究旅費が逡減されているが、これは教官の研究活動の一環であるのでこれの増額を要求するとともに、大学院学生の研究旅費の実現についても、努力したい。
- ② 現在、教官、医師、看護婦は、定員削減の対象から除かれているが、今度の臨時行政調査会の論議の中でこれらの職種も削減の対象にされそうな気配が見られるので、反対の意思を表明していきたい。
- ③ 教官等の待遇改善については、人事院が給与の全面見直しを始めているので、この機会に大学の特殊性、専門性を強調し、改善の実を上げたい。また、予てその実現を要望していた「研究技術専門官制度の新設」についても推進を図りたい。
- ④ 助手問題については、第1常置委員会とも相談して検討を進めたい。
- ⑤ 非常勤職員の問題は、定員削減とも表裏の関係もあるが、過般実施した調査資料を分析して、その対策を考えていきたい。

- ⑥ 他省庁職員の非常勤講師併任問題の打開策も、さらに推進していきたい。

- ⑦ その他、国立大学における勤務時間のあり方の問題や大学院学生によるチューター制度のことなども研究してみたい。

以上の報告に対して、外国人を国立大学の教官として任用する問題等について質疑応答が行われた。

6. その他

- (1) 次回(第69回)総会の日程について
会長代理から、次回の第69回総会は11月11、12の両日、事務連絡会議は11月13日、神田の学士会館で開催することにいたしたいがよろしいかと諮られ、了承された。

- (2) 大学の当面する諸問題について
会長代理から、次のような発言があった。
大学の当面する問題は多いが、その一つとして大学教官の兼業の問題がある。特にいくつかの大学では医学部教官の他の医療機関への兼業の問題が新聞紙上で取り上げられて社会的問題にもなっている。しかし、これを全面的に禁止することは地域の医療体制との絡みから困難な点がある。ただ、この兼業については限度というものがあると思うので、大学で教官の兼業許可をする際、慎重に行う必要があろう。これについてご意見があれば伺いたい。

以上の発言に対して、若干意見の交換が行われた。

以上をもって今総会の議事を終了し、最後に会長代理から、次回総会までに任期満了となる山田旭川医科大学長、石塚名古屋大学長、山岡高知大学長および井上宮崎大学長に対し、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意を表

され、これに対し各大学長から、それぞれ退任

の挨拶があった。

第35回事務連絡会議

日時 昭和56年6月19日(金) 10:00~14:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター中村管理部長

(事務連絡) 植木会計課長, 斉藤大学課長

開会に当たり香月会長代理から次のような挨拶があった。

事務局長各位には常日頃大学運営にご苦勞を煩わせ、この機会に学長側を代表して厚くお礼申し上げる。

今回の春の定例総会は16、17の両日開催され無事終了した。その議事内容の詳細については後刻石塚事務局長より報告があると思うが、主要な論議は「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」に関する問題と目下臨時行政調査会で検討されている「国の行財政改革」に関連した国立大学予算等の問題、の二点であった。前者については、関係の第2常置委員会より「5教科の出題科目案」が今総会に提示され、今後これをもとにして各大学にアンケート調査を実施することとなった。そして、その結果を踏まえ来る秋の総会には出題教科目を表示した「中間報告」が公表されることになる。

また後者については、臨時行政調査会において国立大学関係予算が抑制基調で論議され、特に定員に関しては従来、削減の対象から除外されていた教官、医師、看護婦についてもその対象に含めるとの見解が示されている由を仄聞したため、これの対応策について協議を行った。その結果、大学の特殊性と研究・教育の重要性に照らし国立大学の予算や定員を行政の効率化という観点から一律に措置することには応じがたい旨の意見を述べた「昭和57年度予算に関する

要望書」を文部大臣をはじめ大蔵大臣、行政管理庁長官等関係者宛提出要望するとともに、特に臨時行政調査会の土光会長に対し総会開会中畑第6常置委員長が面談のうえこの旨申し入れを行った。

なお、これに関連して、昨日開催された文部省招集の学長会議の席上においても、文部省当局に対し、国立大学予算が圧縮されることによってわが国の研究・教育の将来に大きな禍根を残すことにならないよう十全の配慮をされたい旨国大協の総意を重ねて要望している。

この他、特にご報告する事項として、今総会は2年ごとに行われる役員の改選および常置委員会委員の組替えの時期にあたり、新会長には平野東京大学総長が、副会長には沢田京都大学総長と私(千葉大学長)がそれぞれ選任されたので、よろしくお願ひしたい。

以上のような会長代理の挨拶があったのち、石塚事務局長より最近人事異動により新たに就任された以下の事務局長の紹介があった。

吉野 幸夫(岐阜大学)

沢田 徹(京都大学)

小野 真海(宮崎大学)

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第68回総会概況」および「第68回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、今総会における会長代理からの会務報告について、次のように説明があった。

- (1) 前総会以後における学長の交代について別紙「資料4」により報告があった。
- (2) 前総会以後における委員長の交代について別紙「資料5」により報告があった。
- (3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の諸事項について報告があった（詳細は総会議事要録参照）。

- 1) 平木高知医科大学長の逝去について
- 2) 要望書の提出について
 - ① 医学教育の充実振興についての要望書
 - ② 各省庁職員の非常勤講師併任に関する要望書
 - ③ 「国立学校設置法の一部改正案」に対する要望書
 - ④ 国立大学の定員要求に関する要望書
- 3) 共通入試関係事項について
 - ① 共通第1次学力試験に関する記者会見について
 - ② 共通第1次学力試験の受験の「地域割り」について
 - ③ 産業医科大学の共通第1次学力試験参加について
- 4) 中央教育審議会「生涯教育に関する小委員会報告」に対する意見開陳について

- 5) 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて
- 6) 特別会計制度協議会について
- 7) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第68回総会概況」および「第68回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事概要について次のように説明があった。

- (1) 昭和55年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について
- (2) 昭和55年度国立大学協会歳入歳出決算について
- (3) 昭和56年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

以上3件について別紙「資料6」「資料7」「資料8」にもとづき事務局からの説明と、(2)の監査結果について福田監事から報告があり、いずれも総会で承認された。なお、関連して創立30周年記念事業費歳入歳出決算についても総会に付議され、これも承認をうけている。ついては、以上の件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。（了承）

- (4) 学長委員の常置委員会出席旅費の支給について

別紙「資料9」により事務局から説明し、異議なく総会で承認された。ついてはこの件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。（了承）

- (5) 理事の選任について

別紙「資料10」のとおり新理事が決定された。

- (6) 会長、副会長の選任について

新理事会において互選を行った結果、次のと

おり決定された。

会 長 平野 龍一（東京大学長）

副会長 香月 秀雄（千葉大学長）

〃 沢田 敏男（京都大学長）

(7) 常置委員会委員の選任について

1) 代表者である委員の選任について

別紙「資料13」のとおり新委員が決定された。

2) 教員委員の選任について

別紙「資料14」のとおり理事会で決定された旨報告があった。

(8) 常置委員会委員長長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われ、新委員長が次のとおり決定された。

第1 常置委員会委員長 前田東北大学長

第2 常置委員会委員長 斎藤東京工業大学長

第3 常置委員会委員長 広根山形大学長

第4 常置委員会委員長 野村横浜国立大学長

第5 常置委員会委員長 西川帯広畜産大学長

第6 常置委員会委員長 畑群馬大学長

(9) 監事の選任について

6月16日の新理事会で監事候補者の選考を行い、これを総会に諮った結果、福田筑波大学長、吉田東京医科歯科大学長の両学長が選任された。

(10) 大学運営協議会地区委員の選出および臨時委員（教員）の再任について

総会の席を借りて大学運営協議会が行われ、いずれも決定された。

(11) 各委員会の委員長報告と協議

総会1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、また、提案の要望書はいずれも採択された。総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会

の審議状況について各委員長より報告があった。（詳細は総会議事要録参照）

以上で第68回総会の全日程を終え、ついで午後5時より会長代理、副会長、関係委員長および平野理事（新会長＝6月20日就任）が出席して記者会見を行った。

以上をもって事務局長から総会関係事項についての報告を終了し、ついで昨日開催された学長会議の概況についての報告があった。

II 大学入試センター連絡事項

○昭和57年度共通第1次学力試験の実施要項および受験案内について

昭和57年度共通第1次学力試験の実施方法に関する事項について、大学入試センターの中村管理部長より次のような説明があった。

過般、来年度の大学入学者選抜実施要項が決定されたのに伴い、これを承けて大学入試センターでは「共通第1次学力試験実施要項」および「受験案内」を作成した。来年度の入学者選抜方法については一部今年度と変更になった点があるが、以下お手許の配付資料をもとにその主な改正点についてご説明申し上げたい。

〔実施要項および受験案内の主な改正点〕

① 実施期日

これについては規定（1月10日～19日の間の土曜および日曜に実施する）に従い、本試験を昭和57年1月16日（土）、17（日）、追試験を同23日（土）、24日（日）とした。

② 社会の科目選択方法の変更

これについては前年度に予告してのとおり「倫理・社会」および「政治・経済」の2科目を同時に選択できないこととした。

③ 私立大学の参加

これについては初の試みとして来年度より「産業医科大学」が参加することとなった。その参加形態は公立大学の場合と同様に協力方式によることとした。

④ 検定料の額の改訂

共通第1次学力試験の検定料を改訂し8,000円とする。なお、2次試験についても改訂し9,000円とする。

⑤ 追試験

追試験の試験場については従来の4地区を2地区（東日本・西日本）とする。また、追試験の申請の受付・許可を公立大学でも行うこととした。

⑥ 試験場の指定方法の変更

これについては従来、行政区域割による居住地受験主義を執っているが、このため大学に過度の負担がかかる地区、あるいは受験生に著しい支障を及ぼしている地区については、過般国大協で設定した「ガイドライン」の要件を充たす場合に限り、地域割りの変更を認めることとなった。そして、このガイドラインをもとにその後関係地区間で協議が行われた結果、大阪府と京都府および兵庫県と鳥取県の2地区間において、試験場の指定方法の一部変更の措置をとることとなった。

⑦ その他

上述の改訂に伴い、実施要項および受験案内の記述の整理を行った。

（以上で午前の会議を終了）

Ⅲ 文部省事務連絡事項

文部省より植木会計課長および齊藤大学課長が出席し、それぞれ所管事項について説明があった。

植木会計課長

○昭和57年度国立学校特別会計概算要求について

このことについて、植木会計課長より配付資料「昭和57年度概算要求について」をもとに、概略次のような説明があった。

来年度国立学校特別会計概算要求については、去る6月5日に閣議了解された「昭和57年度概算要求について」の線に沿って行われることになるが、その基本的方針は、行財政改革による徹底した歳出内容の合理化、効率化を前提とするということである。そして、これをベースに臨時行政調査会が来る7月中旬に答申を予定している行財政問題に関する第一次改革意見を踏まえ、概算要求をすすめてゆくことになる。このような基本方針にもとづいて行われる来年度の特別会計の概算要求額については、原則56年度予算額を基礎とすることとし（いわゆる0シーリング）、これに人件費の差増分を加えた金額の範囲内にとどめるものとする。従って、新規政策は勿論、定員等の要求については厳しく抑制されることになる。今回の概算要求についての閣議了解は昨年度（7月29日）に比べ約2カ月早まっている。本来ならば、この時点で特別会計の概算要求方針が明らかになっていなければならないが、今回は臨時行政調査会の第一次改革意見が7月中旬に出されるので、これをまっけて特別会計の概算要求方針を示したうえ、8月末を目処に概算要求を財政当局に提出したい考えである。この概算要求についての各大学からのヒアリングについては、来る7月20日～24日の5日間を予定しているが、以上のような厳しい状況を認識され、また限られた時間内でご説明いただくことにもなるので、説明項目については十分絞ったうえでお願いしたい。

育英大学課長

3点の事項についてご説明申し上げます。

一つは、臨時行政調査会の審議の状況に関することである。目下、臨時行政調査会において第1特別部会で財政の歳入歳出の見直しを、第2特別部会で定員・機構の見直し作業が行われている。第1特別部会における論議のうち国立学校関係については、学生納付金の問題、育英奨学金の問題（外部資金の導入による有利子化への転換、返還免除制度の見直し、返還期限の短縮等）が主な争点になっているようである。また、第2特別部会においては、①従来は定員削減計画の対象外であった教官、医師、看護婦を定割対象に含める、②学部・学科の整理統廃合、③複数学部間の事務処理の一元化（授業料の自動振込みを含む）、④教官の配置基準の合理化、⑤施設関係における民間委託の促進、⑥学部・学科の新増設、入学定員の見送り、等の見解が示されているようである。

次は、国立大学の行政監察に関することである。これについては、去る4月から5月にかけて

て国立5大学において調査が行われたが、来る7月～9月には国立22大学を対象に本調査が実施される予定である。今回の行政監察で重点項目と看做される事項は、定員削減その他人事関係（事務の一元化、教官定員のあり方、現業的業務の外部委託）と施設・設備の利用の合理化（農場・演習林の整理、共同利用化、大型機器の共同利用）についてなどのことである。

最後は、57年度予算概算要求の各大学からのヒアリングに関することである。これについては基本的には会計課長から説明したとおりで、ヒアリングの事項の数は精選していただきたい。

なお、定員要求については昨年度要求数の2分の1が限度とされているため、国立大学関係はリミット2,550人である。これは必要予定数3,700人（学年進行分2,200人、病院年次計画800人、その他700人）から見て相当厳しく抑えられた数字であり、学年進行や病院の年次計画の一部繰り延べは必至と思われる。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和56年5月19日(火) 13:30～15:00

場所 学生会分館6号室

出席者 (第1常置委員会)

小坂委員長

吉田、秋田、長谷、井上、猪、川上、館、山田、
堯天、谷口、福見各委員

下沢、坂井、遠藤、高田各専門委員
(教養課程に関する特別委員会)

神田委員長

原田、広根、久保、須甲、天野、吉利、松山各委員
浅野、柘植、緒方、重岡各専門委員
(文部省)青柳視学官 外1名

第1常置委員会・教養課程に関する 特別委員会合同会議

小坂委員長（第1常置委員会）と神田委員長（教養課程に関する特別委員会）の司会のもとに開会。

初めに、小坂委員長から次のように挨拶があった。

本日は、第1常置委員会と教養課程に関する

特別委員会はそれぞれ別個に委員会を開催することになっていたが、第1常置委員会が議題として取り上げた「放送大学学園法案の問題」は教養課程に関する特別委員会にも密接な関係を持つことから、急速予定を変更して合同の場を設け、この法案並びにこの法案の国会審議の状況について文部省から説明を伺い、その上で討議をすることにしたので、ご了解願いたい。

なお、文部省からは青柳視学官が出席されたのでご紹介する。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

○ 放送大学学園法案について

まず小坂委員長より、国大協としてこれまでこの問題に取り組んできた経緯について、次のように述べられた。

国大協は、放送大学学園法案が提起された時点の昭和54年4月27日に、この法案に関し国立大学協会会長と公立大学協会会長の連名で要望書を提出し、慎重に配慮してもらいたいことを要望した。その後、この法案の国会審議が進み、55年10月開会の第93臨時国会においては衆議院本会議で可決され、参議院の継続審査に付されることになり、法案成立の見通しが立ってきた。それで、第1常置委員会としては、この問題についてどのような取り組み方をすればよいかを検討するために、去る1月30日に小委員会を開催し、文部省から井上企画官にも出席を願って、その後の経過について説明を伺ったわけである。その結果、もう少し経過を見てから具体的な審議に取り組むことにしてもよいのではないかということになり、本日改めてこれの検

討のための会議を設けた次第である。そして、本委員会としては、その後の経過を伺ったうえで審議を行い、必要ならこれに関する要望書を提出したいと考えている。ところで、この放送大学の設置は、既存の大学の教養課程の教育と密接な関わりを持つので、この機会に教養課程に関する特別委員会にも参加願ひ、共同討議をすることにしたわけである。それではまず青柳視学官から、その後の法案の審議経過、問題点、今後の見通し等についてお話を伺いたい。

ついで、青柳視学官より放送大学学園法案の内容およびこの法案の全般的な動きについて、配付資料「放送大学の進捗状況」「放送大学について」「放送大学学園法案要綱」「放送大学学園法案の国会審議について」を基に、その要点を挙げながら詳細な説明があった。

以上の説明があったのち、次のように質疑応答が行われた。

- 放送大学が設ける学習センターというのは、一般大学と直接関係なく設置されるのであろうか。
- 学習センターは、第1期計画の対象地域内では東京に2カ所、その他の県に1カ所、計6カ所設ける計画である。そうして設置予定地には独自の建物(2,500m²)を建設する考えである。なお、学生は毎週1回くらいこのセンターでスクーリングを受けることになる。このように施設面では各大学に迷惑をかけることにはならないと思っている。

ただし、スクーリングの担当については、各国公私立大学の教官に相当のご協力を願わなければならないと思っている。

このように学習センターについては、基本的には自前で整備していく構えではあるが、

今後全国ネットを張っていく段階で、どのように具体化していくかは、第1期計画の実績を踏まえながら計画が進められることになる。

- この放送大学について、次の3点についてどのように考えているのであろうか。

第1は、放送大学の教育についてである。放送大学は、教養学部を設置して、国民の多様な要請に応じ、豊かな教養を養うとともに、実生活に即した専門的学習を深めるということのようであるが、この教養教育は、これによって既設の大学の教養教育に何らかの影響があるのではなかろうか。

第2は、放送大学の教員の選出体制についてであるが、これはどのようなところにその重点を置いて確保されようとしているのであろうか。

第3は、放送製作についてであるが、これはどのようなスタッフで担当するのであろうか。

- 第1点の既存大学の教養教育にどのような影響を与えるかという点については、単位の互換あるいは放送大学の教材の利用等の面において、各大学の判断によるものではあるが、大いに活用してもらえないかと思う。

第2点の放送大学の教員の選出体制については、これは非常にむずかしい問題であるが、放送大学も大学であるので、当然教育・研究の機能を有するものである。従ってその意味では一般大学と変らないと思う。ただ、教員の任期制を取り入れてはどうかと考えている。また、放送大学のなかの教員の研究面をどうするかという問題があるが、この問題については、これから具体的な詰めに取り組

むことになる。そうしてこの問題については、各大学の教官の意向を最大限に取り入れながら体制作りを進めてゆくことになる。

なお、既存の大学との関連を保ちながら、既設大学の研究機能を役立ててもらってはどうかとも思っている。

それから、放送教育開発センターというのが既に発足しているが、このセンターはその設置目的に拘束されることもあるが、将来は、このセンターがもつ研究機能を放送大学も活用しながら、相互協力というかたちで進めてはどうかとも考えている。

第3点の放送製作についてであるが、これについてはプロデューサーやディレクターというような専門職に相当するスタッフは置く予定である。ただし、これらの職員は教授会や評議会に参画するというような性格のものではない。なお、実際の放送番組の編成や放送内容の教育的分野の面においては教官がタッチすることになる。

- 放送大学はその対象地域を、第1期計画として東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲ということで考えられているようであるが、将来についてはどのような考えがあるのか。

- 現在の段階では将来のプランがあるわけではない。ただし、将来対象地域を拡大する考え方としては、18歳人口の動態に対する高等教育の計画的整備ということとも関連しながら、全国ネットということも考えられるのではないかと思う。

また、これに関連することで放送衛星という問題もあるが、既に実験段階としての衛星は打ち上げられており、かなり実用化の用途はたっていると言える。

○ 放送大学の第1期計画の職員数を300人とするということであるが、このうち教官と一般職員との割合の数についてはどのように考えられているのか。

○ 職員数300人の内訳は、専任の教官数は70人～80人くらいを予定している。それから放送関係の職員を50人～60人程度と予測し、残りは一般事務系職員として考えている。

なお、教官組織については、専任のほかに客員教員あるいは非常勤教員というかたちで、既存の大学教官の協力ということを考えている。また、これら教官の配置については、現段階では本部に70人～80人程度、各学習センターに30人程度という数を考えている。

○ 第2次臨時行政調査会（第2臨調）との絡みの問題であるが、このような行財政の厳しい状況の時期に、計画されている放送大学の300人の職員というものが、既設の大学に影響をもたらさないで確保できるものであろうか。

○ 財政事情並びに第2臨調計画というようなことで非常に厳しい時期ではあるが、文部省の構えとしては、放送大学学園法案は重要な事項であるので、最大限の努力をして成立をはかりたいと考えている。勿論この放送大学学園は特殊法人であるので、予算的には一般会計に属する分野のもので、特別会計制度には影響はない。

○ ところで、放送教育開発センターというのが、53年10月に国立大学共同利用機関として設置されているが、このセンターは放送大学が発足したのちは、どのような位置づけになるのであろうか。

○ 放送教育開発センターの設立目的は、国立

大学の共同利用機関として、放送による教育の研究開発のために設けられたものである。従って、これは今後も存続していこうというものである。

なお、放送大学との関係については、このセンターでの研究成果を取り入れながら、放送大学の教材作り、その他に役立てていきたいと考えている。また一方には放送大学で行う教育の実践の分析その他の問題等については、このセンターの方で検討してもらい、それを放送大学の教育の改善に役立てていくというようなかたちで、相互に連携していくものと考えている。

○ この放送教育開発センターは、国立大学の共同利用機関ということであるが、現在ほどのような活用状況であらうか。

○ 放送教育開発センターは、まだ発足してからあまり年数も経っていないことでもあり、その活用は必ずしも十分ではない。しかし、現在教大学にお願いして、大学の公開講座を放送によって実施している。

また、私立大学の関係では、通信教育等の教材の研究開発等も行っている。それから、研究会等も僅かではあるが開催しているという状況である。

○ 放送大学の設置形態は、国公立のいずれの範疇に属するものであろうか。

○ これは、国公立のいずれにも属するものではない。強いて言えば、国立の大学に近い性格をもつ特別の大学であると考えられるであらう。

○ 放送大学の教員人事については、国立大学と同様に教育公務員特例法（教特法）が適用されるのであろうか。

○ 放送大学の教員人事のことについては、放送

大学学園法案のなかで規定しているが、これは放送大学が発足したのち、大学の管理運営の問題として具体的に検討し、決定される事柄である。

- 放送大学を卒業する要件として、カリキュラムのうち何単位が予定されているのであろうか。
- 放送大学の卒業要件は、一般大学と同じく124単位である。ただし、通信教育一般の基準については、大学設置審議会のなかに特別委員会を設けて検討してもらっているが、ここでの検討では、卒業に要する124単位のうちスクーリングの単位数を従来どおり30単位は履修することが必要であるということである。
- 放送大学と既存の大学との単位互換のことについてであるが、放送大学における「基礎科目」をどのように位置づけるのか、この点を明確にしておかないと混乱が起きる。
なぜかと言えば、各大学では専門科目の基礎科目を、基礎教育科目として教養課程の中に降しているところがある。そうして、この基礎教育科目を一般教育科目の単位として扱っていない大学も多いからである。
- 図書館の附設についてであるが、図書館というものは大学には欠かすことのできない附置機関である。放送大学での図書館の構想はどのように考えられているのか。
- 図書館については、放送大学の本部には基準に見合った図書数を揃えなければならないことは当然であるが、各学習センターにもカリキュラムに即した基礎的な図書を揃えることになる。このようにして、放送大学としての教育・研究に一応差し支えない程度の図書は準備されることになるが、これについても

やはり地元大学の協力を願わなければならないことになる。

- 図書館の利用ということについても、もし地元大学の図書館を放送大学にも開放するようなことになれば、既存の大学図書館の現在の機能では、とうていそれだけの余裕はないと思う。そこで、その辺の状況を考えた上での対応ということを望みたい。
- 放送大学がこのように既存大学と深い関連のもとに設置されるものであれば、放送大学の設置形態や既存大学との関わりをもつ点を前以て明確にしておく方が、既存大学としては扱い易いのではないだろうか。
- 放送大学の設置形態の問題であるが、放送大学は大学のほかに放送局も併せもつというかたちであって、これは特殊法人としての大学である。大学の性格としては勿論正規の大学であることには変わりはない。また、既存大学との関わりについては、これまでも述べているように、教官の協力または教育指導のためのいろいろなかたちでの協力ということをお願いすることになるのではないかと考えられる。
- 授業科目についてであるが、「開設予定授業科目一覧」を大学設置基準に照らして見ると、「一般教育科目」という名称はどこにも使われていない。ここで、敢えて「一般教育科目」という名称を用いなかったということについては何か理由でもあるのであろうか。
- これについては、十分に理解するところまでには至っていないが、放送大学では対象となる学生は、しばらく学問というものから離れていた者が多いわけであるので、「基本科目」は学問の入口ということで、できるだけ総合的にわかり易いものがカリキュラムとし

て編成されている。それから「基礎科目」というのは「専門科目」のための一般教育的なものというような構成で考えられている。このようにして、しばらく学問から遠ざかっていた者に取り付き易いような意図も含めながら、科目構成は考えられているのである。これを従来の設置基準に置き替えてみれば、この基本科目と基礎科目のところが、一般教育科目に相当するところではないかと思う。

- 放送大学は生涯教育ということが前提となって設立されるのであるが、放送大学を卒業して教養学士の資格を得た場合に当然考えられるであろうという問題に、教員資格取得という問題がある。ところで放送大学のカリキュラムには、教員免許取得のための必修科目は揃っていないようである。これは放送大学では、教員資格は与えないというのか、それとも他大学でその科目を補ってくれば、教員免許の資格も与えるようにするというのであろうか。
- この問題については国会審議でも、教員資格が取れるようにしてはどうか、また、もっと実学的なものを用意してはどうかという議論はある。しかし、放送大学は一つには私立大学の通信教育との関係がある。それから放送大学に割り当てられている電波との関連もあるので、そのような多くの科目を組み入れることができないという問題がある。このようなわけで当面は、教員資格を取得するための仕組みにはなっていない。

○ 大学は教育だけでなく研究をするところでもあるので、放送大学の場合も研究体制の整備ということが重要である。

○ 放送大学と既設大学との単位互換はどういう場合に起こるのか。

○ 現在も一般的に単位互換の途は開れており、関係大学との協議でこれが行われているが、放送大学が設置された場合には、放送大学の学生がもっと勉強したいという時とか、また他大学の学生が放送で勉強したいという時に、大学がこれを認めれば単位互換ということが起こる。具体的には大学との相談ということになる。

○ 放送大学の主体は放送大学学園であるので、学園の意思が基本になると思うが、それで大学の体制が維持できるか疑問がある。

○ その辺のことは、それに当たる先生方の意向によって決まることになると思う。いずれにしても授業計画というものが基になって運営される。

概ね以上のような質疑応答があったのち、小坂委員長より次のように述べられて本日の合同会議を閉会した。

本日は、青柳視学官から放送大学に関しての詳細な説明を伺ったわけであるが、これをもって合同の会議を終了することにす。

なお、このあとは、それぞれの委員会で、この問題についての対応を検討することになるが、よろしく願います。

日 時 昭和56年5月19日(火) 15:30~16:00

場 所 学士会分館6号室

出席者 小坂委員長

吉田, 秋田, 井上, 猪, 川上, 館, 山田, 堯天,
谷口, 福見各委員

下沢, 坂井, 遠藤, 高田各専門委員

第1常置委員会

小坂委員長主宰のもとに開会。

【議事】

1. 放送大学学園法案について

初めに委員長より次のように述べられた。

先程、文部省大学局より青柳視学官にご出席を願い、教養課程に関する特別委員会と合同で放送大学学園法案に関する説明をきき質疑応答を行ったが、これから引き続き、この問題について今後第1常置委員会としてどのような方針で取り組んでいったらよいか、についてご協議願いたい。

以上のように述べられたのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 文部省の説明を伺った印象を言うと、放送大学完成後のことについてはよく理解できる。しかし、放送大学は既存大学の協力が不可欠なわけだが、その既存大学との関わり方、また既存大学への影響等の面で不明確な点があるように思う。
- 放送大学は社会的に非常に大きな影響力があろう。国立大学側としても優秀な教官の派遣とか、放送大学専任教官への研究施設面での支援等、何らかの形で協力は欠かせない。
- 放送大学学園法案については、54年4月に国立大学協会・公立大学協会の連名で、基本的問題に関し総論的な要望書を提出してい

る。しかし、その後放送大学の構想も次第に具体化し、本日論議の対象となった事柄は、かなり具体的な視点からの問題点や懸念の指摘であった。本日配付の前回の第1常置小委員会(1.30)の議事要録を読むと、本日と同様の議論があったようなので、これを含め整理をして、具体的な問題点についての各論的な要望書をまとめるのがよいと思う。

- 今次の延長国会で放送大学学園法案が成立の見通しのようなのだが、この法案自体に関し要望するのは社会的情勢に鑑み適切とは思われない。しかし第1常置としては、放送大学の設置が予定されている昭和57年10月を目途に、放送大学の具体的な大学づくりに当っては、国立大学協会としての意見を要望書等に取りまとめ適切な時機に提出する等、その意見を十分反映されるよう措置を講ずる必要がある。

以上のような意見の交換がなされたのち、委員長より次のように述べられた。

放送大学は社会的に大きな影響力をもつことは勿論だが、国立大学へも、一般教育、生涯教育、教官の派遣等色々な面で影響を及ぼすことが予測される。その意味で、国立大学側としても、放送大学のよりよい大学づくりに各大学が自主的に協力することは十分意義があろうし、また一面では今後のなりゆきを注視の必要もあ

ろう。

これについては、教養課程に関する特別委員会でも検討されるであろうから、両委員会協力の下に、具体的な問題点について要望したいと考える。なお、要望書の取りまとめに際し、再度文部省の説明が必要とあれば、改めてその機会を設けたい。

2. 次期委員長の選任について

委員長より、来る6月13日をもって任期満了により学長を退任することになったので、当委員会の次期委員長の選任についてお諮りしたいと述べられ、協議の結果、前田委員（東北大学長）が選任された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和56年6月17日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第5研修室

出席者 前田委員長

山田(守)、長谷、山本、谷、井上、川上、館、吉利、川崎、山田(敏)、山村、山田(一)、大藤、岡、福見、石神各委員

議事に先立ち、前田委員（東北大学長）が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、前田委員（東北大学長）が委員長に再選された。

次に委員長から、議事の進め方について次のように述べられた。

本日は、まず前委員長のときから懸案事項になっている放送大学の問題について、自由討議のかたちで議論を進め、次に時間の許すかぎり最近7~8年間における本委員会の主な審議事項も含め、今後の検討課題について協議することにしたい。

2. 放送大学について

初めに委員長から次のように述べられた。

放送大学に関する主な問題点としては、まず大学の管理運営にかかわる理事会と評議会との関係の問題があるが、その他次のような問題が考えられるのではなかろうか。

- (1) 放送大学と既存の大学との間の単位互換について
- (2) 学習センターの整備について
- (3) 放送大学の教員組織と地元大学の教官との協力関係について
- (4) 図書館に関する既存の大学図書館の協力と利用の問題について
- (5) 放送大学と放送教育開発センターとの関係について

以上のように問題点の指摘があり、これについて次のような意見の交換が行われた。

- 放送大学については委員長が述べられたように、まだ理解できない疑問点があるので、

専門委員の方でそれらの問題点の整理をすることから手掛けることにしてはどうか。

- 放送大学の設置形態と放送大学学園法案に規定されている教員人事との関連が明確でないのではないか。
- 学習センターの設置に伴う土地問題など、施設面で地元大学に負担がかかるのではないか。
- 放送大学卒業による教養学士号と既存の大学の教養学部卒業による教養学士号とは競合することになる。これら学士号について、放送大学の既存の大学への影響が考えられるのではないか。
- 既存の大学図書館の開放といっても限界がある。図書館の利用については、地元大学が協力できる範囲を明確にすべきである。
- 放送大学の教員および地元大学の学習センターでのスクーリング担当の指導教官の選出方法はどのようになるのか。また、スクーリング担当の指導教官の手当、配置、派遣人数などはどのようになるのか。
- 放送大学と放送教育開発センターとの関係は、放送大学が実施する教育面を同センターが技術面を中心として研究し、その効果を放送大学が活用するといった相互協力の関係にある。

概ね以上のような意見交換ののち、この放送大学の問題に関しては、本委員会としてはさきに提出した要望書の主旨をふまえ、今後は国立大学と関係のある問題点あるいは疑問点について具体的な検討を進めていくこととした。

3. 今後の検討課題について

委員長から、過去の主な審議事項のうち以下

の3項目については、前回の本委員会でひとまず審議が打ち切られることになった旨述べられた。

- (1) 「高等教育の計画的整備」に対する見解について
- (2) 学部改組に伴う事務組織の問題について
- (3) 大学院の拡充整備について

これに関連して各委員より若干の意見が出されたが、この問題については今後具体的な問題が出てきた段階で更に検討することとした。

つづいて、本委員会が取り上げてきたこれまでの主な審議事項について次のような意見が出された。

① 大学院の将来計画の構想について

連合大学院構想について、関東地区の工学系連合大学院の設置要求が進められているが、拠点校の問題等でまだ実現するに至っていない。また農水産系連合大学院は、創設準備の段階でまだかなり検討を要する問題が残されており、これもまだ実現するに至っていない。それで各大学が大学院の将来計画を考える場合、総合大学院構想の方が実現の可能性があるように思われる。

② 技術系職員の処遇改善及び助手問題について

○ 研究技術専門官制度については、53年12月1日に「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」を文部省に提出済みであり（人事院に対しては54年7月2日提出）、いま文部省ないしは人事院において調査検討が進められているとのことである。

○ 助手の待遇改善問題については、各大学の学部による助手の職務の態様の違い（ことに人文・社会系と理工系との違い）などがあるため、これを均一の官職の名称、給与で統一することは、むずかしいのではないか。筑波

大学では、初めから助手を設けず講師以上しか設けられていない。しかし、研究・教育上、助手を必要とする場合もあるのではないかな。

このような議論ののち、この問題については結局、第6常置委員会との関係もあるので、同委員会から申し入れがあれば、本委員会からもこの問題の検討のための委員を推せんすることとした。

③ 講座の組織と教官定員について

最近大講座制などが実施されている大学もあるが、定員の振替えが多い点は問題と思われる。

④ 外国人の国立大学教員任用について

文部省でこれに関する法案を検討中とのことであるが、この問題には法律上、ならびに大学の教員人事の問題がかかわっているのです、まだ確定的な結論がでていないようである。現在、任用されている外国人教員は、日本に帰化した教員だけである。

⑤ 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

本年2月の合同小委員会（第1常置、第2常置、教養課程特別委の3者で構成）の結論では、現在、新高校学習指導要領に基づく教科書もでていないので、この議論に入るのは容易でないため、第2常置委員会で検討中の新しい大学入試の基本的方針が明らかになった段階で、更に議論を進めるということになっている。しかし、現在の大学教育のあり方について、本委員会として一応の議論を進めておく必要があるのではないかと思われる。

以上のような論議があったのち、最後に、委員長から、今回は放送大学のことも含めて各大学が考えている教育・研究面での問題点を持ち寄って議論することにしたい旨述べられ、本日の議事を終了した。

次回は9月10日（木）13：30～16：00開催とした。

第2常置委員会

日時 昭和56年5月11日（月） 13：00～16：15
場所 国立大学協会会議室
出席者 齋藤委員長

長谷部、帷子、大塚、辰野、五十嵐、丸井、脇坂、林、山村（代：池田）、深瀬、浅原、石神各委員
小林、猪岡各専門委員
（大学入試センター）加藤所長、中村管理部長、外1名

齋藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日子定の協議事項については本会議に先立ち、午前小委員会を開催し予備的検討を行った旨述べられ、議事に入った。

【議事】

1. 昭和57年度共通第1次学力試験に関する検討事項について

委員長より、このことについては先ず入試センターより説明を伺うことにしたい、と述べら

れ、ついで入試センターの加藤所長から配付資料「昭和57年度共通第1次学力試験の実施について（案）」および関連資料をもとに、次の事項について詳細な説明ならびに提案があった。

- ① 実施期日
- ② 追試験の試験場の変更
- ③ 社会の科目の選択方法の変更
- ④ 私立大学（産業医科大学）の参加
- ⑤ 受験の地域割りの変更
- ⑥ その他（身体障害者の事前協議期間、受験票の記載事項の一部変更、国公立大学ガイドブック）

以上の説明ののち、次の順に協議が行われた。

(1) 昭和57年度共通第1次学力試験の実施について

このことについて委員長から次のように述べられた。

1) 実施期日について

共通1次試験の実施期日については規定（1月中旬の土曜・日曜に実施する）に従い、入試センターの原案にあるように57年1月16日（土）・17日（日）、追試験を1月23日（土）・24日（日）ということにしたいがよろしいか。（了承）

2) 追試験の試験場の変更について

追試験の試験場については、その設置箇所を一昨年より漸次縮小してきたが、来年度については今年度の4地区（北海道東北、関東甲信越、中部近畿、中国四国九州）を2地区（東日本、西日本）に縮小することとしたい。（了承）

3) 社会の科目の選択方法の変更

社会の科目のうち「倫理・社会」および「政治・経済」の同時選択を禁ずる措置については、昨年の春の総会（66回）において、1年の予告期間において57年度より実施することが了承さ

れているので（この入学試験の科目変更は共通1次試験実施上の大きな変更該当するため、決定公表後1年の期間をおく慣例となっている）、これにもとづいて実施されることになる。

なお、このような措置をとることになった主な理由は、「倫理・社会」および「政治・経済」が①他の科目より単位数が少ないこと、②受験生にとって学習し易く、また試験の平均点が高いこと、などを考慮したことによるものである。（了承）

4) 私立大学の参加について

私立大学の共通1次試験参加については以前当委員会、大阪医科大学より参加申し入れがあった際に私立大学参加の場合の条件を検討し3つの原則（①過去の実績において当該大学を受験する者の90%以上が共通1次試験を受験していること、②入学定員を厳守すること、③第2次試験の合格者発表を3月20日までにすること）を設定した。それで、これを基に今回の産業医科大学よりの参加申し入れについて検討したが、当委員会としては、産業医科大学がその3条件を充たしているかどうかの判定はできるとしても、これの参加可否の決定については当委員会の権限を越えるものと判断し、その決定は理事会に委ねた。これが過般（2・18）の理事会で審議された結果、公立大学の参加の場合と同様の「協力方式」により、昭和57年度から共通1次試験参加が了承された。

5) 受験の地域割りの変更について

この受験の地域割りの変更については、試験場の問題で特に負担過重になっている地区について、特例として現行の行政区域割りを越えて、地域割りの変更を認めようという趣旨のもとに幾つかの地区間で検討がすすめられているものである。しかし、この変更を認めるについ

ては、地区によって試験実施の難易の程度も異なるので、国大協で一定のガイドラインを設定しその要件を充たす場合に限ることとした。そして、そのガイドライン策定（2・18理事会了承）に沿って関係地区間で話し合いが行われた。その結果、大阪府と京都府および兵庫県と鳥取県の2地区において、次のように試験場の地域割りの変更が合意に達し、これが57年度より実施されることとなった。

- 大阪府枚方市、寝屋川市、交野市→京都府
- 兵庫県美方郡村岡町、浜坂町、美方町、温泉町、城崎郡香住町→鳥取県

これに関連し小林専門委員より、東京および東京周辺地区における試験場問題の協力体制について、次のような説明があった。

従来、神奈川地区に対し東京地区より教官派遣という形で共通1次試験実施の援助措置がとられているが、過般開催の関東甲信越地区ブロック会議の際に、埼玉大学からも同地区の共通1次試験実施の窮屈な実状が述べられ、援助を要請された。そして過日、首都圏地区の試験場問題の協力方法について、東京地区の幹事校（東京、東京工業、一橋、東京医科歯科大）および千葉、埼玉、横浜国大より関係者（都立大よりオブザーバー参加）が集まり協議した結果、来年度についてはこれまで同様、東京から教官派遣という形により神奈川、埼玉地区へ応援態勢をとることとした。そして今後の問題として、行政区域割りを越えて首都圏域内での地域割り調整を検討していくこととした。

6) 身体障害者の事前協議の期間について

これについては入試センターの説明にあったとおり、従来身体障害者は共通1次の出願書類提出時に受験志望大学との間で受験の可否について協議を完了するか「協議中」である旨の協

議書を提出することになっているが、これを関係者からの要望もあり、実施上のトラブルを避ける意味からも事前協議の期限を明確にしておきたい。そしてこの期限を11月末とすることにしたい。（了承）

7) 受験票の記載事項の一部変更について

これは、受験票中にある「試験実施大学」という表記が紛わしく、これを受験生が試験場ととり違えるケースがあることなどから、学生の便宜を考慮して措置しようとするものである。この票中「試験実施大学」とあるのは、実施規定上、追試験の申請先が主管大学（国立大）となっているためであるが、追試験申請の窓口を公立大学にも拡げればこの表記を「問い合わせ大学」とすることができ（主管大学は国立大学として変らない）、受験生の無用な誤解も避けられると思われる。ただこのことは、国公立大学間の協力内容の変更ということになり、協議事項に該当する事柄である。

8) 「昭和57年度国公立大学ガイドブック」の刊行について

このことについて加藤所長より、来年度も引続き刊行したい、と述べられ、異議なく了承した。

以上で「昭和57年度共通第1次学力試験の実施について」の協議を終り、ついで委員長の提案にもとづき、「共通第1次学力試験の教科間の配点比率について」の協議が行われた。

(2) 共通第1次学力試験の教科間の配点比率について

このことについて委員長より次のように述べられた。

共通1次試験の教科間にウエート差をつけることについては、これの利用の仕方によっては

大学の学部・学科の特色を生かせるという一面と、もう一面で受験産業等によりすすめられているいわゆる「輪切り」による進学指導の排除にも資することになることが考えられる。これについて入試教科目改訂専門委員会および入試センターの試験教科目等調査研究委員会で検討した結果、これを各大学に積極的にリコメンドしてはどうかということになった。この共通1次試験の教科間に得点の怪重を加えることについては共通1次試験出発当初より認められているもので、現に国立大学のうち約20校が何らかの形でこれを利用している。大学の「輪切り」現象がますます顕著になりつつある状況の中で、これを利用することは大学の選抜の改善に資することになるものと思われるので、各大学に以上の旨を伝え、これの積極的利用をアピールしたいと考える。

そこで、お手許配付のとおり「共通第1次学力試験の成績の利用について(案)」を入試センターの方でまとめていただいたので、これについてご協議願いたい。そして、これがご了承いただければ、理事会に諮ったうえ各大学長宛送付したい考えである。

以上のような委員長の説明および提案について協議を行った結果、この案を一部字句修正のうえ了承した。

(3) その他

以上のほか、次の事項についてそれぞれ問題提起にもとづいて協議が行われた。

1) 共通1次試験実施期日の繰り上げについて

このことについて五十嵐福井大学長より、過般(4.27)の東海北陸地区学長会議の際に、共通1次試験の実施時期を雪害の危険を考慮し、データ上その確率の低い12月中旬まで繰り上げられないか、国大協へ検討方を要望するこ

とになった旨述べられ、これについて概ね次のような意見が交された。

- 12月中旬に実施できれば試験日程を根本的に変更する必要もなく、当初国大協で考えていた案になるが、これは高校教育課程を乱すという理由から高校側の了解が得にくいということがある。
- 12月～2月の期間は統計上雪害の危険が予想され、これを避けるには3月まで繰り下げなければならない。しかし、それには共通1次試験と2次試験を接近させることなど新たな問題が生じてこよう。
- 共通1次試験の実施時期の繰り下げについては、日教組内部でも2次試験との一本化ということと絡んで検討がはじめられているようである。
- 試験の日程を変動させるということになると制度ともかかわるので、さらに検討が必要であろう。
- 2) 2次募集の出願受付開始日の繰り上げについて

このことについて浅原九州工業大学長より、大学の事務処理上2次募集の出願受付開始日を今少し早められないものか検討してほしい旨提起があった。

これについて委員長より、埼玉大の下沢理学部教授(第1常置・大学格差問題特別委員会専門委員)から当委員会宛アンケート資料をもとに同趣旨の依頼があったので、それについて午前の小委員会で協議を行ったが、繰り上げは試験実施の規定などからむしろかしいという意見であった旨が述べられた。

ついで次のような意見が交された。

- 合格者発表が行われない前に2次募集の出願を受付けることは一種の併願と看做され、

これは現行規定上認められないであろう。

- 2次募集の出願を早めるためには、その合格者発表期限（3月20日）を早めなければならぬ。それには文部省の方の実施要項を変えなければならず、当面57年度については間に合わない。
- 合格者発表日（3月20日）を変更するについては私立大学の方との調整という問題もある。
- 入試センターから各大学への合格者名簿の提出を早められるか技術面で検討の余地があるかもしれない。

2. 入試教科目改訂の検討状況について

委員長より、このことについては入試センターより説明を伺うことにしたい、と述べられ、ついで加藤所長り次のように述べられ、配付資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」について詳細な説明があった。

昨年秋の国大協総会（第67回）で決定された入試教科目改訂についての「基本的方針」を承けて、その後国大協の入試教科目改訂専門委員会および入試センターの試験教科目等調査研究委員会で連携をとりながら、昭和60年度以降の共通1次試験の出題教科・科目等について検討を行ってきた結果、これまでに社会の出題科目案

について一部詰めが残されているが、ほぼこれの取りまとめを終えたので、その内容についてご説明申し上げ、ご意見をいただきたい。

以上の説明があったのち、主に社会の出題科目、特に現代社会の扱いに関する意見交換、職業高校から受験する際の代替科目の問題、共通1次試験と大学の一般教育の問題などについて意見交換が行われた。

以上で協議を終えたが、このほか委員長より、入試教科目改訂専門委員会の肥田野、扇谷両委員の退任に伴う関東甲信越地区および近畿地区の地区連絡協議会の説明者の後任に、それぞれ末松（東工大教授）、松井（京都教育大教授）両委員を委嘱した旨報告があり、また事務局より、地区連絡協議会開催に伴う今年度分の予算措置について説明があった。

最後に委員長り次のように述べられ、本日の会議を閉会した。

本日は只今ご承いただいた産業医科大学の共通1次試験参加に関することと、共通1次試験の教科間の配点比率に関し記者会見を行い、第2常置委員会の見解を明らかにしたいのでご了承願いたい。なお大塚、丸井、浅原各委員にも同席をお願いしたい。

日時 昭和56年6月15日(月) 14:00~16:40

場所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

長谷部、帷子、大塚、谷、辰野、五十嵐、井沢、脇坂、林、山村、片山、深瀬、浅原、石神各委員
安部、小林、猪岡各専門委員
(大学入試センター) 加藤所長、中村管理部長

第2常置委員会

初めに委員長り次のように挨拶があった。
議題の協議に入る前に入試関連事項について

一、ご報告しておきたい。

その一つは、昭和60年度以降の共通第1次学

力試験における「社会」の出題科目案についてである。これについては、去る4月28日開催の入試教科目改訂専門委員会（以下「専門委員会」という）および5月11日開催の当委員会において、過般大学入試センターの試験教科目等調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という）が取りまとめた「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」について協議した際、「社会」については4つの案が提示されていたのでこれを更に絞る方向で再検討することとし、これを調査研究委員会にフィードバックした。その結果、去る5月28日開催の専門委員会に、従来の4案を2案に絞ったものと、その後新たに構想された一案（C案）を加えた3案が調査研究委員会より改めて提示された。これについて専門委員会で協議のうえ、新たなC案を「社会」の出題科目案とする一方、従来の4案については同科目案の「説明」の項で触れることとしてはどうかという結論となった。以上で各教科の出題科目についての素案が一応まとまったので、この「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」を翌29日開催の理事会に提出し、これが了承された。については後ほど、この「社会」の出題科目案についてご協議願ひ、これのご了承を得られれば、これも後ほどご協議願ひ「入試教科目についてのアンケート案」とともに明日の総会に諮ったうえ、各国立大学長宛送付したいと考える。そして、来る秋の総会にはそのアンケート結果を踏まえ、各出題教科目を提示した「中間報告」を取りまとめて提案したいと考えている。

次は、共通1次試験の教科の配点比率に関することである。これについては前回「共通第1次学力試験の成績の利用について（通知）」をご了承願ひしたが、その際、これに入試センター

のデータ等の参考資料を付してほしい旨要請があったので、これを調査研究委員会に依頼した結果、お手許に配付のとおり「参考事項」として取りまとめられた。それで、この「通知」を発送することを過般の理事会に諮ったところ了承が得られたので、去る6月4日、第2常置委員長名をもって各大学長宛送付した。なお、共通第1次入試の教科間のウェイト差を設けることについては、共通入試の発足当初より認められていた点であり、このことについては以前、向坊会長名（昭和53年6月国大協総第57号）ならびに若槻第2常置委員長名（昭和53年6月国大協総第65号）をもってそれぞれ各大学長宛通知されている経緯もあるので、参考までにこれの写も通知に添付することとした。

以上のような報告があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 昭和60年度以降の入試教科目改訂について

(1) 「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」について

このことについて委員長より、過般の理事会で了承された「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」にもとづき、前回の委員会以後に修正された「社会」の出題科目案を含め、各教科の出題科目案の概要について説明があった。

ついで加藤入試センター所長より、その後修正のあった「社会」の出題科目案の内容および同案の「説明」の項の記述内容を中心に「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」について、その原案修正の経緯について補足説明

があった。

以上の説明について若干意見の交換があったのち、この「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」を了承し、これを明日の総会に諮ることとなった。

(2) アンケート調査について

このことについて委員長より、過般、専門委員会でも取りまとめた「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についてのアンケート調査について（依頼）」および「アンケート調査回答票」について説明があった。

以上の説明について協議した結果、これを異議なく了承し、明日の総会に諮ったうえ了承が得られれば、先の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」を添えて各大学長宛送付することとした。

2. 直轄研・附置研等における大学院生の配分等について

このことについて委員長より次のように述べられた。

最近、文部省直轄の研究所や国立大学附置研究所において、研究を補助する大学院生が得にくくなっている状況があるようである。これらの研究所は目的研究機関という性格から、本来学生を有する組織とはなっていないが、現実には大学院生が研究所を構成するスタッフの一員として欠かせない存在となっている。ところが、これら大学院生の確保は専ら教官個人の縁故等に頼っていることが多く、正式な形でこれを派遣して貰うことはむずかしい実状にあるようである。そこで、これについてご協議願いたい。この問題は抜本的改善に触れることになると制度面とも絡んでくるとも思われるので、差し当り制度に触れることなく大学院生の確保

をスムーズに行える方策が考えられないものか、お考えいただきたい。

以上のような説明があったのち、これについて意見交換が行われ、その結果、この問題については取敢えず実態を把握するためのアンケートを実施することとした。

3. その他

○身体障害者の事前協議に係る措置について

これについて加藤大学入試センター所長より次のような説明があった。

前回の委員会で、共通第1次学力試験の出願に当たり身体障害者が受験志望大学との間で行う事前協議の期間については、その期限を11月末としたい旨お諮りしこれが了承されたので、その後入試センターでこれの文章化を行い、お手許に配付の「身体に障害のある入学志願者に係る措置について（案）」を取りまとめた。ところで、この案について入試センターの実施方法専門委員会で意見を聴取したところ、事前協議の期限を文書に明記することは、それ自身拘束力をもつことにはならなくとも受験者側に少なからず心理的圧迫を及ぼすという印象は否めず、結果として、身体障害者にできるかぎり大学受験の機会を与えたいとい本来の趣旨が損われる恐れもあるのではないかと疑義が出された。この点お含みのうえ本案の取り扱いについてご協議願いたい。

これについて協議した結果、この事前協議の問題については「身体に障害のある入学志願者に係る措置について（案）」の内容を明日の総会の「委員会委員長報告」の中で説明して各大学に周知することとし、特に文書通知の形はとらないこととした。

日 時 昭和56年6月17日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館第6研修室

出席者 斎藤委員長

吉田, 伊藤, 秋田, 福田, 猪, 金子, 五十嵐, 丸井,
井沢, 脇坂, 谷口, 深瀬, 幡, 浅原, 松山各委員

第2常置委員会

議事に先立ち、斎藤委員（東京工業大学長）が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、猪委員（新潟大学長）が、次期委員長に選任された。ただし、第2常置委員会は現在、高等学校学習指導要領の改訂に伴う共通1次試験のあり方を検討中でもあるので、斎藤委員（前委員長）の学長任期が満了となる10月23日までは斎藤委員が委員長の任に留まることとし、その間猪委員は委員長を補佐し、斎藤委員の退任と同時に委員長に就任することになった。

なお猪委員は、大学入試センターの評議員会のメンバーであるので、文部省の入試改善会議のメンバーに加えてもらうように、斎藤委員長より文部省に進言することとした。

2. 留学生の受け入れについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

私が勤務している東京工業大学では、大学の規模に比較して非常に多くの留学生が入学している。ところが各大学の学生当積算校費は毎年2~3%ずつ伸びているのに留学生のための予算の方は増額されないで、やりくりがで

くなって困っている状況である。

以上の発言に関して次のような意見の交換があった。

- 日本の国際的な役割の進展に伴い、年々留学生が増えてきて、各大学で留学生問題がでてきている。
- 日本の大学はもともと日本のためしか考えていない。ところが、日本が国際的な役割を果たそうとするには、ある程度は他国のことを考えなければならない。日本のための教育ばかりでなく、他国のための教育についても考えないと国際交流という見地から好ましくない。
- 各大学で留学生のために日本語とか日本文化の講座を持つ必要がある。
- せっかく日本に留学しても、不満感を持たせるようでは困る。
- 日本の場合は宿泊施設も含め、アフター・ケアが悪い。たとえば、中国の留学生についても、協定を結んで大勢受け入れるのはよいが、後の面倒を見る点では配慮が不十分である。

3. 研究所における大学院学生の確保について

このことについて委員長より次のように述べられた。

研究所の類型としては、文部省の直轄研究所、国立大学の共同利用研究所、各大学の附置研究所等がある。これらの研究所は本来学生を

持っていないが、学生を持ちたいという希望がある。これに対して現在は、大学院の修士・博士課程を持っている大学から委託学生等に来て貰ってきているが、これはもっぱら教師の私的な関係で委託しているのが実情であって、各研究所では大学院学生の確保に苦しんでいる。

以上の発言について次のような意見の交換があった。

- 政府関係の機関でも若手研究者がいなくて研究者が次第に高齢化してゆくことになる。
- 筑波大学では、大学院学生の専攻により、研究所の教官を併任か非常勤講師にして、学位の認定は筑波大学で行うことを考えようと思っている。
- 去る6月15日の委員会で研究所に「大学院の学生を必要としますか。もし必要とするならばどういう形式で受け入れますか。事故が起きた時の責任の持ち方についてどう考えますか。」という趣旨のアンケートを行ってみようという話になった。
- 大学としては助手や技官の定員が削減されるので、大学院の学生をその代わりに使うのも止むを得ない面がある。
- 国立遺伝学研究所の場合、そこで勉強したい学生は、都立大学に遺伝学講座があるのでそこの大学院に入学し、教官と遺伝研との話し合いによって研究所の方に行っている。したがって、研究所で勉強したい学生は都立大学に入ることになる。
- 研究所で大学院を設置して学生を受け入れる場合、そこで入学試験をやればよいのであるから、第2常置委員会でそれほど難しく考える必要はないと思う。
- それには、それまでの移行の問題がある。最

近の具体的な問題として東大から分離した宇宙科学研究所の場合がある。ここでは、分離と同時に学生がいなくなってしまった。私的なルートは東大と東工大でつけているが、大きな研究所の場合、学生の需要が多すぎて、研究所の要求に添えきれないという問題もある。

- 宇宙研等で大学院学生が欲しいのであれば、大学院を持てばよいのではないか。
- しかし、研究所には目的指向があり、最初から目的指向のある所で学生を教育できるかどうかという問題がある。

4. 身体障害者の大学入学について

初めに福田委員より次のように述べられた。

身障者のための公共機関の設置について、文部省より、盲・聾者教育について伝統があり、施設・設備の整っている筑波大学で、その創設の斡旋をしてほしいという申し入れがあり、本学では調査準備室を設け検討している。

今年は、国際障害者年ということもあり、話が進んで、いま用地問題が最終議論になっている。その構想については、盲・聾者のために3年間のいわゆる職業的な訓練をする大学、外国でいえばカレッジみたいな大学を設置しようという意見があるが、設置場所については結局、筑波大学には附属の盲・聾学校があり、大学にも専門家が多いということから、筑波地区がよいだろうということになっている。

しかし、これに対し一部に反対がある。それは、身障者の一般大学への途を拡大すべきであるのに、このような特殊な大学を設置すると一般大学から締め出されることになるとうのが、その反対理由である。しかし、先程の構想の趣旨は、身障者が一般大学へ入学した際に、

そのハンディキャップを克服できるようにするためのトレーニングセンターを作りたいということである。

以上の発言について次のような意見の交換があった。

- 文部省では入学試験実施要項に身体障害者に対し配慮することが望ましいと書いているが、身障者を受け入れるについては既設の大学では設備にかなり金がかかる。それで以前、第2常置委員会ではそのための予算、その他設備の措置に対して十分配慮するように要望書を提出したことがある。
- たとえば、経済学とか歴史学をやりたいという身障者については、施設・設備が不備であっても一般大学が積極的に受け入れればよい。筑波大学で考えている身障者のための大学は、将来のために職業訓練的な意味を持たせれば、特徴が出て、反対者の誤解も解けるのではなからうか。
- 身障者の当面の問題としては、共通1次試験出願に際して提出する身障者の受入れに関する志望大学との協議書についての問題がある。この協議書の提出時期について、各大学に11月末日までにこの協議を終えてもらいたいという趣旨の文書を送ろうとしたところ、身障者の教育に関係する委員から、期日を制限する通知を出すことは、身障者を差別扱いするように受取られかねないので好ましくないという意見があった。その時も議論をしたことであるが、その背景としては、共通1次試験出願に際し受験生は志望大学を2校申告できることになっているが、身障者の場合は大学側の受入れの意向との関係で志望大学がなかなか決まらず、協議する大学が増えるこ

とになる。しかも、その大学側との協議には身障者の教員が付いていかないと十分協議ができないので、そのために相当期間を要することになる。それで、身障者の関係者の方からは協議書の提出期日を延期してほしいという希望がある。これを11月末日まで延期すれば、時間的にも余裕ができるという関係者との一応の了解があったが、これを文章化すると身障者に対し何か制限を加えるような印象を与え好ましくない点がある。

それでは、いつまでに協議を終えたらよいかといえば、第2次試験実施の直前まではやれないことはない。この協議書の問題は、本来第2次試験に関わることであって共通1次試験に関係することではないが、1次試験の受験者は当然第2次試験を受けるわけであるので、1次試験出願の段階で協議書が必要となり、現行の形では協議をそう先に延ばすわけにもいかない。

- 共通1次試験を受験した者は第2次試験を受験する資格があるということであるが、身体の状態を見てその学部に入学することは無理であると判断することが大学としては当然起こり得ることである。それで大学側との協議で、大学側が「協議中」との答えを与えた場合、身障者の方では受入れてくれるものと思って第2次試験を受験し、最後になって健康診断で不合格になるようなことがあると困るので、何らか適切な方策を考える必要があると思われる。
- 身障者は受験する大学で1カ月位前から自由に健康診断を受けさせて、無理ならば別の大学へ行かせるか、あるいは他の学部を選択させるようにしてはどうか。
- 一般の受験生の約3割が共通1次試験出願

時に申告する最初の志望大学以外の大学を受験しているが、身障者には、それがなかなかできないところに問題がある。

- 協議書の提出を11月末日締切りとした理由は、大学側として身障者受入れに伴う予算要求や、入学に際しての準備等をしなければならないという事情があるからである。
- 全国のどこか数カ所で身障者の健康診断を行い、客観的な結果を出し、各大学でそれにもとづいて判断するということにはどうか。
- カウンセリングのような機能を大学入試センターが持っていればよいと思われる。
- 身障者が入学してハンディキャップを克服している姿を見て、一般学生もこれに刺激され、良い結果を得ている。ハンディキャップを持っているために、他の部分では非常に勝れた機能を持っている者がいる。
- 身障者には身障者に合った適切な職業指導をした方がよいのではないか。

5. 推薦入学制度について

このことについて次のような意見の交換があった。

- 推薦入学の一つとして、大学はその県内の高校からの推薦を考えるのも一つの方法ではないかという話があったが、どこまで具体化しているのだろうか。
- 入試改善会議や理科教育及び産業教育審議会等から推薦入学について強い要望があったので、いろいろ検討してみたが、高校からの

内申書が学校格差の絡みで信頼性が薄いの
で、狭い地域に限定すれば信頼性の高いもの
が得られるのではないかという意見もあつた
が、地域を限定するについては何らかの法的
措置が必要ではないかとの意見もあつた。

- これは各大学が自主的にやってよいものなのか。あるいは、国大協で決めなければならないのか。
- 地方の大学では実施している大学もある。
- 筑波大学では、推薦入学に当たり内申書による書類審査の後、小論文及び面接を課しているが、結果として成功している。
- アンケート等の結果によって各大学の賛同が得られれば、国大協の希望として実現を図ることも可能と思われる。
- 推薦入学は個々の大学がやっていたのでは定着しないので、地区協定を結ぶなどのことが必要であろう。
- 推薦入学を実施することによって高校はより向上し、特に職業高校の質は高くなるであろうし、全国の大学で地域毎にこれを実施しても、入学定員の5~10%をこれに当てる程度ならば公共性を損なうおそれはないと思う。

6. 専門委員の補充について

委員長から、本年4月1日に大学を退官された肥田野、扇谷両専門委員の後任として、松井（京都教育大学教授）、金子（大阪大学教授）の両教授を第2常置委員会に加えたいのでご了承を願いたい旨の発言があり、承認された。

日 時 昭和56年5月28日(木) 14:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 齋藤委員長

喜多, 雫子, 高野, 中谷, 福原, 奥田, 松井,

片山, 吉村各委員

(大学入試センター) 加藤所長

入試教科目改訂専門委員会

松井委員司会のもとに開会。

初めに松井委員より次のように述べられた。

本日は齋藤委員長が都合で会議出席が遅れるため、委員長の委託を受け、委員長が来られるまで私が代って会議の司会を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ところで、本日予定の協議事項について前もって委員長と打合せを行いメモを用意しているので、それにもとづいて協議をすすめてゆくことにしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

【議 事】

○入試教科目の改訂について

初めに前回(4.28)の議事要録の朗読(事務局)があり、ついで松井委員より、会議資料「本委員会が審議検討すべき事項についての問題点及び日程等について」をもとに本日の協議事項について説明があったのち、次の順に協議が行われた。

(1) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についてのアンケート調査について

このことについて松井委員より「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方についての案(中間答申案の原案)に関する各大学宛のアンケート内容検討メモ」(松井委員作成)について説明があり、ついでこれをもとに、全国立

大学に対するアンケート調査の形式および設問項目、日程等について協議が行われた。

その結果、アンケート調査の内容についてその骨子がまとまり、また、日程については、来る11月総会で試験教科目を表示した「中間報告」を公表することになっているので、それに間に合うよう準備を進めることにし、第2常置委員会および総会の了承を経たうえ6月下旬に全国立大学宛送付し、9月末を目処に回答を回収することとした。

(2) 「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」の一部修正について

このことについて加藤入試センター所長より、その後の試験教科目等調査研究委員会(以下「調査研究委員会」という)における検討結果にもとづき、「数学の項の一部修正および社会の出題科目案に関する追加(C案)」について説明があった。(事務局朗読)

ついでこれに関し松井委員より、数学の項の一部修正は説明内容をより明確にするためのものであり、社会の追加(C案)は先に提示した4案(A1, A2, B1, B2)を絞る方向で再検討している中で新たに浮上してきた考えで、調査研究委員会ではこの追加案と、従来の4案を2案に絞った3つの案を本専門委員会に提示することになった旨補足説明があった。

以上の説明があったのち、これについて協議を行った結果、社会の出題科目案をC案一本に絞り、従来の4案については「説明」の項で触

れることにしてはどうかということになり、これを第2常置委員会に提起することとした。

(3) 共通第1次学力試験の成績の利用について

初めに事務局より配付資料「共通第1次学力試験の成績の利用について」の朗読があり、ついで加藤入試センター所長より、これについて次のように説明があった。

共通第1次試験の教科目間にウェート差を設けることについては、これの利用の仕方によっては大学の学部・学科の特色が生かせる一方、受験産業を中心にすすんでいるいわゆる「輪切り」による進学指導の排除にも資することになると考えられることから、これを各大学に働きかけることになり、専門委員会および調査研究委員会の検討結果を踏まえ、「共通第1次学力試験の成績の利用について」としてとりまとめ、これが去る5月11日開催の第2常置委員会で一部字句修正のうえ了承されたものである。その際、これを大学が実施するうえで参考となるよ

うな資料を加えてほしいとの要請があり、その後調査研究委員会で検討し、参考事項として①共通第1次学力試験と第2次試験との出題範囲・程度に関連、②共通第1次学力試験に課する教科間の比率、③共通第1次学力試験＋第2次試験の場合の教科間の単位比率、の三つの事項を本文に付記したものである、と述べられ、その内容について説明があった。

以上の説明があったのち、これについて若干意見の交換が行われ、これを了承した。

以上で本日の議事を終了し、最後に委員長より、昭和60年度以降の共通1次入試に関するアンケート（案）作成の具体的作業について、新たに松井、丸井、奥田、末松、安倍の各委員および委員長をもって構成する小委員会を設け検討を行いたい、と諮られ、これを了承し会議を終了した。

次 回 7月20日（月）14：00～16：30
小委員会 6月3日（水）10：00～12：00

日 時 昭和56年6月15日（月）13：30～16：00

場 所 学士会分館8号室

出席者 広根委員長

小池、木下、須甲、山本、町田、加藤、金子、高瀬、吉田、水野、南、山田、岡、沢田、永松、古川、中村各委員
根本専門委員

第3常置委員会

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された山田一郎島根大学長の紹介があったのち、次のように述べられた。

本日の議題は、(1)要望書の提出について、(2)留年問題に関する第2次アンケートについて、の2つであるが、その協議に入る前に、3月18

日に開催された就職問題懇談会でのことに関して簡単にご報告したい。

同懇談会において、大学卒業予定者の就職問題について種々意見の交換がなされた結果、56年度の大学卒業予定者の採用選考開始期日（いわゆる就職協定）については現行通り「10月—11月」の線（10月1日求人（求職）のための企

業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始)で実施することとし、また「事務協定」(企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する取り決め)についても現行の通りということになった。なお、その詳細については配付資料「就職問題懇談会議事要旨」に載っているのをご覧いただきたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

1. 要望書の提出について

このことについて委員長より次のように述べられた。

昨年(第66回総会(55年6月))に当常置委員会から次の3つの要望書を提出した。

- (1) 課外活動施設・設備の整備に関する要望書
- (2) 厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書(第4常置委員会との共同提案)
- (3) 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書(同上)

本日は、以上3つの要望書の取扱い方についてご協議願いたい。まず初めに、(1)と(2)はその内容が互いに関連するので併せてご協議願いたい。これについての文部省学生課の意見としては、(1)については、この文中に述べられている「40年基準」というのは、基準というほどのものではなく、一つの目安を示しているにすぎないので、その辺の配慮をお願いしたいということである。また、(2)については、現下の国家財政の苦しい状況の中で「基準面積を適当な規模に拡大し……」という主旨の要望をしても、この方向へ事柄が進むのは考えにくいので、今

回は見送ってはどうかということである。

ただ、私としては、(1)に関して「40年基準」という言葉を文中から削除すると文章の全体の構成上、整合性を欠くおそれもあり、この形のまま今年も提出してはどうかと考えている。

以上のように述べられたのち、(1)と(2)の要望書に関して概ね以下のような意見の交換が行われた。

- (2)の要望書は第4常置委員会との共同提案であるが、第4常置委員会の方針はどのようなであろうか。
- 第4常置委員会は本日午前中に開催され、この問題についても協議した。その経過を述べると、委員長がこのことについて文部省学生課と相談したところ、学生課としては現行の基準面積でも、国立大学のトータルの達成率は4割にしか達していないのが現状であり、そのような状況の下で基準面積の改正をすとなるとそのギャップは更に拡大するので、当面は現行の基準で厚生補導施設の整備を図ることに全力を挙げたい、ということである。第4常置委員会としてはその趣旨を了承し、(2)については今回は提出を見合わすという結論になった。
- その場合、基準というのは「40年基準」のことを指しているのか。
- 昭和40年以降その種のものは出ていないので、そう解釈する。
- いま説明にあったような事情もわかるが、そうかと言って単に国家財政の厳しい時代だから遠慮しようという消極的な姿勢では困る。長い目でみて、大学側の姿勢を文部省に示すということで、毎年重ねて要望することも考えられる。

- 諸般の事情を考慮して、今年は(2)を要望しないとしても、その代わり(1)の要望書の中にその主旨を謳う文章を追加したらどうであろうか。
- (2)は現行の基準面積の拡大を図るというのが主旨であり、(1)の文中にそれを追加すると、矛盾が生じてくるのではないか。
- 昨年、(1)の要望書について文部省と話した時も、国大協から要望が出ている方が概算要求上対処しやすいという意見もあったし、また先程委員長から指摘のあった「40年基準」の字句の扱いについても、これはあくまでカッコつきなので特に問題はないと思う。それから、(1)と(2)の関連でいうと、(2)は基準面積の拡大を要望しているが、(1)の方は基準面積の改訂・基準の弾力的運用について述べたものであり、必ずしもその拡大を意味しない。これは、現在の基準面積の項目の分け方等、現状に適合しない部分もあり、その弾力的な運用を要望しているのであって、先程から話にある厳しい国家財政の折ということとは関わりのない問題である。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように諮られた承された。

ただいまいろいろとご協議いただいたが、第3常置委員会としては(2)の要望書は提出を見合わせることにしたい。また、この(2)の要望書をおろす理由と、(1)の要望書の内容に相互に矛盾したところもないので、(1)については、この形のまま要望することにしたい。

ついで、引き続き委員長より(3)の要望書について、本日午前中に開催された第4常置委員会での協議内容および結論の説明を根本専門委員

に求められ、これに関し同専門委員より次のような報告がなされた。

第4常置委員会では、(3)の文章をもう少し正確に表現したらという観点から協議がなされ、次の2箇所について字句の挿入がなされた。

(アンダーラインの部分が挿入箇所)

(1)大学の規模の大小、本人の等級・号俸のいかににかかわらず、すべての併任学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。

このような字句の挿入をしたのは、前者については、現在、学生部長に指定職を適用するに当たり一応の基準として大学の規模の大小（学生数5,000人以上）と同時に、本人の等級・号俸による制限があるためであり、また後者については、現在、専任の学生部長（身分は事務官）が筑波大学と東大にいますが、その他はすべて併任の教官であるという状況を考慮し、正確な表現に修正したわけである。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 新設医大の場合、学生部長はなく、教育担当の副学長が学生の厚生補導を担当している。私の大学では、従来これを読み替えて副学長の指定職適用を要求してきたが、併任学生部長と限定されると要求しにくいことになる。
- 筑波方式発足以降、制度の出発としては副学長は専任であり、かつ指定職の適用をうけた。しかし現実には新設医大の場合、大部分は指定職の適用をうけていない。
- 筋としては学生部長の読み替えでなく、副学長は専任だから全て指定職にすべきであるという要求をすべきであろう。
- それについては第6常置委員会の「国立大

学教官等の待遇改善に関する要望書」の中の「3. 部局長(学生部長を含む)のすべてについて指定職の適用を図ること」で要望している。当然、この中に教育担当の副学長も含まれることになる。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように諮られた承された。

第3常置委員会の結論としては、第4常置委員会での修正案については特に異議はない。また新設医大の副学長の問題については、第6常置委員会からの要望書でそれを含めて要望されるので特に問題ないということで、この修正案の通り総会に提案することとしたい。

2. 留年問題に関する第2次アンケートについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

この問題についての前回の当委員会(2.16)の結論は、留年問題に関する第2次のアンケートとして①全大学を対象とする調査、②本委員会委員所属の20大学を対象とする調査を行うことについて小委員会を開き具体的に検討をするということであったので、これを承けて4月21日に小委員会を開き協議した。そこでの協議内容については水野委員よりご説明願うことにする。

続いて水野委員より概ね次のような説明があった。

小委員会では、①に関してはアンケートの原案が提出され、種々検討の末、内容・字句等に修正が加えられた。お手許の配付資料「留年問題に関する調査について」は、修正が施されたものである。また、②に関しては、調査が多分

に理念的なものを問うものになるので、回答者の立場や学内のどの機関が回答するかによって、その内容が違ってくるおそれがある。そのようなことからアンケートの実施面の困難性について種々意見が出され、結局、小委員会において具体案はまとまらなかった。なお、①については、比較的事務局に回答いただける内容に限ったので正確に回答願えると考えている。

以上のような前置きののち配付資料の詳細な説明があり、ついで概ね以下のような意見の交換が行われた。

- 留年の問題については各大学それぞれ事情が違うと思うが、その点はどうか。
- 93大学すべて事情が違うと思う。しかし、この調査の目的は、何らかの結論が出たとしても、それによって全大学の統一を図ろうというのではなく、大学間の情報交換に役立てばよいと考えているので、問題はないと思う。
- 各大学に留年の定義づけを厳密に問うとすると、教育の理念等に関わる設問をしないと、それは現われて来ない。これについては小委員会でも意見が出たが、結局、そのような質問はこの留年問題の討議に関わっている当委員会の所属大学には伺えても、その他の国立大学に回答者を特定するような調査は依頼できない、ということで、こういう形のアンケートになった。
- 例えば学年の進級に際し、どの単位を取得しなければならないとか、規則に明記してあるものもあろう。このことは留年と関連するので、その辺の事情がわからないであろうか。
- この調査でもある程度わかるようになって

いる。

- 先般、新聞に国立大学合格者の入学取消し問題が報道されたが、これを見ても、共通1次試験の実施の前と後では学生の意識や価値観が大きく変化しているように思う。今回これだけ大がかりな調査を実施するのであるから、他の機関でのこれに関する調査報告書等を参考資料としながら、新しい大学の厚生補導のあり方について基本的な資料が得られることを期待している。
- 私の大学では毎年秋に若干ではあるが卒業生が出る。また他の大学でも、休学等で修業年限が不足していると、それが充足されるまで卒業が延期されるところがあると聞く。こういう場合どのように記入すればよいのか。
- 留年の中に、いろいろなストラクチャーがあるわけで、そのうちの一つということになる。
- ここで知りたいのは卒業延期の理由である。同じ卒業延期の中にも、休学による修業年限の不足の者、取得単位不足の者、就職のため意識的に留年する者、大学の施設を利用したくて留年する者等々、かなり多様な理由であろう。それらについて調査できないであろうか。
- 先の20大学を対象とした予備調査で、おおよその理由はわかった。これについては小委員会でも意見が出たが、全大学に調査を拡げても、思いがけない事例が若干は出て来るかもしれないが、本質的に新しいものは出て来ないと思われるし、また調査をするからには、回答を定量化してこそ意味があるがそれもまず期待できない、という結論になった。
- 「退学者の事由別実態」の項があるが、我々の知りたいのは留年者の事由別実態であ

る。

- 退学者の場合、評議会に諮り退学を許可する。その際、書類の上に明確に理由が出てくる。ところが留年の場合、大学として理由を把握できない。感覚的に予測できるかもしれないが、それを定量化して回答してもらうのは不可能であろう。なお、例えばこの中の進路変更などは、留年の問題とも関係を持つ。
- 今の件は、確かに事務レベルでは回答が困難と思うが、学生の指導教官ならかなりの回答ができるであろう。
- その場合でも、指導教官の主観が入るので正確な数値は無理であろう。
- 以前、卒業を延期した者について調査した経験があるが、その際、1ケタ単位を残した者と2ケタ単位を残した者に大別して分類した。前者はおそらく意識留年がかなり含まれていると考えられるが、後者は何らかの理由で量的に単位不足ということで本人の意思とは無関係に留年したものと思われる。この前者の中には、非常に厳格な教官の授業をうけ単位を落とした者もいて、彼らについては未だ救済の余地があるが、問題は後者の方である。彼らは既に修学する意欲の欠けている者で、大学としては彼らに対する処置の仕方が大切である。厳密なものは無理と思うが、留年の事由についてある程度まで量的に把握できるように工夫できないであろうか。
- 今の提案は、本人の意思に立ち入らずとも事務レベルで回答できよう。それについては、「Ⅱの10」の設問の箇所には、その数値が出るよう文章を追加すればよい。
- 先程の「退学者の事由別実態」の項だが、回答する立場から考えると、過去のものについては「一身上の都合」ということで随分処

理しているので、数値を正確に出せるかどうか自信はない。また、アンケートの趣旨に沿うよう推測を加えて回答しても、基礎になるデータ自体が不明確なものであっては余り意味がない。

- 集計の際、「一身上の都合」は「その他」に含まれるのでそれを余り大きく評価せず、理由の明確なものについて比較検討すればよいのではなからうか。
- 医学部の中に、医学科と保健学科があるところがある。その場合、どう記入するのか。
- 同学部内でも専門によって前期・後期の修業年限が違ってくるといふことであろう。それは各大学で記入欄を2段に分ける等適宜判断願ひ回答してもらふより仕方がない。
- この調査は併設短大も含めるのか。
- 併設短大は考慮していない。
- そうであれば、その旨を明記した方がよい。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ了承された。

留年問題に関する調査について種々協議願ったが、ただ今の協議を基に、このあと小委員会委員で検討を加え、それを改めてメンバー交代後の6月17日の総会時の当委員会に諮り、その上で総会に提案し、了承を得たのち調査を実施したい。また回答の締切日については、今後の作業日程を考慮し決めたいと考えているので、委員長にご一任願ひたい。

なお、先程水野委員より当委員会所属の20大学に対する第2次調査の困難さ等について説明があったが、これについてはこの場で結論を出さず、国立大学に調査を実施した後、前回の予備調査を含めて整理をしたうえで、その必要があれば改めて考えるということにしたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和56年6月17日(水) 10:00~12:10
場所 国立教育会館大会議室
出席者 広根委員長
小池、大池、木下、世良、須甲、町田、柳田、高瀬、林、南、野本(代:伊藤)、森本、沢田、吉武、永松、古川各委員

議事に先立ち、広根委員(山形大学長)が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、広根委員(山形大

学長)が委員長に再選された。

2. 留年問題に関する調査について

委員長から、配付の「留年問題に関する調査表」は、一昨日の委員会で審議願ひ、若干の修正を加えたものであるが、本日はこれについてさらに検討願ったのち、よろしければ各大学に調査を依頼したい旨の発言があり、これについて次のような意見交換が行われた。

- 調査表の「残留率」についての定義が不明確である。例えば、休学者、退学者、除籍者、死亡者等を母数に含むのか否かの点が曖昧なので、統一見解を出す必要がある。
- 考え方として、入学時を基準とする方法と、卒業時を基準とする考え方がある。
- 分母と分子を明確に定義づければよい。したがって、分母は卒業した者全員の数とし、分子は卒業者のうち所定の年限で卒業した者の数とするというように定義づければよいと思う。
- その方法では、進学時の留年は落ちることになるので、単純に分子を留年総数とし、分母は卒業生数と留年者数を加えたものとしてはどうか。
- 留年数は、以上の二つの方法で出してもらってはどうか。

以上のような意見交換ののち、委員長から、残留率は以上の二つの方法で回答してもらおうよう調査表を改めることとし、分子、分母をそれぞれ明確にしてアンケートすることを小委員会で検討することとしたい旨の発言があり、了承された。

さらに、本調査に関する問合せ先は、国立大学協会事務局と明記することにした。

3. 今後の審議事項について

委員長から、本日の配付資料に記載されている本委員会の過去7～8年における主な審議事項について概略説明があったのち、今後本委員会としてどのような問題を取り上げていくべきかについて諮られ、これについて各委員から次のような意見が述べられた。

- 学生の補導という問題をどのようにとらえ

るかにもよるが、入試合格者の入学辞退の問題がある。この入学辞退という事態をどうしたら防げるか、国立大学側の対応によってある程度防げるのであれば検討してみてもどうか。

- この問題は、留年問題ともからんで今後検討してみたい。
- 最近の自動車の激増に伴って学生による交通事故の問題が出てきている。学生が学外で引き起した事故に、大学としてはどのように対応するか。これらの事件は学生の処分問題とからむ性質のものかどうか。さらに学外の車が学内に入るのをどのように規制するかという問題もある。
- 文部省招集の学生部長会議とは別に、自主的に行われている学生部長会議があるが、そこでの問題点を本委員会として取り上げる必要があるのではないか。
- この自主的な学生部長会議で問題が提起され要望書等がまとめられた場合には、直接関係機関に提出せず、国大協宛にこれを提出するという申合せになっているとのことである。
- 各地区で開催されている国立大学学生の総合体育大会の当番校に対する助成金を増額できないか。学生の補導の側面からみて、この体育大会は非常に効果があるが、その競技種目が多いこと、審判者への謝礼の問題などがあって、当番校になると資金繰りで苦勞する。
- 最近、精神異常の学生が増えているようであるが、この対応をどのように考えるか。入学時の健康診断の問題ともあわせて検討する必要がある。
- 学生の課外活動施設の基準面積について、

再検討が必要ではないか。

- 基準面積の問題は、長期的展望をもって進めなければならない問題ではあるが、ぜひ考えていきたい。
- 文部省学生課が制定したいいわゆる「40年基準」の充足率は、全国立大学のトータルとしては約40%といわれている現状なのに、その基準を更に引き上げるといふことには問題があるのではないか。

以上のような意見交換ののち委員長から、本委員会として今後検討していく問題としては、本日は入学辞退者の問題、学生の起こす交通事故の対策、学生部長会議と本委員との連携、大学総合体育大会運営の問題について指摘されたが、これらの問題についてはさらに小委員会で問題点を整理したい旨の発言があり、了承された。

第4常置委員会

日時 昭和56年6月15日(月) 10:30~12:30

場所 学士会分館8号室

出席者 野村委員長

村尾、岡路、大池、伊藤、世良、吉田、山岡、

柳田、川崎、綾部、吉武、山川、玉井各委員

小路、根本各専門委員

(文部省)大島学生課課長補佐

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された伊藤巳喜夫福島大学長の紹介があったのち次のように挨拶があった。

本日お諮りする議題は、ご案内したとおり本委員会の担当事項である“学生の厚生”に関わる「要望書の提出について」ということであるが、これらの要望書のうち奨学制度に関するものについては、今般行財政改革の検討のため設置された臨時行政調査会において、育英奨学事業の見直しが取り上げられているという経緯もあり、その辺の事情をふまえたうえ提案する必要があると思われる。そのようなことから、本日は文部省学生課から大島課長補佐に出席願い説明を伺うことにしたので、よろしくご了承いただきたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

○ 要望書の提出について

まず大島課長補佐より臨時行政調査会（以下「臨調」という）の状況について次のように説明があった。

臨調は去る3月に発足し、9人の委員によって構成されており、その下に第1専門部会、第1特別部会、第2特別部会の3部会を設けて、行政改革に関する政府への答申の作成に当たっている。第1専門部会においては行政改革の理念について審議し、第1特別部会においては主として歳入歳出に関わる問題を扱い、第2特別部会では機構、定員、特殊法人等に関わる問題を検討するということである。

ところで、現在文部省関係の問題として、第1特別部会で次の6つの事項が審議されている由である。

- 1) 40人学級の問題
- 2) 義務教育における教科書無償給与制度の問題
- 3) 国立学校運営費の問題
- 4) 私立大学等の助成費の問題
- 5) 公立文教施設の整備の問題
- 6) 育英奨学制度の問題

なお、このうち育英奨学制度の問題については次のような点が論議の対象となっている。

- ① 外部資金を導入することによる有利子制度への転換。
- ② 教職員に就職した者等に対する返還免除制度の廃止，その他貸付対象の限定。
- ③ 返還期間の短縮。
- ④ 対象奨学生の見直し。

以上のようなことが審議中で、これらの部会報告を受けて臨調ではこれの取りまとめを行い、7月10日に中間答申を行うことにしているので、文部省でもこれらの事項について目下検討している最中である。

このように、57年度概算要求については、0シーリングという厳しい枠付けに加えて以上のような臨調の動向もあり、極めて困難な事態に直面していることをお含みのうえ、よろしくご協議をお願いしたい。

概ね以上のような説明があったのち、次のような質疑応答があった。

- 第2特別部会での具体的な論議の対象となっているのは、どのような問題であろうか。
- 第2特別部会で論議されている問題には、まず特殊法人の役員数の削減・給料の見直し・国家公務員の天下り人事の見直し、また国家公務員については生涯賃金に伴う給与制度のあり方の見直し、それから国立大学につい

ては新プロジェクトチームについての設置の凍結、学部・学科の新増設の抑制などのことがいわれている。

なお、国家公務員の定員のあり方については、目下進行中の第5次定員削減を56年度で打ち切り、57年度から新たな定員削減計画を実施し、その削減率を5～6%とするというようなことが検討されている。なお、これまで定削の対象に含まれていなかった国立大学の教官、医師、看護婦等についても、その対象とするということである。

- 育英奨学制度の問題については、国大協としては、従来この制度の拡充を強調し、奨学生の増員や奨学金の増額を要求してきた。ところが先程の話では、臨調では有利子制度への転換、返還免除制度の廃止、返還期間の短縮等を考えているということであるが、これに対し文部省としてはどのように考えているのであろうか。
- 文部省としては、短期間の財政再建のためだけに焦点を合わせた制度の見直し論には賛同できない。制度の根幹に関わる改革は性急に行うべきではなく、時間をかけて納得がゆくようなものにしなければならないと考えている。
- 教育というものが長い将来の視野に立って考慮すべきものであるという理念から、国大協としてもこの問題について長期的観点に立った意見具申をなすべきではなかろうか。
- 学生の定員増に対する臨調の動きはどうであらうか。
- これについては、高等教育の計画的整備の後期計画で挙げている毎年2,000名という国立大学の増員計画に対して意見が出されている。また、新設の3つの医大の附属病院の開

院予定を延期してはどうかとの意見もある。
なお、57年度の定員要求については、56年度
要求の50%という枠を嵌められているが、こ
れでは学年進行に伴う定員増さえ賄えないと
いう苦しい事情にある。

- これは臨調の問題とは関係ないが、予て問
題となっていた学寮の経費負担区分の問題に
ついて、この際文部省から何かコメントでも
あれば伺いたい。
- 学寮の経費負担区分の問題については、53
年度に会計検査院から強い指摘があったの
ち、各大学の大変な努力により、人間（炊
婦）の問題については欠員不補充、配置転換
というような処置によって改善され、また光
熱水料の負担区分の問題も寮生との話し合い
が進んで解決されつつある。それから老朽寮
の改築も予定どおり進められているので、学
寮の管理運営について引続きご努力を願いた
い。

概ね以上のような質疑応答があったのち、大
島課長補佐より、同和問題に関連して学生の就
職の際の企業側への提出書類の様式統一を図る
ことについて、差別解消の見地からこれの徹底
をさらに推進してほしい旨の要請があって、文
部省側との意見交換を終った。（文部省側退席）

ついで、本題の「要望書の提出」に関し委員
長より次のように述べられた。

本委員会としては、毎年6月の総会に次の4
つの要望書を提出している。

- (1) 「厚生補導に関する施設の基準面積の改
正についての要望書」
- (2) 「大学及び大学院の奨学制度についての
要望書」

(3) 「国立大学共同利用研修施設設置・充実
に関する要望書」

(4) 「学生部関係職員の待遇改善に関する要
望書」

それで、以上4つの要望書の本年度の取扱い
について、前もって文部省側の意向を伺ったと
ころ、(1)の厚生補導に関する施設の基準面積の
改正についての要望書の提出については、次
のような考えが述べられた。

現在、各大学の厚生補導施設に関する基準面
積の充足率は約40パーセントである。そこでこ
の充足率を少しでも高めるために鋭意努力中だ
である。そのような状況において、ここで新たに
基準面積の拡大要求の要望が出されるとなる
と、現在の充足率よりさらに低下を来す結果
となるので、この際はこの要望書の提出は見合
せてはどうか、ということであった。

ところで、この要望書は第4常置委員会単
独のものではなく、第3常置委員会と共同提案の
ものであるため、広根第3常置委員長に連絡を
とり、この旨を伝えご意見を伺ったところ、そ
のような文部省の考えであれば、この要望書に
ついては、本年度は提出を見合わせてもよいの
ではないかとのことであった。そこで本委員会
としてこれの取扱いをどうするかについてご意
見を伺いたい。

以上の委員長の提案について協議した結果、
この要望書については、本年度は提出を見合わ
すということになった。

ついで(2)の「大学及び大学院の奨学制度につ
いての要望書」について、委員長より次のよう
に述べられた。

この奨学制度に関する要望書については、例
年はこれの「拡充」を求める内容のものとなっ

ていたが、本年は先程説明のあった臨調の動向等もあるので、その状況をふまえその文面を全面的に変えることにした。その内容を要約すると、わが国の育英奨学制度の由来とその意義を述べ、この制度を堅持してほしいとの趣旨を述べたものである。この案についてご意見を伺いたい。

以上の委員長の提案について協議の結果、現

行制度の維持のみでなくこれの一層の拡充をも要望すべきとの結論となり、これの文案については委員長に一任した。

なお、その他の二つの要望書については、(3)は原案どおりとし、(4)は一部字句修正のうえこれを承認した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 昭和56年6月17日(水) 10:00~11:20

場所 国立教育会館中会議室

出席者 野村委員長

村尾、岡路、原田、吉田、天野、辰野、平松、丸山、吉田、百々、筒井、綾部、山岡、山川、中村、玉井各委員

議事に先立ち、野村委員（横浜国立大学長）が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、野村委員（横浜国立大学長）が委員長に再選された。

2. 今後の審議事項について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

これに関しては、昨年11月10日の委員会議事要録の議事の2「今後の検討課題について」において、(1)厚生補導に関する施設の基準面積の拡大、(2)大学院学生及び留学生の学寮の問題、(3)学生食堂の問題、(4)大学会館の問題、(5)学寮の従業員の雇用に関する問題、(6)育英奨学制度

の問題、の6項目が上げられているので、審議上の参考にさせていただきたい。

また、これとは別に、いわゆる申し送り事項の意味で、これまでの主な審議事項について山岡（前）委員長にお伺いしたところ、本日の配付資料「常置委員会の担当事項について」の内容にあるような問題点が確認された。

そこで本日は、以上の点をご参考のうえ他にも問題点があれば上げていただき、今後どのような事項を重点的に審議していったらよいかご意見を伺うことにしたい。

これに対し、次のような意見交換が行われた。

○ 学寮問題については、これまで第3常置委員会と合同で協議を行い、一般的な問題についてはある程度の区切りがついたものと思われるが、まだ残された問題点が種々あるので、今後とも継続して審議していただきたい。

- 学生の教育研究災害傷害保険については、学徒援護会の方で管掌されているが、この制度の実現を促進してきた本委員会としてもアンケート調査などによりその実態を把握のうえ、問題点の改善策等を検討してはどうだろうか。
 - 学生の教育研究災害傷害保険の問題に関しては、情報収集のために本委員会から委員長等が学徒援護会の審議の場に出席してはどうか。
 - アメリカでは、学生が傷病保険に加入することが義務づけられており、授業料免除の対象者でも保険料は徴収される。
 - この問題についての調査を実施するに当たっては、その調査内容が重要であると思われるので、あらかじめアンケートの原案を作成して各委員に送付し、意見を徴することから始めたい。
 - 福利厚生施設の基準面積の改定については、昨今の国の財政事情からして実現困難な点もあるかと思われるが、これまで重点的に審議されてきた経緯もあり、更に継続して審議してもよいのではないかと思われる。
 - 課外活動施設の整備充実は、最近の財政状況下において認められる見通しがあるのだろうか。
 - これに関しては、現在、群馬県赤城の共同利用研修施設の移転に伴う概算要求が行われているが、認められる可能性が高い。文部省でもこの種のものに対しては積極的に推進を図っている。
 - 留学生会館の設置に関する要求は、文部省からも奨励されている。これについて横浜国立大学の例で申し上げると、いわゆる新々寮の個室の基準面積が10m²であるのに対し、留学生会館のそれは17m²であって恵まれた条件なので、これの空室に日本人学生を入居させようとしたところ非常に高い競争率となった。なお、2人用の部屋は更に条件がよいものになっている。
 - 留学生会館については、基準面積だけでなく、個室の設備（調理、風呂の施設等）もよく、新々寮と比較し大変恵まれている。ただし、留学生の扱いに関しては、過般インドネシア政府関係者が留学生会館を見学された際に、留学生と日本人学生とを同居させた方がより親善の実が上がるのではないかという感想を洩らしていた。
 - 日本人学生と留学生と一緒に住むというのは、確かに一つの理想ではあるが、留学生側に自分達が監視されているという気持が生じてもいけないので、実行しなかった。しかし、日本人学生と留学生と一緒に住めるような施設について検討することを文部省にお願いしてはどうか。
 - 日本人学生と留学生と一緒に住まわせる、互いに語学が上達するというメリットがある。
 - 北京大学では、自国学生と留学生とを必ず同室に入れている。なお、留学生の場合、日本の公衆浴場のようなものには慣れていないので、少なくとも最初は寮に入れてやる必要がある。
- 概ね以上のような意見交換が行われたのち委員長から、今後の審議事項に関しては懸案の問題が多々あるが、特に教育研究災害傷害保険の問題をメインテーマにして取り組んでいきたい旨述べられ、了承された。

3. その他

委員長から、第4常置委員会のメンバーによ

る定例の会議以外の会合を年1回適当な時期に持つようにしてはどうかと諮られ、明年2月横浜国立大学で行うことになった。

第5常置委員会

日時 昭和56年5月28日(木) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 石塚委員長

原田、平島、高安、平松、丸山、天野(代:松坂)、小西、西沢、井上、柿本、宮城各委員

(文部省)菱村企画連絡課長、福田国際教育文化課長、大岩同課長補佐、城倉高等教育計画課課長補佐、矢部留学生課課長補佐

石塚委員長主宰のもとに開会。

【議事】

1. 昭和56年度国際交流関係予算について

初めに、菱村企画連絡課長より配付資料「昭和56年度教育・学術・文化の国際交流関係予算の概要」に基づいて詳細な説明があり、続いてこれに関し、概ね次のような質疑応答が行われた。

- 昨年、国際研究集会へは何名ほど派遣されたか。
- 予算の積算では、国立学校300名分、所轄機関・私立学校21名分である。
- 国立学校300名ということだが、応募者はどのくらいあったか。
- 正確な数字は手許に用意していないが、大体2倍くらいであったと記憶している。
- 国際研究集会へ派遣される者は、その会議で研究発表するとか座長を務める等の条件が必要と聞いているが、その点どうなのか。
- そのことは絶対必要条件ということではなく、選考の際有利ということである。要する

に選考基準の一つであって、それらの要件があれば優先して選ぶということである。

- ジュネーブの他に在外アタッシェはどこに設置されているのか。
- 現在ジュネーブの他に、ワシントン、バンコック、ソウル、北京、ジャカルタ、ロンドンに各1名、またパリにはアタッシェの他にOECDとユネスコの代表部、計3名が行っている。なお、今回ジュネーブが仮のものから正式なものとされたので、この仮の分はサンパウロかオーストラリアのどちらかに当てることを予定している。
- 先程説明の「発展途上国の研修員受入れ等教育協力」のことについてももう少し詳しく説明願いたい。
- ジャイカという国際協力事業団があり、これが発展途上国への技術協力を行っている。協力内容は、従来、港湾、ダム、鉄道等の産業基盤的な建設物に関する技術協力が主だったが、それが段々整備されてきたので、最近では教育に関する協力、つまり高度な学問的な協力が多くなっている。その協力の方法を具体的にいうと、専門家の派遣と研修生の受入

れである。これは国の事業としての教育協力であり、ジャイカが外務省を通じ文部省に依頼し、それを文部省が大学に照会し、大学でお引受け願えば、それについてジャイカより経費を出すという形にしたいと考え、この方向で現在ジャイカとも調整している。既にジャイカを通しての教育協力の実績を持つ大学もあろうが、新規のものについては、このように文部省が窓口になり、先方との面倒な交渉等の仲介に立ち、大学の意向を十分尊重しつつ協力の実が挙がるよう努めたい。直接、大学にこのような話があれば、文部省にご相談願いたい。

- ジャイカは海外の教育事情や教官の研究内容に精通しているので直接大学に相談するのではないか。また、直接文部省に依頼された場合、文部省としても依頼する大学等を探すのに困難な面もあるのではないか。
- 確かに文部省で全てのことを行うのは大変である。しかし、従来のように全く文部省がタッチせず、大学に委ねてしまうのも不自然であり、またトラブルも多いと聞いているので、文部省でも本格的協力をするための体制を整えるべく検討しているところである。
- ジャイカでの研修を修了した者の中に、帰国後、改めて大学へ入学を希望する者が増えているように、教育の実は挙がっているようである。
- ジャイカを通しての研修で、毎年3,000名ほど大学・民間企業等に来日している。そのうち、大学で引受けているのは170名程度であるが、その研修生の評価は、大学へ行った者の評価が高いので、ジャイカ自身、大学・文部省の協力を今以上に得たいという姿勢になっている。文部省としても、それを受け止

めてやる必要があると感じている。

- ジャイカの件で一つだけ困ったことがあった。それは発展途上国では修了証が役立つということもあり、研修の証拠となるものをほしがるが、その修了証の発行者名義を、研修を実施した学長名にするかジャイカの総裁名にするかで問題になったことがある。
- 文部省で橋渡しをするようになれば、そういう先方の要求は交渉の場で拒否できよう。大学で個別にやると、その点どうしても弱いようである。
- 全国医学部長・病院長会議で問題になったことだが、難民救済活動等で教官が学生（大学院生・学部学生）を海外へつれていく場合、学生の多くが加入している「教育研究災害傷害保険」が海外では適用されない等、その災害事故の保障の問題がある。
- 難民救済の関係で文部省が協力しているのは、タイ国境のカンボジア難民救済で、これはジャイカベースでやっている。派遣しているのは医師と看護婦で、現在まで70名ほどになるが、学生はいなかったと思う。これについては従来より規約にもとづき派遣され、仮に事故があっても保障されているので、その点は問題なからう。この他に様々なところでボランティア活動を行っており、その場合その派遣主体によって、医師・学生を問わず、その身分の保障については色々と相違があろう。

概ね以上のような意見交換があり、本議題についての協議を終った。

3. マレーシア国パータニアン大学からの日本での研修の協力要請について

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

マレーシア国のパータニアン大学から過般、国大協会長宛に日本での海外研修についての協力依頼があった。その要旨は、①今年10月に10日間位の子定で日本での研修旅行を計画（交通費等は自己負担）、②最終年次の学生約35名及び教官2名を派遣、③当研修旅行の世話のため教官1名の随行依頼、④各地で研修会開催の斡旋依頼等々、というものであるが、これについてどのように扱ったらよいかご協議願いたい。なお、詳細についてはお手許に配付した資料をご覧ください。

以上の説明に関し概ね次のような意見の交換が行われた。

- 鹿児島大学では、5～6年前に国際交流基金のファンドでこのパータニアン大学の学生15名と教官2名を1週間に亘って受け入れ、国際交流をした経験を持っている。この大学は、日本に農水産関係の学問を学びたいという意欲が強いようである。
- これは研修旅行なので、地域別に、見学や学生との交流、教官の講義等の協力をしてくれる大学があれば実現は可能であろう。まずはその受皿の問題が一番肝心である。
- 国内旅行のことは旅行社に依頼するとして、大学での研修等について種々便宜を図ってもよいという大学があればそれを紹介することも考えられる。
- 大学や教育団体で開くセミナーへの参加等具体的なファンドをもとに大学へ協力の依頼があれば扱いやすいが、国大協としては、出来たとしても協力してくれる大学を斡旋するくらいが限度であろう。
- 現在、鹿児島大学はインドネシア・タイ・

フィリピンとの国際交流に目を向けている。しかし先程述べたように、以前交流の経験もあるのでこの件については一度学長と相談をしてみたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

このパータニアン大学からの申し入れの研修旅行の問題は、農水産系が中心になるうが、この依頼文書を参考にし、委員各位にはこの研修旅行に大学として協力ねがえるかどうかご検討願いたい。ただし、これは研修旅行とのことであるので、出来れば地域毎に見学等の便宜を図ってくれる大学があれば有難い。国大協としては一切の計画を組むことは無理と思うが、可能ならばお世話を引受ける複数の大学を先方に紹介するぐらいはしたいと考えるので、よろしく願いたい。

3. カナダ国大学学長の招致について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会（55.11.10）において昭和56年度の外国学長招致はメキシコあるいはカナダとし、その順序は文部省で先方に当たった結果で決めるということが了承された。そこで本日は、まず文部省よりその後の経過について説明いただき、その上でその具体案について協議をお願いしたい。

ついで福田国際教育文化課長より次のような説明があった。

委員長の説明にあったように、本年度の外国学長招致はカナダあるいはメキシコからということであった。これについて、文部省としては、2年前にメキシコの文部次官を文部省で招

待している等の事情を勘案し、まずカナダの方に当たってみることにした。これに対しカナダの方では喜んで訪問したいとの意向を示され、その訪問時期については10月を希望してきた。この10月というのはカナダの学期の都合であり、当方が作成した滞日日程（案）で一応10月14日から2週間としているのは、連休にかからないよう配慮してのことである。次に、今回カナダから推せんのある3名の学長の経歴及びその所属大学の概要は配付資料「昭和56年度大学長招致事業による来日者（カナダ）」のとおりである。

なお、この日程等については、石塚委員長と連絡をとり了承いただいたので、現在カナダ政府の方に連絡をしているところである。

以上のような説明があった後、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 前回、ブラジル学長を招待した際、その1人は大学協会の会長であった。カナダの方にもそのような組織があるのかどうか、文部省の方で一度調べてもらいたい。当方としては、国大協の事業として対応しているので、もしカナダにそのような組織があれば、そこと対応する形にしてほしい。
- 日程（案）にある訪問大学に対しては了承を得たのであろうか。
- まだ了承を得ていない。順序としては、まず当委員会の承認を得てから訪問大学に日程について照会をして了承を求め、その上で各世話大学長をもって構成する準備委員会を設け受入れの具体的な検討に入ることになっている。
- 日程を見ると、自由時間が少ないようであるがその点どうか。

- 土曜日の午後を自由時間としている。また、10月27日を「希望訪問」に当てているが、特に先方で希望がなければ、ここも自由時間になろう。その他、京都大学で2日間お世話ねがう計画になっているが、多分、そのうち1日は観光に当ててもらえるのではないかと考えている。
- カナダの次はメキシコからの来訪になると思うが、その時は九州の方も訪問日程に組み入れることを考慮してほしい。
- 外国の学長を招待する場合、国際的慣行として夫婦で招待するのが普通ではなからうか。
- 予算上のこともあり、夫婦同伴の招待はしていない。先方で希望があれば夫人を同伴されてもよいが、その費用は自弁ということになる。これは外国から招待される場合も大体同様である。

概ね以上のような意見の交換があった後、委員長より次のように述べられた。

日程（案）について特に異議がないようであるので、訪問大学に当案を照会し、引受けることの了承を得た上で、世話大学長に準備委員会委員を委嘱し、具体的な検討に入ることにしたい。

4. その他

以上で予定の議題の審議を終わり最後に委員長より次のように述べられた。

当委員会の担当事項は、大学間の交流・国際交流に関することであるが、今度の6月の総会において常置委員会委員の交代もあるので、この際、今後の当委員会の検討課題についてご意見があればお伺いしておきたい。

この委員長の提言に関して、海外より帰国した学生の単位の認定の問題（単位のランクづけの方法）および学術交流会館の設置見直しにつ

いて若干意見の交換が行われた。

以上をもって本日の会議を終了した。

第5 常置委員会

日時 昭和56年6月17日(水) 10:00~11:50

場所 国立教育会館第7研修室

出席者 西川委員長

長谷部, 大塚, 坂本(代:鈴木), 平島, 加藤,
石塚, 橋爪, 榊, 伊地智, 堯天, 小林, 小西,
西沢, 井上, 宮城各委員

議事に先立ち、石塚委員（名古屋大学長）が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、西川委員（帯広畜産大学長）が委員長に選任された。

2. 今後の審議事項について

このことについて委員長から次のように述べられた。

本委員会の担当事項は「大学間の協力」ということになっているが、最近は外国との国際交流に重点が置かれており、目下カナダの学長を招へいすることで準備を進め、11月に招致することとなっている。そこで、11月までにどのような準備が必要か、さらに来年度以降の招致大学の候補等についてご意見を伺いたい。

また、前回委員会の際に保留になったマレーシアの大学からの「学生の海外研修」の依頼に対する返事をどうするかについてもご協議をお願いしたい。

以上の委員長の発言に関し次のような意見の交換が行われた。

- マレーシアの大学からの学生の研修依頼については、柿本委員（鹿児島大学）を通じて2～3の農水産系大学にその受入れの意向について照会中である。なおこの件については国際教育協会に斡旋方を依頼する方法も考えられる。
- ところで国際教育協会、海外技術協力事業団等は、外国学生の招へいについてどのように考えているのであろうか。
- 海外技術協力事業団としては学生の交流はまったく考えていないであろうが、国際教育協会の方では初めてのケースであるが、国大協の協力が得られれば行う意志はあるようである。
- この件の処理の直接の窓口を国大協が行うのか、それとも国際教育協会が行うのか。
- 国大協として今度の外国学生の受入れについて2～3の大学で了解が得られれば、その後は国際教育協会の方で計画を進めるとのことである。
- 昨年、国立大学の学長に対し中国視察の参加希望を照会したところ20名近く希望されたが、実施の段階になって10名程度に絞られ

た。今後この訪中の問題をどのように考えていくのか。

- 昨年の第一次訪中団の際は、往復航空運賃、鉄道運賃、ホテル代は個人負担で、滞在中の食事代、訪問地における交通費、同行通訳の経費などは中国側が負担した。
- 希望者がなお多くいるようであれば、委員会として、文部省等関係方面に働きかけ、第二次訪中団を予定したい。
- 中国からの受入れについてはどのように考えているのか。
- 神戸大学では、2年前に工学部訪中団を出したが、渡航費のみ負担し、その他の費用は相手方が負担した。その見返りとして今度は渡航費を相手方が負担して、滞在費等は大学で負担して昨年10名程度受入れた。
- こうした、外国からの招待は、国大協として費用の都合がつかないのではないか。
- 今度のカナダの学長を招へいしているのと同じように、文部省の予算によって中国からも2~3名の学長を招へいすることは可能ではないか。
- 中国の学長招へいについては、枠を3~5人程度として、その予算を国大協から文部省に要望してほしい。
- 本年はカナダから3人来日するが、逆にカナダにも3人程度呼んでもらえないか。
- カナダの次に招待する国については、前回委員会の際にも候補として上っていたメキシコということで文部省と交渉したい。
- 最近、ジャイカから受入れ依頼の多い中国からの来学者についてであるが、昼食はほとんどの人が残してしまう。そのため、後で中華料理店等に行くことになるが、予算的にままならない。については、外国人に対する学

長接待費の計上ということは考えられないか。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

第一に、カナダの学長招致は、11月の国大協総会後に招くことで、今後の折衝は委員長が行う。

第二に、マレーシアの学生の受入れについては、もう少し協力校をふやし、その後の実行については国際教育協会に依頼することとする。

第三に、昨年に続き第2次訪中団を予定して、文部省等の関係方面と折衝を行いたい。

第四に、次回の外国学長招致予定国は、メキシコとして考えていきたい。

3. その他

委員長から、他に話題があれば提議願いたい旨の発言があり、各委員から、次のような意見があった。

- 最近7~8年間における主な審議事項によると、「外国人教員の国公立大学教員任用について」という事項があるが、この件はどうなっているのか。
- この件はその後第1常置委員会で審議したが、正規の教官に任用された場合これを教授会構成員とするか否か等の問題が残り、現在は棚上げにされている。
- 大学間の交流については、日本の大学は非常に閉鎖的であるが、この問題についてはどのように対処していくのか。
- 内地研究員については、第5常置委員会で改善を申し入れてきた結果、ある程度枠が広げられた。
- 国内の大学間交流問題について、次回まで

の検討事項としてはどうか。

次回委員会は、秋の総会の前日に開催する予定である旨の発言があり、了承された。

以上のような意見交換ののち、委員長から、

第6常置委員会

日時 昭和56年5月8日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 畑委員長

有江、荒井、梅津、大石、諸星、宮沢、松田、

高梨、武藤、紳、阪田、後藤、砂田、神田、

中塚各委員

慶谷、望月、平間、荻原、舟橋各専門委員

畑委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに就任された各委員の紹介があった。

有江幹男委員(北海道大学)

梅津良之委員(秋田大学長)

後藤和夫委員(奈良女子大学長)

荻原博達専門委員(千葉大学事務局長)

ついで、次のような挨拶があった。

本日お諮りする議題の第一は「昭和56年度予算について」であり、第二は「昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針(案)について」である。これに関しては、文部省より阿部、大崎両審議官のご出席をいただいたので、まずこれについての説明を伺い、そのあとで意見の交換をお願いすることにしたい。

それから、第三は「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」であるが、これは例年のおとり要望書(案)をまとめ理事会の了承を経て総会に提案するということにしたいので、その原案のまとめ方についてご協議願うことにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 昭和56年度予算について

初めに、阿部、大崎両審議官から配付資料「昭和56年度国立学校特別会計予算の概要」「昭和56年度予算案重点事項」を基に、概要の説明があった。

以上の説明に関し、次のような質疑応答が行われた。

- 科学研究費等の拡充の項のところ、
「将来性ある若手研究者の育成」とあるが、これら若手研究者の育成にはどのような方法が考えられているのか。
- これは、科学研究費の研究種目のなかに「奨励研究(A)」(研究機関に所属する研究歴の若い研究者が1人で行う研究)という項を設け、研究実績のある者と同列で審査を行わず、別枠を組んで審査し、若手研究者に研究費を与えその育成を図るというものである。なお、このような研究費の対象となるものは、主として助手クラスの研究を中心としたものになるだろうと考えている。
- 今後18歳人口の増加に見合う対応の問題に

ついてであるが、先に出された大学設置審議会の中間報告書「高等教育の計画的整備について」のなかでは、この18歳人口の増加の対応について、67年度のピークを見通しながら後期計画の最終年となる61年度までは、国立大学の入学定員を毎年2,000名程度増加しつつ進める方針とされている。ところが、文部省の説明では新構想による整備拡充計画は一応現在で終了したということであるが、今後は既設の大学の整備充実を計りながら進めるということになるのであろうか。

- 文部省の、その問題に対する構え方としては、そのように考えている。これまでは、新構想による大学設立のために、既設の大学の整備充実足踏み状態のところもあった。そこでこの1～2年は既設の大学に逐次ウェートを置いて、その整備充実力を入れていこうということである。ところが、現在は行政の厳しい時期に突入したという状況もあり、この事態が何処まで進められるか今のところはわからない。ただ構え方としては、先にも説明したような考え方であるということである。
- 行財政の厳しい状況であるということとはわかるが、もう少し教官当積算校費の伸び率を上げるといふわけにはいかないであろうか。
- 当校費というのは、大学の予算のうちの3本柱の一つであるということによくわきまえている。ところが、これは他省庁の研究機関と同様の扱いをうけ同率の伸びしか認められないという仕組みがあり、財政事情の苦しいときには、まず真っ先に抑えられる部門である。しかし、文部省はこれに対して無策でいるわけではない。例えば、特別教育研究経費などの新しい事項を計上して要求するなどの

対策を講じて、これを補っていく構えである。

おおむね以上のような質疑応答があって、この議題についての協議を終わった。

2. 昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

これについて、まず阿部審議官から「昭和57年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針(案)」について次のように述べられた。

来年度の概算要求編成については、例年ならばここに文章化した資料を用意して説明するところであるが、本年は第2次臨時行政調査会の動きなど特別の事情もあって、まだその資料の作成というところまでに至っていない。

ところで、明年度はこれまでみられなかった非常に厳しい財政状況のなかにある。そうして例年ならば7月末に大蔵省から各省庁に対して概算要求の枠が示されるわけであるが、来年はこのシーリングの時期を2ヶ月繰り上げて6月上旬に行うという政府の方針がある。これは概算要求の枠が余りにも厳しいため、十分な検討の期間がなくては各省庁で来年の予算編成に困難をきたすであろうという配慮からである。

その財政事情の厳しさというものは、資料(6)「57年度財政事情の試算」のとおりである。このような試算からみても来年度は伸び率0という厳しいもので、昨年度と殆ど同額の予算で総てを賄わなければならないということになりそうである。それから、もう一つの問題は、第2次臨時行政調査会がこの3月に発足し、当面直ちにやらなければならないような性格のものについては、これを来年度予算に反映させる必要から、この7月頃までに中間報告がまとめられるという状況がある。そこで各省庁はこれに

よって予算要求の組み方を考えるということになり、このような方向をふまえながら現在急ピッチでその作業を進めている状況にあるということである。

ついで、議員立法の問題について、「私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案」（資料8）並びに「私立大学の拡充に関する〈特別の必要性〉について」（資料9）を基に説明があった。

なお、これに対して大崎審議官から若干の補足説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 来年度の予算の伸び率が0ということであるが、そうであるとすれば、大学側としてもこれを深刻に受け止めて対処する必要がある。ところで、問題は国際協力という面からの日本のあり方というものをどのように考えるかである。これは、そのような厳しい国家財政の状況のなかでも学術情勢については、国際的に孤立しないように考えてもらうことが必要であると思う。
- 61年度から67年度にかけて18歳人口増のピークが予測されるが、これについては何らかの見合う対応の試算でもあるのであろうか。
- 別に試算があるというわけではない。しかし、「高等教育の計画的整備について」の後期計画では、昭和61年度までに国公私立を併せて4万人くらいの入学定員の伸びを計画している。そのように国立大学については毎年2,000人程度の定員増を61年度まで考えている。ただ現実的な問題として、大学への進学率が現在は37%くらいであり、18歳人口は約150万人程度であるが、これが61年度になると200万人程度になることが予測される。そこで、その時点においてこの37%の進学率を

維持しようとするには、現在の大学の受入れのキャパシティを17万人程度増やさなければならぬ状況にある。しかし、このピークを過ぎるとまた18歳人口は減少するので、この辺の関わりをどのように考えていくかということが問題である。ところで、大学というものは非常に永い生命を持っているものであるから、一時に増やすこともできないし、また不必要になったからといって直ちに減らすこともできない性格のものである。このような状況下で、今後の情勢を見通しながら61年度までの後期計画の推計はできたのであるが、その後のピークに対応する計画については、これから議員立法による「私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案」で、今後3年間の設置・増員等の抑制措置が提案されていることもあり、文部省としてはこれを別にしても、その抑制期間中にやらなければならない問題になろうと思っている。

- 大学の整備拡充については、よくスクラップ・アンド・ビルドということが言われてきたが、最近では更にスクラップ・スクラップ・アンド・ビルドというようなことが言われている。従来のスクラップ・アンド・ビルドという場合は、何か新しいものを設けようというときには何処かのものを削ってから考えるということであった。ところが、現在のスクラップ・スクラップ・アンド・ビルドということは、ビルドに関係なくスクラップだけを狙っているというように考えられる。
- これからの国立大学の大学院の新設についてであるが、これはどのような方針によって進められるのであろうか。
- 従来の「私立学校法附則第13項」中には、大学院が含まれていなかったのであるが、今

度の改正案では大学院も含まれることになったわけである。しかし、大学院は一般の学部と性格についてはかなり違うものがあり、また特別の必要性があると判断しなければならない場合もあると考えている。このような考えから大学院については、少なくとも学部よりは弾力的な配慮が必要であると思っている。以上のような意見の交換があって、この議題についての協議を終わった。

3. 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」について

これについて、まず委員長より次のように述べられた。

この要望書(案)の審議に入る前に、現在人事院において国家公務員給与法の全面的見直し作業を行おうとしているということであるので、このことについての状況説明を高梨委員から伺うことにしたい。

ついで高梨委員より配付資料「公務員給与の見直しの私見(高梨委員)」(人事院月報)を基に説明があった。

これについて委員長から次のように述べられた。

この問題については、国大協としてはこの委員会で審議をかさね、国大協としての見解をまとめ、いずれ人事院に要望する必要がある。

なお、この要望書の提出については、タイミングということもあろうから、国大協としても人事院の作業の進みぐあいと並行して審議を進めなければならないと思う。

つづいて「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」の検討に入り、まず配付の原案の朗読(事務局)があったのち、高梨委員よりこの要望書(案)について次のようにその趣

旨説明があった。

この要望書(案)は昨年のもを基にして作成したもので、若干の修正は施したが大綱においては殆ど変わっていない。ただ、大学の事務系職員の処遇の問題について、この要望書(案)の5項のところで「研究教育関係職員等の…」というように「等」を挿入して、事務系職員全体について考慮することが必要であろうということを示した。

以上のような説明があったのち、この要望書(案)の内容に関し、次のような意見があった。

- 教育系大学の分校主事の処遇に関わる問題であるが、この分校主事というのは実際的には学部長と同じような職務に従事しているにも拘らず、現在はこの分校主事は部局長の扱いとはなっていない。そこで口頭でもよいから、これら分校主事を指定職として扱えるように要望するよう努力していただきたい。
- 同じく指定職に関連する問題であるが、新設の医科大学のように副学長制をとっている新設大学のなかでも、まだ副学長全部が指定職を受けているということにはなっていない。また、部長制をとっている図書館長については、これを指定職にするということであるが、これも途中で中止になり、その後の図書館長については指定職の扱いを受けていないという不公平がある。これらについては是非この不公平の解消ということを考えていただきたい。

以上のような意見があったが、これら具体的な事項については、要望書提出時または特別会計制度協議会等の機会を捉えて、委員長より口頭で要望をするということになった。

ついで、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(案)について、若干の字句を修正

してこれを承認し、本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和56年6月17日(水) 10:00~11:30

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 畑委員長

有江、梅津、松田、阿部、諸星、宮沢、高安、

武藤、阪田、後藤、頼實、砂田、神田、中塚各委員

議事に先立ち、畑委員(群馬大学長)が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、畑委員(群馬大学長)が委員長に再選された。

2. 今後の審議事項について

議事に入るに先立ち、委員長より次のように述べられた。

昨日の総会における委員会報告のなかに、急を要したため委員会の了解を経ずに報告した事項が幾つかあったが、これについては事後承認という形になるがご追認いただきたい。

以上の委員長の発言を異議なく了承し、議事に入った。

(1) 当委員会でこれまでに審議した事項について

このことについて委員長より、次のように説明があった。

① 国立大学教官等の待遇改善について

これについては例年、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を提出し要望してい

る。

② 総定員法のあり方について(定員削減問題について)

これに関しては、国大協としては第5次定員削減が決まる段階で、これに反対の意思表示をしたが、このたび臨時行政調査会において、現在進行中の第5次定削を56年度で打ち切り、57年度から向う5年間に5%削減の構想が打出され、定員削減の問題は更に厳しくなる状況にある。

③ 大学財政の問題について

これについては、当委員会の大学財政小委員会が調査研究してまとめた「国立大学の財政の現状と問題点」(53.5)についての報告書がある。この報告書には大学財政の重要な問題がよく整理されている。

④ 週休2日制について

今年度から4週5休制が実施されているが、現在までのところ特に問題になることは聞いていない。しかし、実際の現場では問題もあろうから、今後は具体的問題が出次第検討することにした。

⑤ 教官の研究休暇制について

この問題については、53年6月総会において「研究休暇制の新設について」当委員会が検討した結果の要望を提案したが承認を得るに至らず、現在は棚上げの状態になっている。

⑥ 技術系職員の処遇改善について（研究教育補助職員の待遇改善——研究技術専門官制度の新設）

これについては、すでに「研究技術専門官制度の新設に関する要望」を文部省に提出している（53年11月。人事院には54年7月提出）。文部省はこの問題に好意的で、その後調査検討が行われており、人事院との「教員等の給与改善」に関する折衝の資料にもされているようであるが、その後の進展状況については聞いていない。

ところで、人事院では、国家公務員制度の見直し（給与制度の抜本の見直し）に着手し始めており、もし専門官制度の実現の可能性があるとすればこの機会に実現することも考えられる。また国大協ないしは第6常置委員会としては、この公務員給与制度の見直しの問題の対応に遅れをとらないよう準備を進めなければならないと考えられる。なお、その際には、さきの研究技術専門官制度の新設のなかから除かれている図書館職員ならびに施設部技術系職員も含めて、専門職員の給与制度を検討する必要があるだろう。

⑦ 助手問題について

助手問題については、第1常置委員会と第6常置委員会の合同小委員会において検討しているわけであるが、まだ、これという結論がでたわけではない。今後は構想を改めて第1常置委員会とも連絡をとりながら対処していきたい。

⑧ 非常勤職員問題について

この問題は定員削減とも表裏の関係にある困難な問題として残っている。今後何らかの対策を考えなければならないと思っている。

⑨ 学費問題について

学費問題については、これまではあまり理念

的な根拠をふまえずに対処してきたのであるが、今後は、学費問題の理念的なところまで調べて検討し、その対応策を取りまとめたと思う。

⑩ 各省庁職員の非常勤講師任用の問題について

これについては、去る3月に会長から文書をもって関係各省庁に協力方を依頼したが、通産省からは好意的な返事があった。今後も機会あるごとに各省庁に対して協力方を要請することにした。

⑪ 国立大学における勤務時間のあり方について（その中の「共通1次試験に関連する職員の代休制度」の問題について）

昨年の6月総会において、国立大学の職員の勤務時間に関し、その勤務の特殊性からして必要があればその勤務時間の振替えができるような措置を検討してみてもどうかとの問題提起があったので、これについて検討ののち、取敢えず「共通1次試験に関連する職員の代休制度」の問題について各大学にアンケート調査を行った。その結果、この代休制度の導入については賛否両論がみられたので、この問題についてはこれ以上立ち入らず一応打ち切りということにした。しかし、この勤務時間のあり方については、その他の問題として技術職員、看護婦等の勤務時間の振替え等の問題もあるので、今後なお検討してゆくことになるだろう。

当委員会で最近審議した問題の経過は概ね以上のようなものであるが、これら11項目の中で重点的に検討してゆかなければならない事項を挙げながら自由討議をしてゆきたい。

ついで、次のような意見が交された。

○ 11項目のうち完全に解決できないまでも、

一応の評価ができた事項もある。ところで、当委員会の今後の取り組みとしては、臨時行政調査会（以下「臨調」という）の動向もみながら対応の方針を決めることにしてはどうか。

- 11項目のほかに新たに12項として加えていくべき事項として、人事院の公務員制度の全面見直しという問題がある。このうち定年制の問題はすでに昭和60年度から実施ということが国会で議決されている。しかし、これは一般職の場合のことであって、大学の教官職はこの対象から除外されているのではなからうか。
- 学費の問題であるが、近年私立大学の施設、教職員の待遇とも充実してきているので、国立大学の特徴として学費は低廉にすべきではなからうか。
- 学費の問題は、臨調の動向からして来年は値上げは避けられないのではないか。むしろ上げ幅をどの位に抑えるかが問題とならう。
- 非常勤職員問題は今後の検討事項として残されているが、この問題に対する各大学の対応がまちまちの点があるので、何か参考になる事例でもあれば教えてほしい。
- そのことについては、昨年当委員会で非常勤職員の職種、勤続年数等についていくつかの大学に実態調査をお願いした結果があるので、次の機会に専門委員から調査結果を報告してもらい、今後の検討に資することにした。ただ、現在のように定削が厳しくなる

と、大学の一般業務を非常勤職員か、あるいは外注に頼らざるを得ないであろう。

- 助手の問題については、種々問題が残っていることでもあるので、今後も取り組んでもらいたい。
 - 名誉教授の選考方法について検討する必要があるのではないか。選考基準の一つとなっている勤続期間について他大学の勤務期間が通算されない場合があるので、これを統一する必要があるのではないか。
 - これは大学の自治の問題にかかわることなので、各大学が独自に調査して改善していけばよいのではないか。
 - 指定職の問題であるが、副学長にはこれが適用されていないところがある。副学長も大学を代表する立場であり、指定職にする必要があると思われるので、これの実現を図ってほしい。
 - 教官旅費についてであるが、これは年々減ってきているので、これの増額を強く要望する必要があるだろう。
 - そのためにはどの位の額が必要か調査する必要があるのではないか。
 - 大学院学生の研究旅費も実現するよう努力してほしい。
- 概ね以上のような意見交換が行われ、本日の議事を終了した。
- 今回は、9月25日（金）13時30分から開催することとした。

日時 昭和56年5月29日(金) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石塚委員長

大池, 吉田, 館, 吉利, 脇坂, 小坂, 古川各委員

堀, 尾島, 中川各専門委員

(文部省) 川村医学教育課長

医学教育に関する特別委員会

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、議題にもあるように、医学教育の改善方策、次期委員長の選任についてご協議をおねがいしたい。なお、医学教育に関する問題の説明のため文部省より川村医学教育課長が出席されているので、ご紹介する。

以上のように述べられたのち、医学教育の改善方策のうち、医師国家試験の改善検討の問題は後回しにして、まずその他の医学教育に関する諸問題から審議に入った。

【議 事】

1. 医学教育の改善方策について

(1) 医学教育に関するカリキュラムの再検討について

初めに、川村課長より次の事項について説明があった。

1) 医学教育に関するカリキュラムの根本的再検討について

富士見病院事件に関連して、国会で医学部のカリキュラムの時間数や教育内容の見直しが論議された。この問題は長期的な検討を要する問題であり、今後医学視学委員会でも検討したいと思っている。

2) 解剖体の問題について

医学部での解剖体不足に関連し、日本学術会

議では献体登録の法制化を提言している。この問題は国会でも論議されているが、現在の必要体数が適正であるなら、これの確保の方法をワーキンググループなどで検討したいと思っている。

3) 第2次臨時行政調査会での新設医科大学 附属病院に関する問題について

行財政改革の問題を審議している第2次臨時行政調査会において、歳出抑制の見地から国立大学の附属病院の必要性やそのベット数の適否などのことが論議されている。これは新設医科大学の整備に重要な関わりがあるので、何らかの対応を考えなければならない。

4) 私立医科大学における入学試験の公正確保の問題について

私立医大に関わる諸問題のうち、特に入試の公正について私立医大側の改善努力を要請している。

5) 国立大学附属病院の運営上当面する諸問題について(資料5)

附属病院の管理運営について世間の批判を受けるような事例があったが、これについては全国国立大学病院長会議で自肅が申合わされた。

以上の説明に関し、次のような意見の交換があった。

○ 先程の説明において、今回の通常国会で、富士見病院事件以来一連の病院における問題

の一つの要因として、卒前の医学教育、具体的には医学教育に関するカリキュラムの根本的な再検討の必要性について指摘があり、文部当局としても長期的展望の下に、医学視学委員会に検討を依頼したいとの話があったが、それを検討するについては現在の組織では不十分と思われるので、ワーキンググループとして専門家を加える等、組織の充実を図ることが必要と思う。

- カリキュラムの検討に際しては、現在の医学部が医師養成を目的としているのか、医学教育を目的としているのか、その点を明確にする必要がある。視点の違いによって考え方が異なってくる。
- 帝国大学令を初めとした歴史的経緯から見て、医学教育は必ずしも医師養成を目的とするものでないというのが医学部の姿勢ではなからうか。
- 医学基準協会の基準では、大学という基準の中で医師養成ということも実行できる、という趣旨であったと思う。また、大学設置審議会の「医学部及び歯学部設置基準の改善について（建議）」の中で、医学教育の目標として、前段では「確固たる倫理観に基づき、医学に関連した社会的使命を有効に遂行し得る人材を養成することを目的とする」と述べ、そして後段では「医師として最小限必要な知識・技能を体得させ……」とある。つまり、医学を修めるばかりでなく、同時に医師を養成するということであると思う。
- 医学教育のカリキュラムについての大枠の必要性は認めるが、その雛形を作ることには疑問がある。カリキュラムの組み方は、その卒業時点での到達目標に向けて、各大学の創意・工夫に委ねられるべき性質のも

のである。

- カリキュラムのことについて議論すること自体は結構である。しかし、大枠といっても講座数・授業時間数等の必要最小限の基準を、ガイドライン的に出す程度にとどまり、各大学の行う教育の中味にまで立ち入った検討は無理であろう。
- 到達目標に至る過程は種々あってよいが、到達目標については、大学、文部省、厚生省が協議のうえ明確にし、それぞれズレの生じないようすべきである。
- 先程の説明によると、解剖体の問題に関して一昨年、日本学術会議から献体登録の法制化についての提言があり、今国会でもこれに関して議論が行われ、文部省としては現在の必要体数の基準が適正か否かを検討するとともに、これに関連して解剖体の確保方策も考えるということであったが、現在、国際的に解剖実習が変ってきているので、国際的な事例等も調査したらよいと思う。
- 解剖実習なしで医者になれる国の事例もある。
- 人体の模型を作り、解剖実習に利用するなど工夫をしている大学もあり、種々調査のうえ、実習の仕方についても検討する必要があるろう。
- 先程、第2次臨時行政調査会において、58年度開院予定の福井、山梨、香川の各医科大学附属病院については病院の設置をせず近隣の国立病院を活用したらどうかという議論があるとの説明があったが、ここでの議論は流動的な要素もあり、しばらく状況を見守る方がよいと思う。もし仮にこれが具体化するなら、当委員会としても何らかの対策を講ずる必要があるろう。

- 福井、山梨、香川の各医大の附属病院がそういうことになれば、その考え方が既設の医学部附属病院に波及するであろう。そうすれば今後、施設等の整備充実が困難になる。
- 臨床医にとって修練の場のない教育は考えられない。厚生省の関連教育病院に対する考え方は診療のための病院であり、教育という要素は希薄である。関連教育病院において全ての臨床実習を行うというのは、現在の体制のままでは無理である。
- 今の指摘の問題は、文部省と厚生省が両者合同の協議会を設ける等、協力のうえ、その対策を考えるようにしてほしい。
- 附属病院を設置せず、国立病院で臨床教育を行うということになると、大学では医学の基礎的知識を与えるだけで、その後の教育は厚生省に委ねるとということにもなる。そうすると、先に提起されたカリキュラムの問題、医学部における医学教育の目的の問題とも関連し、非常に難しい問題になる。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

1)~3)の問題については、文部省の方でも本日の協議を十分に配慮のうえ検討を進められることをお願いしたい。また3)の問題については理事会でも当然問題になると思うので、各委員の考え方を反映できるよう配慮したい。

(2) 医師国家試験の改善検討について

これについて川村課長より、配付資料「医師国家試験の改善検討について（医学視学委員会小委員会意見）」「医療関係者審議会医師部会小委員会報告」「全国医学部長病院長会議医師国家試験に関する委員会の答申」「医師国家試験の改善についての意見（日本私立医科大学協

会）」（資料1～4）に基づき、これの経過説明等がなされた。

つづいて委員長より次のように述べられた。

先般、厚生省から医学部のある大学の学長宛に、医師国家試験の改善に関する意見を伺いたいという趣旨のアンケートがきた。私は当委員会委員長という立場もあり、これらについては国立大学医学部長会議等に提案し、それらの意見を十分に尊重されたい旨返事を出した。また、これは個人的見解だが、医学部長会議等と意見は違わないと思うので、特に国大協として意見を出す必要はないと考えるが、その辺各委員のご意見を伺いたい。

なお、この問題に関し厚生省より説明に伺いたい旨の申し出があったが、本日は厚生省には遠慮ねがい、文部省関係だけで隔意のない意見の交換をお願いしたい。

以上の説明に関し、以下のような意見の交換があった。

- 厚生省の改善提案の意図及びその理論について、当委員会として何らかの意見を表明するのであれば、厚生省より出席願って説明をきき、誤解の生じないよう配慮した方がよい。
- その必要があれば機会を作りたい。
- 医師国家試験を改善するということと、現行の試験実施回数年2回を1回に減らすということがなぜ連動するのか、その点がよく分からない。年2回のままではなぜ改善できないのか。
- 説得力が必ずしも十分あるとは思わないが、年2回ではより良い試験問題の作成が困難であるということも言われている。
- 医師国家試験が年1回になれば、歯科医・薬剤師等、他の国家試験にも当然影響を及ぼ

すであろうから慎重に扱うべきである。

- 今回の改善案は国家試験の質的改善が主な狙いで、そのためには現在の時間的・人材的な条件の下では無理だということであれば、年1回でも止むを得ない面もあろう。
- 厚生省としては直ちに実施したいという意向があるようだが、これについては医療関係者審議会医師部会小委員会においても消極論が強く、実施年度は58年から60年まで、いろいろな案があると聞いている。
- 学生の中には個人的な事情もあり、卒業の遅れる者もいる。国立大学側としては、それらの者に対して個々に対応している訳でもあり、特別な理由なしに年1回にするのは不賛成との意見もある。
- 先程の説明の中にもあったように、全国医学部長病院長会議でただ今指摘の問題を含め種々のことが答申されている。これらの意見を十分に尊重してもらおうよう厚生省に回答してはどうか。
- 現在の医師国家試験に対する社会の批判は、試験問題の質に対する批判であろう。そして、この質の問題は結果的には学部教育にフィードバックしてくるものであるし、やはり問題の質的充実を図ることが肝要である。そのためには、試験問題のプール制の問題、出題後に種々の人が問題に目を通すとか、採点の結果を再度見直すとか、試験問題の事前・事後の管理等、いろいろ関連する問題を総合的に考えて検討する必要がある。この社会の批判に応える責任が文部省・厚生省にあるものと思う。
- この問題を議論するには、単に試験の実施回数等現象面のことでなく、もっと深く医学教育と国家試験の関連というような本質的な

ところで把える議論が必要である。

- その意味でも、先程の説明の中にもあったような厚生省に医師国家試験改善専門委員会を設置し、広く人材を集め検討することをぜひ進めてほしいと思う。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように述べられた。

医師国家試験の改善案に関し種々ご協議いただいたが、当委員会の意見としては、本日配付の「医師国家試験に関する委員会答申（全国医学部長病院長会議）」や、その他国立大学の関連部局からの意見等、多方面の意見を出来るだけ尊重され進めてほしい旨、厚生省に申し入れることにしたい。（了承）

2. 次期委員長の選任について

石塚委員長より、来る7月21日をもって任期満了により学長を退任することになったので当委員会の次期委員長の選任についてお諮りしたいと述べられ、協議の結果、猪委員（新潟大学長）が次期委員長に選任された。

3. 委員の補充について

委員長より、既に退任された委員2名（具島・須田委員）及び近く退任される委員2名（石塚委員長・小坂委員）の計4名の欠員が生じるので、これの補充についてお諮りしたいと述べられ、協議の結果、当委員会構成の基準を参考とし、石塚委員長と次期委員長の猪委員にその人選が一任された。（その後両者で協議の結果、高安山梨医科大学長、井沢三重大学長、山村大阪大学長、福見長崎大学長の4学長が選ばれた。）

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和56年5月19日(火) 15:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 神田委員長

原田、広根、久保、須甲、天野、吉利、松山各委員

浅野、柘植、緒方、重岡各専門委員

神田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

当委員会は最近多くの委員の交代もあったので、まず各委員の自己紹介をお願いしたい。なお、これまで委員であった向坊東京大学長が退任されたがこの補充については、しばらくの間このまま欠員という形にしておきたい。

それから、このほかに、ある特定の専門分野からの委員も必要ではないかのご意見でもあれば、具体的な例を挙げていただき、それについて協議のうえ採否を決めることにしたいと思う。

【議事】

1. 今後の検討課題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

去る5月7日に小委員会を開催し、今後の検討課題について論議した結果、次のような結論を得た。

① 岳中(前)委員長のときに「一アンケート調査結果を中心とした一教養課程教育の実情」(55年11月)という報告書を公表したが、当委員会としてはこれを公表しただけでは十分であるとも言えないので、今後この報告書の評価について整理する必要があるのではないかと考えられる。

② 今後教養課程教育を論じていくためには、各委員がまず教養課程教育についての理解度を高めておく必要がある。また教養課程教育についてどのような問題点があるかということも知っておく必要がある。そこで教養課程教育に関するどのような意見でもよいから、各委員がそれぞれに意見案をまとめ、次回の委員会に持ち寄ることを宿題として課すことにしてはどうかと考えられる。

なお、この宿題については、その参考となる資料は事務局で準備し、各委員に送付することにする。また、このような参考資料には全然頼らず、各委員独自の意見をまとめられても結構である。

以上のようなことが小委員会の結論であったので、よろしくご協力を願いたい。

それから、当委員会に関連する問題として放送大学の問題があるが、これについてはいずれその総括はしなければならないと考えている。

以上のように述べられたのち、これに関して次のような意見の交換が行われた。

○ いま委員長から提言のあった宿題の意味は、当委員会は何を議すべきかについて提案することであるのか、それとも教養課程の改善案について提案せよということなのか、その趣旨はいずれにあるのであろうか。

○ これについては、「何を議すべきか」とい

うことの提案であってもよいし、また教養課程についての改善案の提案であっても結構である。何か論理的なステップを踏まえたうえでの提案であれば、議論の対象となり得るのではなかろうかと考える。

- 当委員会の今後の作業として、先に公表した報告の評価について整理するということであるが、これについては何らかのアンケート調査でもして、その結果をまとめようという考えでもあるのであろうか。
- 報告書の評価の整理については、専門委員を煩わしその手許でアンケート案をまとめて調査することにしてはどうかと考えている。
- 報告書の評価の整理の目的の一つとして次のようなことも考えられている。

この報告書は、教養部または教養課程の教育に携わっている専門委員が主になって作成したものであるが、教養部教官という立場に捉われず、努めて客観的な見地に立ってまとめたつもりである。しかし、これが専門教育の分野の立場から眺めた場合に果して妥当な内容であったかどうか、その点を正したいという意味も含まれている。

- 今度の高等学校学習指導要領の改訂に伴い、高校教育では「ゆとりある教育」という見地から、外国語の授業時間数が今までよりは若干減るようである。従って、外国語の学力は、これまでよりは低下するのではないかということも予測されるが、このような問題も当委員会として論じようというのであろうか。
- これは、教養課程の教育に関わる重要な問題である。ただ、この問題は外国語に限るわけではない。学習指導要領の改訂によって高校教育のすべての教科にわたって幾分の学力

低下は免かれないのではなかろうか。そうして、これらの影響を大学のなかで真っ先に受けるのは教養課程である。従って、教養課程のカリキュラム編成をどのようにすればよいかという問題は、今後の検討課題として提起されることになろう。

なお、この高等学校学習指導要領改訂に伴う大学の一般教育のあり方の問題については、合同小委員会（第1常置・第2常置・教養課程特別委員会の3者によって構成）において検討することになっている。

- それらの問題も重要であるが、当委員会としては当面の問題として、いま日本の大学では何をしようと考えているのか、またどのような学生を社会へ送り出そうとしているのか、これらの問題を背景としながら、大学の全体像のなかでの教養課程教育をどうすべきかということ煮詰めていくことが先決ではなかろうか。
- その問題は、医学教育という特殊の立場から、教養課程のあり方が論ぜられたことがある。医学教育学会のなかの委員会での結論では、教養関係と専門関係は、別々の大学でそれぞれ教育すべきであるということである。しかし、これは本来の医学教育あるいは一般教育という理念からは遠ざかって、ただ、単なる組織論に終わったのではないかという感がある。
- 教養課程問題を論ずるについては、文部省の方の意見も伺う必要があるから、そのような機会も設けてもらいたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられて本日の議事を終了した。

次回の委員会は、6月総会前に開くのは無理であるので、7月に入ってから開くことにしたい。そうして、その際にはさきほど宿題として

課した教養課程教育に関する意見の原案をそれぞれの委員が持ち寄って検討することにした

大学格差問題特別委員会

日時 昭和56年6月15日(月) 13:30~15:00
場所 学士会分館3号室
出席者 丸山委員長
畑, 野村, 猪, 神田各委員
下沢, 川口各専門委員

丸山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、大学格差問題に関して、配付した「討議資料(案)」を基にご協議願うのであるが、その前にこの討議資料のなかにも掲げている「複合学部独立の促進と独立後の整備」「人文・社会系学部の大学院設置」に関わる問題について要望書を提出してはどうかと考え、その要望書案「人文・社会系学部の拡充整備についての要望」をお手許に配付した。そこでまずこれについてご検討を願い、それから「討議資料案について」下沢専門委員から説明を伺い意見の交換をすることにしたい。

以上のように述べられたのち、前回の議事要録の朗読があり、これを承認して議事に入った。

【議 事】

1. 「人文・社会系学部の拡充整備についての要望(案)」について

配付の原案について検討を行い、その一部を修正のうえこれを今総会に提出することを承認した。

2. 格差是正の問題について

初めに下沢専門委員から、配付資料「討議資料(案)」を基に次の諸点について説明があった。

- (1) 国立大学の現状調査と昭和51年度資料の対比。
- (2) 人文・社会系学部の大学院設置状況。
- (3) 本委員会のこれまでのアプローチ。
- (4) その成果。
- (5) 残された諸問題。
- (6) 現状の認識。
- (7) 解消策(地方大学の役割・構成員たる教官の問題)
- (8) 要求事項として考えられる諸問題について。

以上のような説明があったのち、これらの問題に関し次のような意見の交換が行われた。

- 討議資料に掲げられている「残された諸問題」のなかには、第1常置委員会の範疇に属する問題と重複する問題もあるのではなからうか。
- この「残された諸問題」のなかの大学院の問題等は第1常置委員会でも検討されている問題であり、これ等については、同委員会ともよく連絡を取りながら進めることにしたい。

○ ところで、「私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案」の今後の見通しはどのような状況であろうか。

○ この改正法案は議員立法によって提出された法案であるが、今後の見通しは明らかではない。しかし、いずれにしても、このような法案が提起されたことは、国立大学にとってはマイナスの方向を示すことだと思われる。

また、臨時行政調査会（臨調）の論議で、国立大学の事務機構の合理化を厳しく指摘しているので、例えば、学部改組の場合に、大学側が要求している事務機構を分離するというようなことは望めないのではなかろうか。

以上のような意見のほか、臨調の情勢について種々論議があり、さらに次のような意見が交された。

○ ところで、この委員会の今後の問題であるが、この討議資料に示されている「残された諸問題」もさることながら、「現状の認識」についてももっと突っ込んだ議論が必要ではなかろうか。

○ その「現状の認識」の問題であるが、これ

はこの委員会としては、今後とも取り上げていくべき問題であると考え。

例えば、共通第1次学力試験実施以降、有名校でも地方大学の場合では、試験合格者の入学辞退が増加するという傾向がでている。このような現象についても調査検討する必要があるのではなかろうか。

○ これは学生の多くが都市志向型であるという傾向の現われの結果ではなかろうか。

○ 共通1次試験の実施に関連して、いま一つ考えられることは、受験産業によって大学の格付けがなされているということである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ、本日の議事を終了した。

明日から開催される総会に本日ご承認頂いた「人文・社会系学部の拡充整備についての要望」（案）を提出することにする。なお、当特別委員会の今後の作業としては、引続き大学格差問題について検討することを報告することにする。

日 時 昭和56年6月15日(月) 10:30~12:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 広根委員長

松田、木村、丸山(代:豊川)、林、岡、吉武各委員長、沙藤、東各専門委員

(文部省側) 田保橋情報図書館課長、田中専門員

図書館特別委員会

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに広根委員長から委員長就任の挨拶があったのち、本日の議事について次のように述べられた。

本日の議題としては(1)大学図書館の昭和57年度予算に関する要望書について、(2)今後におけ

る検討課題について、の二つの事項についてお諮りすることになっているが、その協議に入る前に田保橋情報図書館課長ならびに田中専門員から来年度の図書館に関する概算要求の基本方針および大学図書館の当面する課題等についての文部省側のお考えを伺うことにしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議 事】

1. 大学図書館の昭和57年度予算に関する要望書について

初めに文部省側から次のように述べられた。

明年度の概算要求に関しては、例年にないきびしい財政事情のなかにあつて、しかも、臨時行政調査会の行財政建て直しの緊急措置の検討が進められているという状況もあつて、昨年比伸率0%に抑えられることも予想される。したがつて、文部省関係では昨年度要求との関連で考えれば、人件費は学年進行と新設医大附属病院の分だけでも伸率をオーバーすることになるのではなからうか。また、経費の面では、歳出の削減に伴う見直しとして国立学校では教官定員の削減、事務機構の整理統合等がでてくるものと予想される。このような状況のなかで大学図書館についての文部省（情報図書館課）の考えとしては、学術情報システムを早期に発足させることに明年度要求の全部を集約したいと考えている。大学図書館の整備充実についてはいろいろな要望もあろうかと思うが、とにかく各大学の既存のシステムを整備していくと同時に、学術情報システムの実現にもちこむというかたちをとることを考えている。そうして、当面これを最重点項目というかたちで進めていかないと、これが早期実現は望めないと思う。また、これとの関連事項として、各大学の情報処理センターおよび大型計算機センターの財源をどのように拡充するかという問題が相対的な問題として当然にでてくるので、場合によってはこれも同時に繰り込んで要求することにならうかと考えられる。

なお、参考資料としてお手許に「昭和56年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表」ならびに「学術情報システム」関係のものを3部配付してあるので、ご一読いただきたい。

以上の説明に引続き配付資料の概要の説明があつた。

これに関して次のような意見交換が行われた。

- 文部省側の説明からすれば、図書館の設備費も削減されることになりそうであるが、この点についてはどのような考えがあるのであろうか。
- 設備費については、緊縮財政下における考え方としては、この経費は事業費と異なり図書館の生活そのものに直接の影響があるわけではないから、黒字財政に転ずるまでの間は減らしておく。そうして、黒字財政になれば元に復活させればよいということである。

ついで、昭和57年度の図書館予算に関する要望について、委員長から次のように述べられた。

例年であれば、大学図書館に関する来年度の概算要求については、6月総会において、この要望書の文案作成と提出時期は委員長に一任の了承を得たのち、当委員会の小委員会において、9月頃に前年の要望書を参考にして文案をまとめ、国大協の一般概算の要望書とともに文部省その他の関係機関にこれを提出していた。ところが今年は、先程の文部省側の説明にもあつたように、臨時行政調査会の動きなどもあるので、今回の総会に第6常置委員会から提案される一般概算の要望書も、例年のものとはその内容形式ともかなり異なるものとなるのでは

ないかと予想される。そこで当委員会としてもこのような状況をふまえ、またそれと平仄を合わせた要望書を提出すべきではないかと考え、午前中に小委員会を開催して検討を行った。その結果、お手許に配付した「学術情報システムの実現に関する要望について(案)」というものをまとめてみたので、これを基にご検討をお願いしたい。

以上の提言があったのち、原案の朗読があり、ついで、沙藤、東両専門委員からこの要望案をまとめるに至った経緯の説明があった。

つづいて要望書案の検討に入ったが、その主な意見を要約すると以下のとおりである。

- ① 昨年までは、図書館予算の充実、職員の待遇改善及び増員というように、大学図書館の当面する固有の問題について要望していたが、これらの要望事項は未だ十分満されたわけではないので、国大協としては今回もこの要望書を提出する際に、これらの差し迫った問題について少なくとも口頭による要望はすべきであろう。
- ② 今回の要望は「学術情報システムの実現」ということを重点とするということであるが、これには大型計算センターの充実が不可欠の問題であるので、大型計算センターの充

実の問題についても国大協はいずれかの委員会において取り組まなければならないであろう。

その他原案の二、三の個所について語句の修正が施されたのち、この要望書(案)を総会に提案することが承認された。

2. 今後の審議事項について

これについて委員長から次のように述べられた。

当委員会として大学図書館の問題について今後取り組むべき課題は何かという問題があるが、本日はこの問題に立ち入る時間的余裕がないので、いずれ改めて委員会を開催して各委員の意見を伺うことにしたい。なお、今回から専門委員の交代もあったので、総会後に一度小委員会を開催して、図書館現場が現にかかえている問題、ならびに大学図書館の将来の展望等について、また当特別委員会の姿勢として期待するものは何かなどの点について、ある程度整理してみたいと考えている。

以上のように述べられたのち、沙藤隆茂(東大図書館事務部長)、東米吉(千葉大図書館事務部長)両専門委員の紹介があり、本日の議事を終了した。

日 時 昭和56年 5月11日(月) 13:30~15:30

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 (文部省側)

諸沢, 宮地, 松浦, 吉田, 鈴木, 植木各委員

齋藤, 勝谷, 岡林各専門委員

阿部, 大崎各審議官

(国大協側)

香月, 沢田, 畑, 平野, 宮沢各委員

望月, 平間, 石塚各専門委員

特別会計制度協議会

議事に先立ち、議長互選の協議に入り、香月委員(国大協会長代理)が選ばれ、議長から次のように挨拶が述べられた。

本日は、文部省より「昭和57年度国立学校特別会計予算の概算要求」に関し協議会開催の申し越しがあったのでお集まりいただいた。また、既に成立をみた本年度予算の概要についても、この機会にご説明願いたい。

なお、向坊隆(前)会長(前東京大学長)の退任に伴い、その補充のため「会長指名の委員」として、平野龍一東京大学長を新たに本協議会の国立大学側の委員にご委嘱したのでご了承願いたい。また、第6常置委員会委員長として本協議会の委員となっておられた今村北海道大学長には4月末をもって退任され、代って畑群馬大学長が委員長に就任されたので、ここにご紹介する。

ついで、諸沢事務次官から次のような挨拶があった。

初めに、昭和56年度予算について若干ご報告申しあげる。昭和56年度予算は4月2日に参議院本会議において可決成立した。また鳴門教育大学・鹿屋体育大学・香川大学法学部の創設、千葉大学人文学部の改組、東京大学宇宙航空研究所の国立大学共同利用機関(仮称:宇宙科学研究所)への改組等を内容とする国立学校設置

法の一部改正が4月14日成立、順調に滑り出している。

なお、56年度予算編成に当たっては、国の厳しい財政事情を反映し、定員・予算等の面で大変厳しい状況であったが、国大協とも極力連絡をとり、また要望を配慮しつつ、国立大学の教育研究に必要な不可欠なものは確保できたものと考えている。これはひとえに各大学のご協力の賜ものであり、この機会に厚くお礼を申しあげる。

次に昭和57年度予算についてご説明申しあげる。既に新聞報道等にてご承知の通り、昭和57年度は例年のない超緊縮財政が見込まれ、加えて本年3月第2次臨時行政調査会が発足し、そこでの審議事項も行財政の政策面に影響を及ぼすであろうから、当然、来年度予算は非常に厳しいものになることが予想される。現在、この調査会は2つの特別部会に別けられ審議が進行しているが、明日からはその一つの特別部会で文部省関係のヒアリングも行われる予定である。ここでは、国・地方を通じての予算の削減・節約、あるいは組織の合理化・効率化等の見直しが検討されるわけであるが、行政管理庁としては、遅くとも7月中旬までに57年度予算編成に関わるものについては中間報告を提示してもらい予算に反映させるとの意向である。

一方、大蔵省も57年度予算編成作業が非常に

困難なことが見込まれるので、当然例年より早く、今のところ6月初めにも、対前年度伸び率ゼロのシーリングを設定することが予想される。文部省としても、これにどう対応するかは非常に困難な課題であるが、国立大学については、従来より高等教育の整備充実とか重要基礎研究、国際交流等計画的に進めてきたわけであり、今後とも極力努力したい。しかし他方、既配置定員の弾力的運用とか振替え問題、あるいは各方面における予算の節約等、各大学にも全面的なご協力をお願いしたい。

従来、来年度予算の編成については具体的な方針を明示して審議いただいているが、今回はこのような状況のためそれが出来ないの、担当の局長及び関係担当官より現状をご説明し、それについてのご意見を伺い今後の作業の参考としたいのでよろしくお願いする。

【議 事】

1. 昭和56年度予算について

初めに、国立大学側を代表して議長より次のように述べられた。

昭和56年度予算については、例年にならぬ厳しい財政事情の下で、文部当局が種々ご努力とご苦勞を重ねられたことに対し、この機会に厚くお礼申しあげる。

つづいて、文部省側から配付資料に基づき、昭和56年度予算の大綱につき説明が行われた。

ついで、これに関し主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- 国際機関の開催する集會に参加する際の分担金について

2. 昭和57年度国立学校特別会計予算の概算要求について

初めに文部省側より、来年度予算に関連して、政府の動向・方針、大蔵省の見解、ならびに第2次臨時行政調査会で審議が予測される事柄とそれに対する文部省側の姿勢、その他国会における「放送大学法案」及び「私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案」について、現況の説明がなされたのち、これらに関して主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- 新設医科大学の計画的整備の必要性について
 - 国立大学教官定員と人材養成（後継者養成）との関連について
 - 国立大学の質の充実と教官層の厚さとの関連について
 - 国立大学における基礎研究の重要性について
 - 教育行政の長期的施策の必要性について
 - 授業料の学部間格差の問題について
 - 国立大学内部からの改革について
 - 遊休土地の問題について
 - 社会構造の変化に伴う新しい需要と既存のものとの関連について
 - 6月上旬に予定される大蔵省のゼロシーリング設定について
 - 57年度予算の国立大学の全員に対する浸透について
 - 第2次臨時行政調査会の審議の進め方とその対応について
- 以上をもって本日の議事を終了し閉会した。

特別会計制度協議会

日時 昭和56年6月13日(土) 10:00~11:30

場所 文部省第1特別会議室

出席者 (文部省側)

諸沢, 宮地, 吉田, 鈴木, 植木各委員

島田, 齊藤, 勝谷, 岡林各専門委員

阿部, 大崎各審議官, 野村教育施設部長, 川村医学教育課長, その他

(国大協側)

香月, 沢田, 畑, 平野, 宮沢各委員

望月, 平間, 石塚各専門委員

香月議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、臨時行政調査会（臨調）の問題及び去る6月5日に行われた昭和57年度の概算要求についての閣議了解事項等について文部省から説明を伺い、これについてご審議をお願いする。

ついで諸沢事務次官から次のような挨拶があった。

本日の会合の趣旨は議長から述べられたとおりであるが、その前に、去る6月4日の国会において放送大学学園法案が成立したことをご報告する。

なお、放送大学の学生受入れ時期については、目下行財政改革問題に取り組んでいる臨調の審議のなかでは、もう少し繰り延べてはどうかという意見もあるようである。なお、臨調の状況は、目下審議の最中であるが、第1特別部会では、国立大学に関係ある問題として新しい学部の新設の抑制、育英奨学資金のあり方、あるいは授業料値上げの問題というようなことが議題として取り上げられている。また、第2特別部会の方では、国立大学の教官の定員削減の問題、事務機構の合理化あるいは社会の状況に即応した学部学科の転換というようなことが論

題となっている。

このような状況の中での57年度における予算編成であるから、ゼロシーリングという極めて厳しい査定監査規定を至上命題として行わなければならない現状である。

なお、来年度の文部省関係の定員要求についても、その数は56年度定員要求数の2分の1にしてほしいということである。この点について、この要求数が無理であるということを文部省側としても強く申し入れをしたのであるが、各省庁一率にして例外は認めないということである。その結果、来年度の文部省の定員要求数は、2,550名ということになる。しかし、この要求数自体が非常に無理な数であるということが考えられる。

以上のように定員、予算共に大変困難な事態に至っているため、その辺の事情をよくご理解のうえ、よろしく明年度の予算編成についてご協力願いたい。

以上のような挨拶があったのち協議に入った。

【協 議】

○ 昭和57年度概算要求について

初めに植木会計課長から、予算のシーリング

および定員の問題等について、臨調の論議も踏まえつつ資料「昭和57年度の概算要求について」を基に具体的に説明があった。

ついで、これに関し主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- 57年度の定員、機構の要求について
- 大学院の増設の問題について
- 議員立法（私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案）が今国会で廃案となったが、今後のその見通しについて
- 学年進行に伴う定員数だけでも3,000名程度の人員を要する状況の中での人員確保の対処について

○ 私立学校助成金のカットと関連して授業料値上げが予想されるがその見通しについて

○ 科学研究経費、施設整備費等の今年度のあり方について

○ 今後の国立大学の入学定員増についての見通しについて

以上のほか、沢田委員より、臨調の現段階での審議状況について説明があり、若干の意見が交された。

なお議長より、昭和57年度予算に関する要望書については予定どおり関係各省庁へ提出することになっている旨の報告があり、以上をもって閉会した。

第68回総会国立大学協会事業報告

(注) 第67回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (61回)

1. 第67回総会

- 55. 11. 11 (火) 第1日
- 11. 12 (水) 第2日
- 11. 13 (木) 創立30周年記念式典

2. 事務連絡会議

- 55. 11. 12 (水) 幹事会
- 11. 14 (金) 第34回事務連絡会議

3. 理 事 会

- 55. 11. 11 (火)
- 56. 2. 18 (水)
- 4. 21 (火)
- 5. 29 (金) 委員等選考役員会
- 5. 29 (金)

4. 常置委員会 (27回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 最近において取り上げて審議してきた問題には、①「高等教育の計画的整備」に対する見解のまとめ、②学部改組に伴う事務組織の問題、③大学院の拡充整備に関する調査研究、④高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方、等の問題があるが、④の問題を除く他の問題については、ひとまず審議を打切ることとした。なお、②の問題については、これに関するアンケートの結果を関係大学に送り、参考に供することとした。

当面の問題としては、放送大学学園法案が成立した段階で、放送大学の実施面、運用面について国立大学側として希望すべき事項があればそれを取りまとめ、文部省に提出することとしている。

また、今後の検討課題としては、上記④のほか、「大学における教育・研究のあり方」について検討を行う予定にしている。

(委員会開催状況)

- 56. 1. 30 (金) 小委員会
- 5. 19 (火) 教養課程に関する特別委員会との合同会議
- 5. 19 (火) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入試改訂」の問題を、一昨年12月より、本委員会の下部組織である「入試教科目改訂専門委員会」を中心に検討を続け、本年11月総会を日途に「試験教科目についての中間報告」を取りまとめることにしている。そのため、予めその素案について各国立大学にアンケート調査を行う一方、全国7地区に設置されている「地区連絡協議会」に対し討議資料を提供することとしている。

また、56年度の共通1次試験が終了した段階で、その結果を基に問題点の検討を行い、来年度の共通1次試験の実施方針を内定した。なお、その際、共通1次試験の教科間の配点に軽重をつけて利用することに関し、各大学に配慮を促すことにした。

さらに、予て一部地区の大学より要望のあった「共通1次試験の受験の地域割りの問題」について検討し、「試験場問題に関するガイドライン」をまとめ、これに該当する大阪府と京都府、兵庫県と鳥取県の間の「行政区域をこえた試験場設定」を57年度より実施する方針とした。

また、予てからの宿題であった私立大学の共通1次試験参加の問題について検討し、「私立大学の共通1次試験参加に関する原則」をまとめ、これに則り、予て参加を希望していた産業医科大学の57年度よりの参加を認める方針とした。

(委員会開催状況)

- 55. 11. 11 (火) 常置委員会
- 11. 20 (木) 入試教科目改訂専門委員会
- 12. 16 (火) 小委員会
- 56. 1. 20 (火) 入試教科目改訂専門委員会
- 2. 3 (火) 常置委員会
- 3. 23 (月) 入試教科目改訂専門委員会
- 4. 28 (火) 入試教科目改訂専門委員会
- 5. 11 (月) 小委員会
- 5. 11 (月) 常置委員会
- 5. 28 (木) 入試教科目改訂専門委員会
- 6. 3 (水) 入試教科目改訂専門委員会小委員会
- 6. 15 (月) 常置委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 予てからの懸案であった「留年問題」について集中的に審議することとし、まずその実情を調査するため、昨年10月本委員会所属の各大学に対し予備的な第1次調査を行った。この調査結果を基に、さらに第2次調査を行うこととし、全国立大学に対し留年の実態を調査する一方、本委員会所属の各大学に対しさらに詳細な実情を調査することとし、その調査票の作成を進めている。

また、大学卒業予定者のための就職事務に関する問題、ならびに就職に関わる差別の問題(特に同和問題)について、就職問題懇談会(国公立大学・高専11団体の集まり)における論議を基に審議を行い、懇談会の方針に沿って実施されるよう各大学に協力を依頼した。

(委員会開催状況)

- 56. 1. 26(月) 小委員会
- 2. 16(月) 小委員会
- 2. 16(月) 常置委員会
- 4. 21(火) 小委員会
- 6. 15(月) 常置委員会

(4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学生の厚生に関する諸問題の改善(厚生補導に関する施設の基準面積の改正、共同利用研修施設の整備充実、奨学制度の拡充等)について要望を行い、引き続きその推進を図っている。

なお、「学生教育研究災害傷害保険」の制度が発足してから今年で4年を経過したので、1ラウンドした時点でその実情を調査し、その運営の改善に資することとしている。

(委員会開催状況)

- 56. 6. 15(月) 常置委員会

(5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 例年実施している外国学長の招致について、文部省とも協議し、本年度はカナダより大学長3名を10月14日より2週間に亘り招待する予定で準備を進めている。その成案がまとまり次第、「カナダ国大学学長招待準備委員会」(委員長は会長)を結成し、具体的な実施計画を立て、受入れ体制を整えることにしている。

その他、56年度国際交流関係予算に関し文部省側より説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

- 56. 5. 28(木) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 本委員会の主要な担当事項である大学財政の問題については、文部省より来年度の特別会計予算概算要求の方針について説明をきき意見交換を行うとともに、来年度予算が極めて厳しい状況に置かれている点に鑑み、「昭和57年度予算に関する要望書」を早急に取りまとめ、関係方面に対し国立大学側の意向を伝えることとした。

また、給与問題については、目下人事院において検討が進められている「国家公務員制度の見直し」(国家公務員の給与体系の抜本的改正)の動きに対応し、国立大学側としての意見の取りまとめを進めることとする一方、このような状況を踏まえつつ、例年提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の取りまとめを行った。

その他、昨年夏の第66回総会において本委員会に検討を委託された「各省庁職員の非常勤講師任用の問題」(最近、各省庁職員を非常勤講師に招へいすることが困難となってきたことへの対策)、および「国立大学における勤務時間のあり方の問題」についても検討し、前者については文部省に善処方を求める一方、関係各省庁に対し協力方の要請を行った。また、後者については、差しあたりこの問題の中の一事項である「共通1次試験に関連する職員の代休制度」のことについて検討することとし、各大学に対しその実情と意見についての調査を行った。その結果、共通1次試験業務に従事する職員に対し代休制度を導入することについては賛否両論がみられたため、この問題については結論を保留することとした。

(委員会開催状況)

- 56. 2. 18 (水) 小委員会
- 2. 18 (水) 常置委員会
- 4. 21 (火) 給与問題小委員会
- 5. 8 (金) 常置委員会
- 5. 25 (月) 大学財政小委員会

5. 特別委員会 (13回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の振興を図るため、大学図書館の充実整備に緊急な事項について検討し、これについて要望を行う予定である。また、今後の検討課題について審議した。

(委員会開催状況)

- 56. 3. 7 (土) 特別委員会
- 6. 15 (月) 特別委員会

(2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 目下関係機関において検討が進められている医師国家試験改正の問題について検討するとともに、医学教育の改善に関する諸問題について討議した。

(委員会開催状況)

56. 5. 29 (金) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月に取りまとめた調査研究報告書「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」に基づき、教員養成の改善充実に関する要望書を取りまとめ、今総会(第68回総会)の承認を得てこれを文部省に提出することとした。

また、今後の検討課題について検討し、教員免許制度・資格制度の問題について調査研究を進めることとした。

(委員会開催状況)

- 56. 1. 16 (金) 小委員会
- 1. 16 (金) 特別委員会
- 4. 17 (金) 小委員会
- 4. 17 (金) 特別委員会
- 5. 30 (土) 小委員会

(4) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月「教養課程に関する調査報告書」を取りまとめたが、その中に提起されている問題を更に検討し、教養課程のあり方について研究を続けることとした。

また、放送大学が設置された際における放送大学と既存大学の教養課程教育との関わりについて、第1常置委員会とともに審議を行ったが、この問題について更に検討を続けることにした。

なお、高等学校学習指導要領改訂に伴う教養課程教育のあり方について、引続き第1常置委員会、第2常置委員会との連携の下に審議を行うこととしている。

(委員会開催状況)

- 56. 5. 7 (木) 小委員会
- 5. 19 (火) 第1常置委員会との合同会議
- 5. 19 (火) 特別委員会

(5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続けているが、今後大学院の整備の問題と複合学部独立の促進と独立後の整備の問題を重点に検討を進めることにしている。

(委員会開催状況)

- 56. 5. 28 (木) 打合会
- 6. 15 (月) 特別委員会

6. 特別会計制度協議会

(主要審議事項) 「国立学校特別会計制度協議会運営方針」に基づき、文部省と国大協との間で予算問題に関する協議会を開催しているが、今期は去る5月11日と6月13日に会議を開催し、文部省側から「昭和56年度予算の概要」と「昭和57年度概算要求編成方針案」について説明をきき、意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 56. 5. 11 (月) 協議会
- 6. 13 (土) 協議会

7. その他の諸会合

- 55. 12. 2 (火) 就職問題懇談会小委員会
- 12. 9 (火) 日教組との会見
- 56. 1. 28 (水) 中央雇用対策協議会拡大幹事会
- 3. 18 (水) 就職問題懇談会
- 3. 28 (土) 日教組との会見
- 4. 20 (月) 日教組との会見
- 5. 8 (金) 日教組との会見
- 5. 20 (水) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 6. 10 (水) 大学関係7団体との会見

II 要望書その他の諸活動 (14件)

対外的諸活動

- 55. 11. 13 第67回総会 (55. 11. 11~12) において決議された「医学教育の充実振興についての要望書」について、総会終了の翌日、香月副会長および石塚医学教育特別委員会委員長が同道して加地行政管理庁事務次官、篠沢大蔵省主計局文部主計官にそれぞれ面会し、趣旨説明のうえこれを提出した。
- 56. 3. 11 近時、各省庁職員の非常勤講師招へいが困難を来している実情に鑑み、この事態の解決に資するため、会長名をもって関係各省庁に対し、大学教育に対する理解と協力を求める趣旨の要望書を送付した。
- 56. 4. 10 国立学校設置法の一部改正案 (国立大学の 신설や学部、学科又は大学院の増設、定員増等の規制を内容とするもの) が議員立法として国会に提案される情勢にある由聞き及んだので、文部大臣に対し、この立法措置に対しては慎重に配慮されるよう要望することとし、4月10日畑理事 (群馬大学長) と石塚事務局長が同道して諸沢事務次官に面会し、趣旨説明のうえ要望書を提出した。

56. 6. 3 行政改革構想の一環として国家公務員の定員要求抑制が強力に 進められる情勢にある由聞き及んだので、行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を理解して格別の配慮をされるよう要望することとし、6月3日畑第6常置委員会委員長と石塚事務局長が同道して佐倉行政管理局長に面会し、趣旨説明のうえ要望書を提出した。

○各国立大学への意見照会等

55. 11. 28 第2常置委員会では「昭和57年度から新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入試改訂」について、昭和57年11月を目途にその構想の取りまとめを行っているが、その過程で各国立大学に意見を徴する関係から、各大学のこの問題に関する検討組織の現状を把握する必要があるため、斎藤委員長より各国立大学長に対し「大学入試改訂問題についての各大学の検討組織」についての調査を依頼した。
55. 12. 1 第6常置委員会では、第66回総会（55年6月）において提起され、第6常置委員会に検討を委託された「国立大学における勤務時間のあり方」の問題に関し、その中の一事項である「共通第1次学力試験に関連する職員の、いわゆる代休制度」について検討を行うことになり、このため共通1次試験実施の際の教職員の勤務実態ならびにそれらの職員に対する代休制度の導入に関し、今村委員長より各国立大学長に対し調査を依頼した。

○資料・連絡強化等

55. 11. 19 第67回総会（55年11月）において決議された「医学教育の充実・振興についての要望書」の処理について、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
56. 2. 26 大学卒業予定者のための就職指導の改善等——学生が就職するに際し、本人の資質・能力に関係のない形式的理由による差別を受けることのないよう（特に同和地区の卒業生に対し）、就職指導および就職事務を適正に行うこと——に関し、会長名をもって各国立大学長あて配慮方を依頼した。
56. 3. 9 各省庁職員の非常勤講師併任の問題に関し、文部省に対し善処方を要望したところ、文部省側においてもこのことにつき然るべき配慮をすることの了解を得たので、この旨事務局長より各国立大学事務局長あて事務連絡した。
56. 3. 17 上記の各省庁職員の非常勤講師任用の問題について、関係各省庁に対し、大学側の要請に協力されたい旨の要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
56. 3. 17 中国における「日本の大学出版図書展覧会」開催に関し、大学出版部協会からの要望に添い、大学が出版する学術図書その他学内刊行物を同協会に提供されたい旨、会長名をもって各国立大学長あて依頼した。
56. 4. 13 新規大学卒業予定者の就職のための採用選考開始時期等に関し、就職問題懇談会（国公立大学・高専11団体の協議機関）の申合せに基づき適切に処置されたい旨、会長代理

名をもって各国立大学長あて通知した。

56. 4. 13 「国立学校設置法の一部改正案」が議員立法として国会に提案される情勢にある由仄聞したので、文部大臣に対し、慎重な考慮を求める趣旨の要望書を緊急に提出したことに
関し、会長代理名をもって各国立大学長あて報告した。

56. 6. 3 行政改革構想の一環として国家公務員の定員要求抑制を強力に進める情勢にある由仄聞したので、行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を理解のうえ格別の配慮をされた
い趣旨の要望書を緊急に提出したことに関し、会長代理名をもって各国立大学長あて報告し
た。

III 要望書等の受理

受付日	提出団体	要望事項	関係委員会
55年			
10. 30	日本私立医科大学協会	共通1次試験参加希望実現依頼	第2常置
11. 1	大学関係7団体	教職員・学生の生活を守る統一要求	第1・2・3・4・6各常置、教員養成特別委
11. 10	第13回国立15大学人文系学部長会議	教育実習経費について	第6常置、教員養成特別委
11. 11	日教組大学部	国大協総会にあたっての要望	各学長
11. 17	OD問題の解決をめざす若手研究者団体連絡会	OD問題について	第1・第6常置
11. 27	産業教育振興中央会	推薦入学制の採用・拡大について	第2常置
12. 8	第31回新制大学農学部協議会	予算、研究旅費、非常勤講師旅費の増額	第6常置
12. 9	日教組大学部	定員・教育予算増	第6常置
12. 12	第4回国立大学46工学系学部長会議総会	光熱費増額、博士課程設置促進、修士課程助手の調整手当等	第1・第6常置
12. 13	全学連	授業料、奨学金、厚生施設予算等	第4・第6常置
12. 19	6大学教養部長・事務長会議	教官定員、事務機構整備、校費増額等	第1・第6常置 教養課程特別委
56年			
1. 14	一般教育学会	一般教育学会への協力・支援依頼	教養課程特別委
2. 17	日本私立医科大学協会	共通1次試験参加について	第2常置
2. 19	神奈川県立高等学校校長会	共通1次試験会場について	第2常置
2. 20	国立9大学理学部長会議	教育補助員制度について、若手研究者の確保、助手の講師化	第1・第6常置
4. 1	日教組・高教組	入試改善について	第2常置
4. 1	日本相談学会・日本進路指導会	教育職員免許法改訂について	教員養成特別委
5. 30	大学関係7団体	教職員・学生の生活を守る統一要求	第2・3・4・6各常置

IV 刊行物

56. 2 会報第91号

56. 6 会報第92号

諸 会 合

(昭和56年5月～8月)

- | | | |
|---------|-------|-------------------|
| 5. 7(木) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 5. 8(金) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 5.11(月) | 10:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 5.19(火) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 5.25(月) | 14:00 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |
| 5.28(木) | 10:30 | 第5常置委員会 |
| | 14:00 | 入試教科目改訂専門委員会 |
| 5.29(金) | 10:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 13:00 | 委員等選考役員会 |
| | 14:00 | 理事会 |
| 5.30(土) | 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 6. 3(水) | 10:00 | 入試教科目改訂専門委員会小委員会 |
| 6.13(土) | 10:00 | 特別会計制度協議会 |
| 6.15(月) | 10:30 | 第4常置委員会 |
| | 10:30 | 図書館特別委員会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 13:30 | 大学格差問題特別委員会 |
| | 14:00 | 第2常置委員会 |
| 6.16(火) | 10:00 | 第68回総会(第1日目) |
| | 12:00 | 理事会 |
| 6.17(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:00 | 第68回総会(第2日目) |
| 6.18(木) | 18:00 | 幹事会 |
| 6.19(金) | 10:00 | 第35回事務連絡会議 |

旱魃の生態

京都大学理学部教授

伊谷 純一郎

*

1980年の西北ケニアの旱魃は、一世紀に一度あるかないかという熾烈なものだった。トゥルカナ族はこの旱魃をロピアルと呼んだ。人も家畜も死滅するという意味である。ピアフラの飢饉は政治災害であったが、これは自然災害であった。

宗教団体や UNICEF が救援に乗り出したが、被害者が遊牧民であるということは、衝に当たった人々を困惑さ

せたにちがいない。私も、救援物資の主体をなす穀粉はその栄養上の疑問と同時に、畜乳を主食とする彼らの伝統的な食生活に悪影響を及ぼすのではないかという危懼をもった。彼らに農耕を強い定住させることが最善策と考えられ、飢えた人々を駆り集め乾いた大地にモロシの種子を播かせた。そのはかなさを誰よりもよく知っていたのは彼らだったろう。苗はあっという間に枯れ、計画は挫折したという。

トゥルカナの4分の1が死亡したという。家畜も小ハードはことごとく姿を消し、200頭以上のハードも半数以下に減ってしまった。家畜数だけが旱魃への対抗手段であったという事実は銘記しておいてよい。この半砂漠では農耕は通用しない。この旱魃は牧畜生活を破綻させたのだが、彼らは今後も牧畜に頼って生きてゆく以外に道はないであろう。そして、生態学的見地に立った反省材料が全くないわけではないと、私は思うのである。

彼らは、山羊、羊、牛、駱駝、驢馬の5家畜を、それぞれの生態的条件に合わせて、分散させて放牧している。ブラウザーの駱駝と山羊は乾燥した中央部低地でも飼養できるが、グレイザーである牛は西部山地帯と北部平原の禾本（イネ）に頼っている。旱魃はまず仔畜の生命を断ち、母乳を涸らせ、主食を断たれたトゥルカナは家畜を食いつぶしてゆくという悪循環を続けていった。こうして減少の一途を辿った家畜の歩留りは、彼らの各家畜に対する価値観を反映している。1978年の平常時の頭数を基準として、1980年の9月時点の歩留りを見ると、牛70%、山羊54%、駱駝41%、羊7%で、彼らが羊、駱駝、山羊の順に食べてゆき、牛を極力温存しようとしたことが示されている。ところが、乾燥に最も強い耐性をもつのは駱駝なのである。旱魃のさ中にも、駱駝だけは乳を出していた。今日のトゥルカナの山羊・牛型の牧畜を、駱駝・山羊型に切り替え、駱駝の数を極力殖やすことを基本にすれば、あの旱魃といえども切り抜けることができるのではないだろうか。

要 望 書

国立大学の定員要求について（要望書）

昭和56年6月2日
国立大学協会会長代理
香 月 秀 雄

新聞等の報道に依れば、57年度の定員要求枠を昨年度より半減することが伝えられている。臨時行政調査会による行政改革の基本方針については、当国立大学協会としても十分検討し、その趣旨は尊重すべきものと考えている。このため、新規事業について他省庁同様厳しいシーリング枠が課せられることも止むを得ないものと考えている。

しかし、国立大学の場合、過年度に増募した学生数が学年進行により増加する事情があり、又、新設医科大学の病院は臨床教育に欠かせず、年次計画的な整備を怠ることは不可能である。これら教育研究上の責任を果たす上で、これらの定員増は不可欠のものであるという前提で取り扱われるよう格段の配慮をお願いしたい。

（国立大学関係）

57年度シーリング予定	約2,550人（昨年度要求の半分）
57年度必要予定数	約3,700人
（内訳）学 年 進 行	約2,200人
病院年次計画	約 800人
そ の 他	約 700人（昨年度要求の半分）

（要望書提出先：中曽根行政管理庁長官）

昭和57年度予算に関する要望書について

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香 月 秀 雄

昭和57年度予算に関する要望に関し、このたび当協会は第68回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

昭和57年度予算に関する要望書

昭和57年度予算の編成にあたり、政府が財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることに敬意を表するものでありますが、国立大学予算に関し仄聞するところのいくつかの措置については、わが国の大学教育と学術研究に重大な支障を来たすおそれがあるものと強い危惧の念を抱か

ざるをえません。

国立大学が国民の期待と社会の要請に応じて、その責務とする教育・研究の水準を維持し、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせにできないことであります。そのためには、長期的な観点から計画的に十分な予算措置を講ずる必要があることは言うまでもありません。一時的な財政再建等の理由からそれをなおざりにすることは、当面の教育・研究の水準の維持を困難にするだけでなく、禍根を将来に残すものと言わざるをえません。

国立大学予算を主たる内容とする国立学校特別会計は、あくまでも区分会計であり、その運用にあたって独立採算の観点をとらないことは、その発足時から確認されてきたところであります。その性格からして、同会計は基本的に一般会計からの繰入金によって支えられるべきであり、繰入金は国立大学の拡充に応じて増額されるべきものであります。ところが近年、繰入金の伸びが鈍化し、他方で授業料等の収入が増加したため、繰入金の同会計収入中にしめる割合は、減少しつつあります。

近年の国立大学予算の伸びは、時代の要請に応じて新增設された大学・学部等の予算を除けば、きわめて低く、物価・公共料金の上昇に追いつかず、そのため大学内部での経費節減の努力にもかかわらず国立大学財政はかなり苦しい事態に立ち至っております。かかる事態のもとで、かりにも一般会計からの繰入金の減額が図られるようなことがあってはならず、むしろその大幅な増額こそ必要であります。

他方、授業料については、すでに昭和54年12月18日付要望書において述べましたように、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって、単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義に基づく専門分野間格差の導入は、認めがたいことであります。実際にも最近数年の増額によって授業料等の負担はすでにかんがりの水準に達しており、単なる財政収支の改善の観点からその増額が図られてはなりません。

国立大学の組織・運営や施設・設備の利用について改善すべき点が多々あることは十分に認められるところであり、われわれもその改革に努力を重ねております。重要なことは、国立大学の組織・運営の改革は、あくまでも大学の使命である教育・研究の効果的な遂行という観点からなされるべきであり、大学の特殊性を無視した一般的な行政の効率化という観点からなされてはならないことであります。

たとえば、最近の社会と学術の進展に対応した講座・学科目等の新增設または改組は、大学自体の組織改革の要求の結果でもありますが、その多くは定員振替によって、しかも不完全な形でなされており、教職員定員上の制約がむしろ組織改革による教育・研究の合理化を妨げている面があります。

また、最近増設された、あるいは新增設が準備されている大学・学部・附属病院は、いずれも社会の要請に応じて長期的観点から計画的に新增設が図られたものであり、もし学年進行による定員増が抑制されてこれらの計画が中断されるならば、国家的見地からみた教育・研究の進展に

重大な支障を来たさざるをえません。附属病院を関連教育病院等で代用することも事実上不可能であります。

施設・設備についても、教育・研究を効果的に進めるために、その更新と計画的整備が必要とされておりますが、その際、現在一見遊休化しているとみられる施設・設備も、むしろ経常的経費が十分でないためにその効率的利用が妨げられている面が多いのであります。

なお、当協会としては職員定員の削減による不足が大学の教育・研究に著しい支障を及ぼしている点につき、かねがねこれに対する配慮を要望してまいりました。仄聞するところによると、国家公務員の定員削減を、現在まで対象外とされていた国立大学教官、医師、看護婦等医療職員にも及ぼすとの見解が示されている由であります。この件については国立大学の整備充実に基本的な支障をきたすことは明白であり、教育・研究分野の特性を損じ、自主的な大学改革を妨げる結果となることを深く憂慮するものであります。

教官を始めとして医師、看護婦要員等の定員削減については、これに応じ難いことを強く表明します。

以上、若干の重要な事項に即しつつ、国立大学予算の特殊性とその充実の必要性を述べてきましたが、一時的な行財政の縮減の必要から、長期的視野に立ってその向上が不断に図られるべき大学の教育・研究に禍根を残すことのないよう重ねて強く要望するものであります。

（ 田 中 文 部 大 臣
要 望 書 提 出 先 : 渡 辺 大 蔵 大 臣
中 曾 根 行 政 管 理 庁 長 官
土 光 臨 時 行 政 調 査 会 会 長 ）

臨時行政調査会に対する要望書

昭和57年7月6日
国立大学協会会長
平 野 龍 一

最近発表された貴調査会の第一、第二特別部会報告によると、国立大学の管理運営に関する基本的な問題に触れる幾つかの疑問点がみられ、特に次の諸点については強い危惧の念を抱いております。

- 1 学生納付金の“引上げ”を明示している点
- 2 育英奨学事業について“措置をとる”としている点
- 3 教官、看護婦を定員削減の対象としている点
- 4 国立大学、学部等の新增設、入学定員の増員を“見送り”としている点

これらについては、先の要望書に理由を挙げこれに強い疑問を申し述べたところでありませぬ。

貴調査会が財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることには敬意を表するものでありますが、国立大学がわが国の高等教育の中核として機能するためには、どのような事態においても長期的な観点に立った施策が必要であることは言うまでもありません。

先に列記した幾つかの事項について、さらに慎重な検討を加えられるよう重ねて強く要望します。

(要望書提出先：土光臨時行政調査会会長)

課外活動施設・設備の整備に関する要望書

昭和56年6月16日

国立大学協会会長代理

香月 秀雄

国立大学における厚生補導に関する施設・設備については、昭和40年2月に大学学術局学生課がその内容と標準的な面積・員数等を明らかにして、各大学に学内施設整備の目標を提供しています。

大学における課外活動は、学生が自主的に相互研鑽のために、学生自らの責任において行うもので、大学が援助を行うのは、課外活動が正規の授業と表裏の関係にあつて、その充実が大学教育を充実させるものであるとの観点に立つからであります。

課外活動施設・設備の充実・整備が、国の予算によって実施される教育投資である以上、その投資が効率良きものとなるように努力が払われなければならないし、その施設の利用にはおのずから制限があり、施設・設備の規模・機能面の工夫、管理・運営面の検討が必要であることは言うまでもありません。

国立大学協会は、かねてより課外活動施設の整備・充実について要望してきましたが、昭和50年以降逐次整備の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。しかし、未だ「40年基準」に達していない大学や、プレハブ建物や老朽建物の転用で有効健全といえない施設をかかえている大学が多いのが現状であります。

つきましては、これらの施設・設備の一層の整備を図り、学園生活を豊かなものにするため、とくに次の諸点につきまして格段の配慮をされるようお願いいたします。

- 1 「40年基準」でも絶対量は不足しており、とくに複数キャンパスを抱える大学にあつては、運用面でその不足が累加されていますので、基準面積の改訂・基準の弾力的な運用を図っていただきたい。
- 2 プレハブ建物や老朽建物の転用等の施設については、火災・盗難等の管理面上の問題がありますので、可及的速やかに改築・移築を推進していただきたい。
- 3 分散キャンパスを抱える大学の場合、体育を正課として持たない部局のキャンパスにおける体育系施設の不備は無視できないものがありますので、用地の確保を含めてこうした施設の充実を推進していただきたい。
- 4 文化系サークル共用施設が、ややもすると一括して論ぜられていますが、芸術系とそれ以外

の文化系に分けて考えるのが実際的であると思われます。また、音声管理を必要とする施設については、大学周辺の地域社会や研究・教育施設との関連で地理的・質的な配慮も必要と思われます。かような点から単に量的な問題にとどまらず、質的内容についても十分な配慮をいただきたい。

- 5 体育系施設には更衣室・シャワー室・器具庫等の付設が必要であり、文化系施設にもロッカー室のみならず器具庫としての機能をもった部屋の付設が必要ですので、こうした整備も推進していただきたい。
- 6 管理・運営面の事務が支障なく行えるために、サークル共用施設等に人員配置を必要とすることがあると考えられますので十分検討していただきたい。

(要望書提出先：田中文化大臣)

国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香月 秀雄

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をじゅうぶんに考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

なお、既設の施設の充実ならびに管理要員の定員化についてもご配慮くださるようお願いいたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用するほか、その余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利

用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め少なくとも3,000m²
- (3) 敷地は、上記の目的を達成するためにじゅうぶんな用地

3 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を定員化する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

(要望書提出先：田中文化大臣)

大学及び大学院の奨学制度についての要望書

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香月 秀雄

我が国の奨学制度は、昭和19年日本育英会法が制定されて以来、優秀な学生、生徒で経済的理由のため修学困難な者に学資を貸与して教育の機会均等を図り、我が国の学術文化の発展に資するという重大な使命を果たしてまいりました。

この間、その特典により修学を終えた者及び修学中の者の数は313万人に達し、教育界、産業界等に有為な人材を送り、今日の日本の発展の基礎となっていると言っても過言ではありません。

国立大学協会は、この観点と現実に立脚して、毎年関係方面に奨学制度の拡充を要望してきました。伝えられるところによりますと、我が国財政再建のため行財政全般にわたる見直しが行わ

れ、奨学制度についても有利子化の導入及び返還免除制度の廃止等が検討されているやに聞いております。これらの措置は、奨学制度の根幹にかかる問題であり、従ってその検討に当っては、関係各界の意見を十二分に徴せられる等慎重な御配慮を賜わり、冒頭に記した奨学制度の成果をふまえ、その規模のいっそうの拡充を計られるよう要望いたします。

(要望書提出先 : 田 中 文 部 大 臣
渡 辺 大 蔵 大 臣
土 光 臨 時 行 政 調 査 会 会 長
小 林 日 本 育 英 会 会 長)

学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香 月 秀 雄

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小、本人の等級号俸の如何にかかわらず、すべての併任学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

(要望書提出先：田中文部大臣)

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香 月 秀 雄

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第68回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

大学教官の待遇は、その職務の特殊性と専門性を十分に配慮して決定されなければならないと考える。それは、大学教官は、高度かつ専門的な学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究

成果を不断に摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく職責を負い、この研究成果にもとづいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な責務を有しているからである。

国立大学教官の待遇は年々、徐々にではあるが改善されてきたが、未だそれは十分であるとはいいがたく、そのために、大学は有為な人材を確保できる状態にはおかれていない。

この点に十分配慮され、つぎの諸点につき特段の措置を重ねて強く要望する次第である。

1 俸給体系の是正を図りながら俸給水準の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引上げるよう特段の配慮を引続き要望する。と同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高俸給に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性も高い。近年、この点については若干改善されてきているが、引続き、この方向での改善を図られたい。

これなくしては、大学は高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の水準を不断に引き上げることも困難であるといわざるをえない。

そのさい、つぎの点をとくに配慮されたい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も、2等級とし、両等級の一本化を図ること。これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職→俸給表の等級数の縮減を図ること。

2 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験、実習、フィールド・ワークなど多様な職務を長時間にわたって遂行するなどの特別な負担がある。

よって、このさい、こうした職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されることをとくに配慮されたい。

3 部局長（学生部長を含む）のすべてについて指定職の適用を図ること。

部局長は、その職責からして指定職の適用を受けるべきものであるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長が指定職の適用を受けているわけではない。

よって、このさい、大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用できるよう措置されたい。

なお、これを実現するためには指定職の定数の大幅増が必要であるが、この経過期間中の暫定措置として、指定職の適用を受けられない部局長については、現行の管理職手当の支給率を、均衡上、大学本部の部長なみの20パーセントに引き上げることを強く要望する。

4 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、評議員、

全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化しうえで管理職手当を適用するようとくに配慮されたい。

5 研究教育関係職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ、近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇は十分ではなく、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は「研究技術専門官」職階という別建の俸給表の新設を内容とする待遇改善案を昭和53年度にまとめ、関係機関へ「要望書」を提出した。

これについては、関係機関では、具体的実現の方向で準備作業に取りかかれたと聞いているが、これを早急に実施されるよう特段の配慮を強く要望する。

なお、これと類似の職責を大学に勤務する職員が遂行している実情にかんがみ、これらの職員にも特別の配慮を要望する。

(要望書提出先：田中 文部大臣
藤井 人事院総裁)

教員養成の改善充実に関する要望書

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香月 秀雄

国立大学協会は、予てより、大学における教員養成の重要性に鑑み、その改善充実に関する研究調査を行って参りました。

このたび、教員養成制度特別委員会におきましては、「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」の調査検討の結果を別冊のようにとりまとめました。

つきましては、この調査検討の結果に基づき、一般大学・学部における教員養成の改善充実と教育系大学・学部の大学院の設置促進につき、特段の配慮をされるよう、ここに要望いたします。

記

1 教職課程の整備・充実

近年における教職志望者の増加と教員養成の質的改善の緊要な課題に対応する施策として、教職課程センターの設置、教職課程担当教官の増員、事務機構の整備とくに教職主幹の設置等、教

職課程の整備・充実をはかること。

2 教育実習諸経費の充実

一般大学・学部における教育実習希望の増加と教育実習校の負担増を考慮し、教育実習諸経費とくに教育実習委託謝金、教育実習校への巡回指導・連絡に要する教官旅費および教育実習協力校に対する配慮ならびに教育実習の連絡・協議に関する地域協議会の運営諸経費等の予算上の措置を充実すること。

3 教育系大学・学部の大学院の設置促進

教育系大学・学部の大学院の設置を促進するために学部の整備充実をはかるとともに、多様な大学院の設置について弾力的な配慮を行うこと。

(要望書提出先：田中文化大臣)

学術情報センターの設置に関する要望書について

昭和56年6月16日

国立大学協会会長代理

香月 秀雄

国立大学協会は、大学の教育・研究における大学図書館の役割の重要性にかんがみ、かねてより図書館特別委員会を設け、大学図書館の在り方について検討を行うと共に、その整備充実のために、特段のご配慮を要望して参りました。

ついては、このたび昭和57年度予算編成期に当り、別紙のとおり「学術情報センターの設置に関する要望書」を提出いたしますので、よろしく御配慮のほどをお願いいたします。

学術情報センターの設置に関する要望書

学術研究に係わる各種の情報は、近年著しく膨大化し、それらを適切に蓄積・管理して迅速・円滑な利用を可能にする学術情報システムを確立することは、学術研究の進展のため不可欠の要件である。学術研究における最も枢要な地位を占める大学は、学術情報の中心的利用者層としての研究者群を擁し、学術情報の収集・蓄積においてもまた他に比肩するものない大きな役割を有している。当協会が、かねてより、大学図書館の改善を重視し、意を用いてきたのもその故である。さきに学術審議会は文部大臣に対し、「今後における学術情報システムの在り方について」を答申したが、その骨子は、大学図書館を全国的学術情報システムの構成要素として位置づけるとともに、同システムの中核的機関を新たに設置することにより、効率的なシステムを形成するという構想である。当協会は、その実現に対し深い関心と期待を寄せるものである。

このシステムの中核機関としての学術情報センターの設置は、学術情報システム形成の成否を制するものであり、大学図書館の果たすべき機能の拡充に寄与するところ極めて大であると考え

る。よって、国の財政逼迫の今日ではあるが、本センター設置の早期実現のため、格段の御配慮を敢て要望する。

(要望書提出先：田中文字部大臣)

人文社会系学部の拡充整備についての要望

昭和56年6月16日
国立大学協会会長代理
香月 秀雄

人文社会系学部の拡充整備については、文部省におかれてもかねがね努力されているところであり、深く感謝するものであります。

しかしながら、理科系学部に比して人文社会系学部の基盤の整備は、はるかに遅れており、例えば、別添資料に示すとおり、修士課程については、いまだに設置されていない学部が多数あり、また、大学によっては人文社会系学部の設置を期待しながら実現をみていない大学もかなり存在しております。

いまや、地方国立大学における人文社会系学部の新設、整備並びに修士課程の設置は、地域的にも学問分野の上でも均衡のとれた国立大学の質的向上を図り、国民の高等教育に対する要望に応えるために緊急の課題であります。

厳しい情勢下ではありますが、格段の御配慮を賜りますよう強く要望します。

(要望書提出先：田中文字部大臣)

(別添資料省略)

ま

るごとつかむ生体作用

——研究室雑感——

東京大学医学部講師
松原 純子

浴槽ほどもある水槽に魚を飼い放射能を溶かし、魚による放射能のとりこみ具合を毎日測る。そのデータを手廻し計算機に入れ、ガチャガチャと一日中廻して疲れはてて帰宅する生活の中で、若い頃の私は何か物足りなさを感じたものだった。生き物のメカニズムは複雑だ、もっと中味を知りたいというもどかしさと、もっと高級な格好良い道具立ての揃った研究室で仕事したいという甘えがあったのだと思う。その後、東大応徴研を皮切りにベルギーやアメリカの研究室で仕事した数年間は、細胞下レベルのミクロな

現象を調べるための武者修行をする絶好の機会だった。超遠心分離器や各種の計器を使って核酸や酵素を取り出したり、それらの機能を測定したりする生化学的手法は、小ぎれいに仕事をまとめることができ私を有頂天にした。

しかし、医学の対象はつまるところ人間だ。ミクロな系を相手にするにしても、もっと全体との関連の中で仕事したい、一保健学徒として自分達の健康と直接関連のあるテーマを選びたいという気持を捨て切れない。そうこうするうちに、試験管をふるミクロな手法を使うにしろ、統計的データ処理に終始するマクロな手法を使うにしろ、環境と生体とのかかわりを科学したい、特に昔とった杵柄で、金属と生体とのかかわりを調べることに身を挺したいと思うようになった。水俣病やイタイイタイ病の不幸な経験は未だ頭から去らない。それだけ恐いことをする金属だからこそ、微量でも重要な役割を演ずる他の必須金属との関係が一体どうなっているのか、そこに限りない興味を覚える。微量のカドミウムがもたらす中毒のメカニズムを明らかにするには、必須金属であるカルシウムによる代謝調節のメカも知る必要があるのだ。

金のなさ、研究設備の貧しさにつきまとわれながらもその興味が続いているのは、人為的刺戟と情報を得やすい環境に身を置いているせいだ。自前の研究設備はなくても、その気になれば他の施設の設備を使わせてもらうことは可能だ。だから仕事の低調さを物のせいにははいけないというたてまえにすがって、相変らず人海戦術の実験を続ける昨今である。

何百匹ものねずみに放射線をあて、いろいろな金属元素を同時に与えながら、その死亡を観察しているうちに、亜鉛が放射線障害を防護する事実に出遭った。亜鉛というごく普通の金属の放射線防護作用が、今迄全く注目されなかったのは何故だろうか。それは、亜鉛の作用が細胞レベルでは働かず、むしろ全身機能の調整すなわち内分泌機能に深くかかわっていることに関係するように私は思えてならない。科学的=分析的手法という伝統に逆らって、全身レベルの影響を数でこなしアプローチしようと思ってきた私達に、自然は大きな謎を明かそうとしてくれている。そのまると(全身レベル)の生体作用のメカニズムを解明することこそ私の願いであるが、これは手ごわい。細かく分解すれば霧散してしまう全体的効果なるものをどう把握し、如何なる科学の言葉になおせるか、世界の学会にどう発表できるか、今後の課題はいよいよ険しい。

資 料

共通第1次学力試験の成績の利用について（通知）

昭和56年6月4日
国立大学協会
第2常置委員会委員長
斎藤進六

共通第1次学力試験と第2次試験による国（公）立大学の入学者選抜は、3回を無事に経過しましたが、この制度の成否は、各大学が自主的に定める第2次試験のあり方にかかるところが極めて大きいことをご承知のとおりであります。

第2次試験のあり方については、先に国立大学協会会長から、慎重にご検討くださるよう格別のご配慮を連絡しましたが（53.6.6国大協総第57号）、これに沿って各大学がさまざまな工夫改善に努められていることについては、深く敬意を表する次第であります。

ところで、第2次試験のあり方を研究するに当たっては、その一環として、共通第1次学力試験の成績の利用についても、更に独自の方法が考慮されることが望ましいと考えます。このことについては、すでに共通第1次学力試験の発足の際、①学部・学科の性格等に応じ、この試験の成績を教科ごとに軽重をつけて見ることができ、②ただし、特定の教科の成績を全く見ないとする（0点とする）はしないこと、③軽重をつける場合には募集要項等であらかじめ志願者に周知させることが望ましいこと、などが共通的に了解されており、昭和56年度の入学者選抜においては、国立23大学71学部（公立10大学17学部）が、共通第1次学力試験の教科間の配点に軽重をつけて利用されているところであります。

この方式によれば、共通第1次学力試験の成績と第2次試験の成績の双方を有機的に組み合わせ、総合判定を行うというこの制度の趣旨をより一層高めることができると考えられます。つまり、大学の学部・学科の特色等に応じた能力、適性あるいは目的意識をもった学生を受け入れることに資するという効果が期待されると思います。

以上述べたとおり、この方式はすでにかかなりの大学・学部で行われていることでもありますが、共通第1次学力試験と第2次試験とによるこの制度の運営の上で有効でありますので、広く研究されることが望ましいと考えます。去る5月11日開催の当委員会でのことについて協議しました結果、この方式の実施に当たっては下記によることが適当であるとの結論を得、5月29日開催の理事会でも了承されましたので、ここに改めてご通知し、格別のご配慮をお願いする次第であります。

記

- (1) 共通第1次学力試験の得点に軽重を加える措置は、教科単位で行うべきものであること。

(科目単位とする場合には、2科目選択解答を要する教科の試験の際、受験生が重みの大きい科目により多くの解答時間を費すなどのおそれがあり、試験の公平性に問題が生じる。)

- (2) 特定の教科の得点に軽重を加える場合には、そのことを募集要項等に記載し、あらかじめ志願者に周知させることが望ましいこと。(実施しようとする場合には、その前年の7月末までに発表する各大学の入学者選抜要項に記載することが望ましい。)
- (3) 教科間の軽重をどの程度にするかについて一律の基準を設けることは困難であるが、その比率のとり方によっては、重みの小さい教科の試験の意味が損なわれるおそれがあることを考慮の上、当該学部・学科の目的・性格に立脚して検討する必要があること。また、そのほか検討に当たっての留意点としては、当該教科についての共通第1次学力試験と第2次試験との間の試験時間数、試験方法(客観式、叙述式など)、出題科目数、出題範囲・程度などの相互の関連を挙げることができること。

備考

参考資料として添付した昭和53年6月24日付け第2常置委員長名通知の「特定の教科・科目」とあるのは、上記(1)の趣旨で「特定の教科」と理解することが適切と考えますので念のため申し添えます。

参考事項

共通第1次学力試験と第2次の学力検査との出題範囲・程度の関連

- (1) 国語、社会及び外国語については、出題範囲は共通第1次学力試験と第2次の学力検査とで実際的には重複すると考えられるが、異なるところは客観テストであるか、叙述テストであるかということになる。
- (2) 数学については、共通第1次学力試験は数学Ⅰ(ごく少数は数学一般)の段階にとどまっているので、第2次の学力検査が対象とする数学Ⅱあるいは数学Ⅲに比べ明らかに低い水準にとどまっている。

共通第1次学力試験は、数学Ⅰについての客観テストであるので文科系学部志願者については識別性のある検査結果が得られると考えられるが、自然系学部についてはその識別性は相当程度低くなることは否めない。更に叙述テストによる利点を求めることはできない。

- (3) 理科については、客観テスト及び叙述テストによる立場のほか、共通第1次学力試験は、それぞれの科目の必修である「Ⅰ」の段階に限定しているため、自然科学に対する学力水準は「Ⅱ」に比し低い点がありうるほか、むしろ出題分野が異なっているところに重要な課題がある。このことは、自然系学部においては検討する必要があると思われる。

大学設置審議会（大学設置分科会）委員について

当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員の須田前神戸大学長の後任として、8月1日付榊豊橋技術科学大学長が発令された。

学長委員の常置委員会出席旅費について

昭和56年6月16日
第68回総会

常置委員会に出席する学長の旅費については、予算の範囲内において、「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」（昭53.11.29制定）に準じ支給することができるものとする。

名 簿

昭和56年 8 月28日現在

理 事 会

○印は常置委員長を兼任

会 長	平野 龍一	東 京 大
副会長	香月 秀雄	千 葉 大
〃	沢田 敏男	京 都 大
理 事	有江 幹男	北 海 道 大
〃	大池弥三郎	弘 前 大
〃	○前田 四郎	東 北 大
〃	○畑 敏雄	群 馬 大
〃	○斎藤 進六	東 京 工 大
〃	宮沢 健一	一 橋 大
〃	猪 初男	新 潟 大
〃	金子 曾政	金 沢 大
〃	館 正知	岐 阜 大
〃	飯島 宗一	名 古 屋 大
〃	山村 雄一	大 阪 大
〃	堯天 義久	神 戸 大
〃	小西 俊造	山 口 大
〃	岡 芳包	徳 島 大
〃	幡 克美	香 川 大
〃	神田 慶也	九 州 大
〃	福見 秀雄	長 崎 大
〃	中村 末男	大 分 大
第3常置委員長	広根徳太郎	山 形 大
第4常置委員長	野村 正七	横 浜 国 大
第5常置委員長	西川 義正	帯 広 畜 産 大
監 事	福田 信之	筑 波 大
〃	吉田 久	東 京 医 歯 大

常 置 委 員 会

第1常置委員会 (大学の組織・制度)

委員長	前田 四郎	東 北 大
委 員	黒田 一秀	旭 川 医 大
〃	○長谷 章久	埼 玉 大
〃	山本 正男	東 京 芸 大
〃	谷 初蔵	東 京 商 船 大
〃	井上 茂	お 茶 の 水 大
〃	○宮川 公男	一 橋 大
〃	川上 正光	長 岡 技 科 大
〃	館 正知	岐 阜 大
〃	吉利 和	浜 松 医 大
〃	川崎 源	滋 賀 大
〃	○山田 敏郎	京 都 大
〃	山村 雄一	大 阪 大
〃	山田 一郎	島 根 大
〃	大藤 真	岡 山 大
〃	岡 芳包	徳 島 大
〃	福見 秀雄	長 崎 大
〃	石神 兼文	鹿 児 島 大
専門委員	下沢 隆	埼 玉 大 教 授
〃	坂井 光夫	東 京 大 学 教 授
〃	安盛 岩雄	東 京 工 大 教 授
〃	遠藤 輝明	横 浜 国 大 教 授
〃	高田 敏	大 阪 大 教 授
〃	望月哲太郎	東 京 大 事 務 局 長

第2 常置委員会(学科課程・入学試験等)

委員長	齋藤 進六	東京工大
委員	吉田 正夫	室蘭工大
"	○帷子 康雄	弘前大
"	伊藤巳喜夫	福島大
"	秋田 康一	茨城大
"	福田 信之	筑波大
"	猪 初男	新潟大
"	金子 曾政	金沢大
"	五十嵐直雄	福井大
"	○丸井 文男	名古屋大
"	井沢 道	三重大
"	脇坂 行一	滋賀医大
"	谷口 澄夫	兵庫教育大
"	深瀬 政市	島根医大
"	○片山 嘉雄	岡山 大
"	幡 克美	香川 大
"	浅原 照三	九州工大
"	松山 公一	熊本 大
専門委員	安部 北夫	東京外語大教授
"	小林 啓美	東京工大教授
"	松井 栄一	京都教育大学教授
"	金子 照基	大阪大学教授
"	猪岡 武	大阪教育大学教授

第3 常置委員会(補 導)

委員長	広根徳太郎	山形大
委員	小池東一郎	北見工大
"	大池弥三郎	弘前大
"	○木下 明	筑波大
"	世良晃志郎	宇都宮大
"	須甲 鉄也	埼玉大
"	町田 正治	山梨大
"	柳田 友道	富山大
"	高瀬 武平	福井医大
"	林 保	京都教育大
"	○水野 克彦	大阪大
"	南 正巳	神戸商船大
"	野本 尚敬	愛媛大
"	森本 正紀	高知医大
"	沢田 龍吉	福岡教育大
"	吉武 泰水	九州芸工大
"	○永松 政俊	佐賀大
"	古川 哲二	佐賀医大
専門委員	根本 松彦	一橋大事務局長

第4常置委員会（学生の厚生）

委員長	野村 正七	横浜国大
委員	○村尾 誠	北海道大
〃	岡路 市郎	北海教育大
〃	原田 三郎	岩手大
〃	吉田 久	東京医歯大
〃	天野 慶之	東京水産大
〃	辰野 千寿	上越教育大
〃	平松 博	富山医薬大
〃	○鈴木 寛	金沢大
〃	丸山 健	静岡大
〃	吉田徳之助	京都工織大
〃	○百々 和	神戸大
〃	池田 芳次	和歌山大
〃	綾部 正大	鳥取大
〃	西沢 弘順	高知大
〃	山川 寛	佐賀大
〃	中村 末男	大分大
〃	玉井 達二	宮崎医大
専門委員	小路 敏彦	長崎大教授
〃	根本 松彦	一橋大事務局長

第5常置委員会（大学間の協力）

委員長	西川 義正	帯広畜産大
委員	長谷部亮一	小樽商大
〃	大塚 徳郎	宮城教育大
〃	坂本 是忠	東京外語大
〃	平島 正喜	電気通信大
〃	○細谷 千博	一橋大
〃	加藤 静一	信州大
〃	飯島 宗一	名古屋大
〃	橘瓜 貞雄	愛知教育大
〃	榊 米一郎	豊橋技科大
〃	伊地智善継	大阪外語大
〃	堯天 義久	神戸大
〃	小林 章	奈良教育大
〃	小西 俊造	山口大
〃	三善 正市	宮崎大
〃	○柿本 大老	鹿児島大
〃	宮城 健	琉球大
専門委員	篠沢 公平	筑波大事務局長

特別委員会

第6常置委員会（大学財政）

委員長	畑 敏雄	群 馬 大
委員	有江 幹男	北海道大
"	荒井 武	東北大
"	梅津 良之	秋田大
"	松田 智雄	図書館情報大
"	大石嘉一郎	東京大
"	阿部 猛	東京学芸大
"	諸星静次郎	東京農工大
"	宮沢 健一	一橋大
"	高安 久雄	山梨医大
"	高梨 昌	信州大
"	武藤 三郎	名古屋工大
"	阪田 卷蔵	大阪教育大
"	後藤 和夫	奈良女子大
"	頼實 正弘	広島大
"	砂田 輝武	香川医大
"	神田 慶也	九州大
"	中塚 正行	大分医大
専門委員	塩野 宏	東京大教授
"	大川 政三	一橋大教授
"	慶谷 淑夫	東京工大助教授
"	望月哲太郎	東京大事務局長
"	平間 巖	東京医歯大事務局長
"	荻原 博達	千葉大事務局長
"	舟橋 昭夫	東大庶務部長

医学教育に関する特別委員会

委員長	猪 初男	新潟大
委員	大池弥三郎	弘前大
"	吉田 久	東京医歯大
"	高安 久雄	山梨医大
"	館 正知	岐阜大
"	吉利 和	浜松医大
"	井沢 道	三重大
"	脇坂 行一	滋賀医大
"	山村 雄一	大阪大
"	古川 哲二	佐賀医大
"	福見 秀雄	長崎大
専門委員	堀 原一	筑波大教授
"	尾島 昭次	岐阜大教授
"	中川 米造	大阪大教授

教養課程に関する特別委員会

委員長	神田 慶也	九州大
委員	原田 三郎	岩手大
"	広根徳太郎	山形大
"	須甲 鉄也	埼玉大
"	久保 彰治	東京大教授
"	斎藤 進六	東京工大
"	天野 慶也	東京水産大
"	吉利 和	浜松医大
"	林 保	京都教育大
"	幡 克美	香川大
"	松山 公一	熊本大
専門委員	柘植 利之	名古屋大教授
"	緒方 直彦	九州大教授
"	重岡 和彦	熊本大教授
"	浅野 博	筑波大教授

大学格差問題特別委員会

委員長	丸山 健	静岡大
委員	畑 敏雄	群馬大
〃	須甲 鉄也	埼玉大
〃	阿部 猛	東京学芸大
〃	野村 正七	横浜国大
〃	猪 初男	新潟大
〃	金子 曾政	金沢大
〃	野本 尚敬	愛媛大
〃	神田 慶也	九州大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
〃	遠藤 輝明	横浜国大教授
〃	川口 勝彦	静岡大事務局長

図書館特別委員会

委員長	広根徳太郎	山形大
委員	大塚 徳郎	宮城教育大
〃	松田 智雄	図書館情報大
〃	斎藤 進六	東京工大
〃	木村 増三	一橋大教授
〃	野村 正七	横浜国大
〃	丸山 健	静岡大
〃	林 良平	京都大教授
〃	山村 雄一	大阪大
〃	岡 芳包	徳島大
〃	吉武 泰水	九州芸工大
専門委員	長沢 雅男	東京大助教授
〃	東 米吉	千葉大図書館事務部長
〃	沙藤 隆茂	東京大図書館事務部長

教員養成制度特別委員会

委員長	井沢 道	三重大
委員	岡路 市郎	北海教育大
〃	岩下新太郎	東北大教授
〃	伊藤巳喜夫	福島大
〃	須甲 鉄也	埼玉大
〃	椎名 萬吉	千葉大教授
〃	阿部 猛	東京学芸大
〃	橋爪 貞雄	愛知教育大
〃	山浦 武雄	名古屋大教授
〃	川崎 源	滋賀大
〃	小林 哲也	京都大教授
〃	小林 章	奈良教育大
〃	後藤 誠也	鳥取大
〃	岡 芳包	徳島大
〃	沢田 龍吉	福岡教育大
〃	神田 慶也	九州大
〃	岡本 洋三	鹿児島大教授
専門委員	山田 昇	和歌山大教授
〃	片山 嘉雄	岡山大教授

教職員の厚生等に関する特別委員会

委員	平野 龍一	東京大
"	香月 秀雄	千葉大
"	沢田 敏男	京都大
"	野村 正七	横浜国大
"	畑 敏雄	群馬大

科学技術行政特別委員会

委員	平野 龍一	東京大
"	香月 秀雄	千葉大
"	沢田 敏男	京都大
"	前田 四郎	東北大

研究所特別委員会

委員	平野 龍一	東京大
"	前田 四郎	東北大
"	香月 秀雄	千葉大
"	沢田 敏男	京都大
専門委員	荒 松雄	東京大教授
"	積田 亨	"
"	河田 幸三	"

入試教科目改訂専門委員会

委員長	斎藤 進六	東京工大
委員	猪 初男	新潟大
"	喜多 英明	北海道大
"	帷子 康雄	弘前大
"	高野 文彦	筑波大
"	中谷林太吾	東京医歯大
"	安倍 北夫	東京外大
"	福原 敏彦	東京農工大
"	末松 安晴	東京工大
"	堀部 政男	一橋大
"	奥田 真丈	横浜国大
"	丸井 文男	名古屋大
"	松井 栄一	京都教育大
"	片山 嘉雄	岡山大
"	吉村 朔夫	鹿児島大

大学運営協議会

委員長	(会長)	平野 龍一	東京大
委員	(副会長)	沢田 敏男	京都大
"	(副会長)	香月 秀雄	千葉大
"	(第1常置委員長)	前田 四郎	東北大
"	(第2常置委員長)	齋藤 進六	東京工大
"	(第3常置委員長)	広根徳太郎	山形大
"	(第4常置委員長)	野村 正七	横浜国大
"	(第5常置委員長)	西川 義正	帯広畜産大
"	(第6常置委員長)	畑 敏雄	群馬大
"	(北海道・東北地区選出委員)	梅津 良之	秋田大
"	(関東・甲信越地区選出委員)	松田 智雄	図書館情報大
"	(関東・甲信越地区選出委員)	山本 正男	東京芸術大
"	(中部地区選出委員)	吉利 和	浜松医大
"	(近畿地区選出委員)	伊地智善継	大阪外語大
"	(中国・四国地区選出委員)	深瀬 政市	島根医大
"	(九州地区選出委員)	吉武 泰水	九州芸術工科大
臨時委員		林 良平	京都大教授
"		山田 敏郎	京都大教授

特別会計制度協議会

	(文部省側委員)	
	文部事務次官	諸沢 正道
	○大学局長	宮地 貫一
	○学術国際局長	松浦泰次郎
	○管理局長	柳川 覚治
	○官房長	鈴木 勲
	○官房会計課長	植木 浩
	(国立大学協会側委員)	
	東京大学長	平野 龍一
	○千葉大学長	香月 秀雄
	京都大学長	沢田 敏男
	○群馬大学長	畑 敏雄
	一橋大学長	宮沢 健一
	(専門委員)	
	高等教育計画課長	島田 治
	大学課長	斎藤 諦淳
	研究機関課長	勝谷 祐一
	会計課副長	岡林 隆
	東京大学事務局長	望月哲太郎
	東京医歯大学事務局長	平間 巖
	国立大学協会事務局長	石塚龍之進

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
旭 川 医 科	山田 守英	黒田 一秀
名 古 屋	石塚 直隆	飯島 宗一
和 歌 山	筒井 信定	池田 芳次
高 知	山岡 亮一	西沢 弘順
宮 崎	井上 由扶	三善 正一

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長 (会長代理)	香月 秀雄 (千葉大)	平野 龍一 (東京大)
理 事	須甲 鉄也 (埼玉大)	宮沢 健一 (一橋大)
〃	丸山 健 (静岡大)	金子 曾政 (金沢大)
〃	井沢 道 (三重大)	館 正知 (岐阜大)
〃	綾部 正大 (鳥取大)	小西 俊造 (山口大)
〃	竹山 晴夫 (広島大)	岡 芳包 (徳島大)
〃	山岡 亮一 (高知大)	幡 克美 (香川大)
〃	松山 公一 (熊本大)	福見 秀雄 (長崎大)
〃	井上 由扶 (宮崎大)	中村 末男 (大分大)

○ 大学運営協議会地区委員の交代

(地 区)	(前 任)	(新 任)
北海道・東北	小池東一郎 (北見工大)	梅津 良之 (秋田大)
関東・甲信越	福田 信之 (筑波大)	松田 智雄 (図書館情報大)
〃	加藤 静一 (信州大)	山本 正男 (東京芸大)
中 部	金子 曾政 (金沢大)	吉利 和 (浜松医大)
近 畿	脇坂 行一 (滋賀医大)	伊地智善継 (大阪外大)
中 国・四 国	山田 一郎 (鳥根大)	深瀬 政市 (鳥根医大)
九 州	神田 慶也 (九州大)	吉武 泰水 (九州芸工大)

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	小坂 淳夫(岡山大)	前田 四郎(東北大)
第5常置委員会	石塚 直隆(名古屋大)	西川 義正(帯広畜産大)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
医学教育に関する特別委員会	石塚 直隆(名古屋大)	高安 久雄(山梨医大)
〃	須田 勇(神戸大)	井沢 道(三重大)
〃	小坂 淳夫(岡山大)	山村 雄一(大阪大)
〃	具島兼三郎(長崎大)	福見 秀雄(長崎大)
教員養成制度特別委員会	九嶋 勝司(秋田大)	伊藤巳喜夫(福島大)
〃	安藤 格(大阪教育大)	小林 章(奈良教育大)
〃	須田 勇(神戸大)	川崎 源(滋賀大)
〃	竹山 晴夫(広島大)	岡 芳包(徳島大)
〃	井上 久雄(広島大教育 学部教授)	後藤 誠也(鳥取大教育 学部教授)

○ 専門委員の委嘱

第2常置委員会	松井 栄一(京都教育大学教育学部教授)
〃	金子 照基(大阪大学人間科学部教授)
入試教科目改訂 専門委員会	宮崎 莊平(新潟大学人文学部教授)
第5常置委員会	篠沢 公平(筑波大学事務局長)
大学格差問題特 別委員会	遠藤 輝明(横浜国立大学経済学部教授)
図書館特別委員会	沙藤 隆茂(東京大学図書館事務部長)
〃	東 米吉(千葉大学図書館事務部長)

寄贈図書

- 教育と情報 8月号 (文部省)
厚生補導 8月号 (文部省)
産業と教育 7月号 (産業教育振興中央会)
I D E 7-8月号 (民主教育協会)
E S P 8月号 (経済企画庁)
青少年問題 8月号 (青少年問題研究会)
アジアの友 6月号 (アジア学生文化協会)
みんなく 7月号 (国立民族学博物館)
エナジー対話 No.18 (エッソスタンダード石油)
国際交流 23号 (国際交流基金)
大学時報 6月号 (日本私立大学連盟)
会報 第42号 (日本教育大学協会)
北大百年史 (北海道大学)
島根大学史 (島根大学)
大阪大学の五十年 写真集 (大阪大学)
筑波大学年次報告書 昭和54年度版 (筑波大学)
筑波大学の創設とその実績について 実施状況のレビュー (筑波大学)
大学生の嗜好及び生活適応度に関する調査 資料編 (広島大学)
広島大学保健管理センター年報 No.16 (広島大学)
大学と社会 放送による大学講座の課題 (東北大学)
" オープン・ユニバーシティの現状と課題 (")
" 近代大学史研究の視点 (")
大阪教育大学教育研究所報 No.16 (大阪教育大学)
一般教育学会誌 No. 4 (一般教育学会)
入研協ニュース No. 4 (国立大学入学者選抜研究連絡協議会)
大学関係雑誌等記事文献目録 昭和40年1月~54年3月現在 (早稲田大学)
クレセント No. 9 (関西学院)
大学院研究年報 第10巻 No.1, No.2 (中央大学)
福山市立女子短期大学紀要 第7号 (福山市立女子短期大学)
教育改革研究 第2輯 (東海大学)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （補導）
 - 第4 “ （学生の厚生）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会（会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員）。その下に，大学問題第1・2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * 昨年の冷夏と打って変った猛暑続きの今年の夏もそろそろ終わろうとしております。遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。
- * 臨時行政調査会の財政再建方策の提示を受けて、来年度予算は曾てない厳しいものが予想され、当協会もその対応に多忙な夏を過しております。
- * 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。
- * 今回の「特別寄稿」には斎藤東京工業大学長の“さらば共通一次試験よ”を掲載することができ、また「窓欄」には伊谷純一郎京都大学理学部教授、松原純子東京大学医学部講師の両先生の二つの短編をご寄稿頂きました。ご多忙のところご執筆くださった諸先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

八月の少年壁に球を投ぐ

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和56年8月29日	印刷	(非売品)
	昭和56年8月31日	発行	
会	報	第93号	
		(第31巻第3号 通巻第93号)	
編集兼 発行者	石塚龍之進		
発行所	国立大学協会事務局		
	郵便番号 113 (東京大学構内)		
	東京都文京区本郷7丁目3番1号		
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)		
	03 (813) 0647		

印刷・製本 楠文唱堂